

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2012.12 No.130

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



非営利協同組織と文化経済学

TPP／大阪市職員条例
軍事攻撃と原発

東日本大震災2年後の福島で春季研究交流集会を開催！

3月16-17日

会場：コラッセふくしま

全体テーマ：人間の安全な発達保障とコミュニティ（仮）

主催：基礎経済科学研究所、日本学術振興会アジア・コア事業、助成：福島大学学術振興基金

第1日目 13:00-17:00

全体会：核と人類は共存できるか

—3・11から2年、改めて人間の安全な発達保障を考える—

山田舜（元福島大学長）、ニディア・リーフ（おばあちゃんたちの平和旅団）

藤岡惇（立命館大学）、乗松聰子（Peace Philosophy Centre）

第2日目

テーマ：人間復興と地域再生（仮）

並行セッション（10:00～12:00） 全体会（13:00～16:00）

第3日目 朝9時～夕刻4時まで マイクロバスなどで（福島駅にて解散）

フィールドワーク（希望者のみ、実費）

福島の被災地を巡り、住民組織と交流する

—渡利、蓬莱団地、福島大学、松川事件、飯館村の仮設住宅など

※ 最新の詳しいプログラムはHPをご覧ください。

1月26日(土)14:00-17:00 現代資本主義研究会

聽濤弘著『マルクス主義と福祉国家』（大月書店、2012年）をめぐって

会場：キャンパスプラザ京都6F 第1講習室 コーディネーター：櫻井善行

報告：聽濤弘（著者、元参議院議員）

コメント：碓井敏正（京都橘大学名誉教授）ほか

次回は4月20日（土）に開催する予定！

※表紙：ボローニャ・サントステファーノ教会（佐々木雅幸氏提供）

経済科学通信

Letters of Economic Science

第130号（2012年12月）

NEWSを読み解く

TPP交渉への参加見送りとそこから見えてくるもの	松本 朗	2
感覚的な「民意」を梃に成立させた、大阪市職員政治活動規制条例	奥野 恒久	5
軍事攻撃されると原発はどうなるか	藤岡 悠	10

SPECIAL EDITION
特集

非営利協同組織と文化経済学

解題		19
労働者協同組合運動—その到達点と課題—	岡安喜三郎	20
ホームレス自立支援法の10年とこれからの課題	沖野 充彦	28
非営利・協同組織は「雇用と福祉」をめぐる問題とどう向き合うのか	北島 健一	33
芸術文化支援の根拠を考える—「コスト病」から文化的価値へ—	阪本 崇	39
創造都市研究の現段階と課題	佐々木雅幸	46

第35回研究大会・並行セッション報告 54

春季集会報告

ディーセントワークとジェンダー平等社会の実現めざして、 10万人生協労連の展望を	北口 明代	59
---	-------	----

古典を読み解く（5）

21世紀・経済観を選びなおすとき —E.F.シューマッハーの「仏教経済学」に学ぶ—	谷川 佳子	67
--	-------	----

書評

森岡孝二編『貧困社会ニッポンの断層』／岡田知弘著『震災からの地域再生 一人間の復興か惨事便乗型「構造改革」か—』／奥田宏司著『現代国際通貨体制』／中村浩爾・湯山哲守・和田進編『権力の仕掛けと仕掛け返し—憲法のアイデンティティのために—』／吉永純著『生活保護の争点—審査請求、行政運用、制度改革をめぐって—』／レグランド塚口淑子編『「スウェーデン・モデル」は有効か—持続可能な社会へむけて—』／日本科学者会議・21世紀社会論研究委員会編『21世紀社会の将来像と道筋』／松尾匡著『新しい左翼入門 一相克の運動史は超えられるか—』／大西広『マルクス経済学』	74
---	----

勤労・実践を捉えかえす学び（21）

庶民の日常から歴史を観ると	吉田 省二	95
---------------	-------	----

TPP交渉への参加見送りとそこから見えてくるもの

MATSUMOTO Akira
松本 朗

I 見送られた TPPへの参加

2012年8月30日新聞各紙は、TPP交渉の年内参加見送りを一斉に報じた。この前日、藤村官房長官が記者会見し、「9月8日～9日のアジア太平洋経済協力会議（APEC）の首脳会議で正式に交渉参加表明するのは難しい」との認識を示したからだ。実際、野田首相（当時）はロシア・ウラジオストクで開幕したアジア太平洋経済協力会議（APEC）の基調発言（8日）で、「環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加にむけ、関係国との協議を引き続き進める」と述べるにとどまり、APECでの交渉参加表明を見送った。

実は、アジアでは今述べてきたアメリカが主導するTPP（環太平洋経済連携協定）以外にもいくつかの貿易協定の交渉が進んでいる。例えば、野田首相は、TPPや「東アジアの包括的経済連携協定」（RCEP）に加え、日中韓の自由貿易協定（FTA）の三つの交渉に並行して取り組むとしている。このうち「東アジアの包括的経済連携協定」（RCEP）とは、ASEAN10カ国に加え、日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド（東南アジア諸国連合（ASEAN）に日本など6カ国を加えたASEANプラス6）が参加する、アジアでの広域FTAのことを指す。TPP参加表明を見送った日本は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の拡大経済相会合で、他のアジアの15カ国との間でこの広域自由貿易協定（FTA）締結に向け、来年から交渉を始める上で合意した。このように、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明が暗礁に乗り上げるなか、日本の経済連携交渉はアジアで先行する形になる。

II TPPのかかえる矛盾を戦後の貿易体制に探る

貿易自由化交渉の流れをさかのぼれば、戦後出発したGATT体制へと行き着く。そして、戦後の世界経済が、貿易制度の基本的枠組みになったこのGATT（貿易と関税に関する一般協定）と通貨制度を形作ったIMF（国際通貨基金）の両輪で展開してきたことは言うまでもない。この両者はともに、1930年代のブロック経済化の反省から経常取引の原則自由化を打ち出していることもまた周知の事実である。GATT体制の特徴である、1) 自由（GATT11条：貿易制限措置の関税化及び関税率の削減）、2) 無差別（同1条：最恵国待遇、内国民待遇）、3) 多角（=ラウンド、交渉）の三原則に、「経常取引の原則自由」という戦後世界経済が目指した精神が見て取れるのである。

その一方で、GATT・IMF体制が、アメリカという資本主義経済の霸権国の利害と一致した形で生まれてきたことも事実である。戦後アメリカは唯一先進国において戦場にならず、巨大な生産力＝商品供給力を持った国であった。これがアメリカを世界経済体制の中心国にした条件である。しかし、このことは戦後復興過程で巨大な過剰生産能力を持つ国であることも意味する。つまり、戦後世界経済の基軸国になったアメリカは、自らの巨大な生産能力＝供給能力のはけ口としての世界市場をもつ必要があったのである。

「自由、無差別、多角」という理念は、第二次世界大戦という悲劇的な結末に陥った戦前のブロック経済化への反省と、社会主義国との台頭から市場経済体制を守るという資本主義経済の利害とが生み出した产物と言える。それは一言で言え

ば、自由貿易を推進し、資本のための市場経済を拡大するという利害（インターナショナリズム）であった。そして、そうしたインターナショナリズムの一方で、霸権国アメリカの国内資本が抱える課題＝過剰生産能力の処理という利害（ナショナリズム）が存在した。戦後の自由貿易（GATT）および通貨体制（IMF）は、このインターナショナリズムとナショナリズムが交錯したところで発足したのである。

ここで「交錯した」と記したが、実は、そもそもインターナショナリズムとナショナリズムは対立する概念である。戦後の自由主義世界経済体制は、この二つのイデオロギーが対立するという矛盾を抱えた経済の枠組みでもあった。しかし、その矛盾が表面化しなかったのは、超大国アメリカの存在と、アメリカを中心とする世界的な再生産構造が形成されたからに他ならない。そして、戦後の復興や発展のためにはアメリカ以外の周辺国も貿易による自国商品の販売と資本蓄積の促進が必要であり、そのために自由貿易を進めていくとする誘因が働いたと言える。

III GATT から WTO へ

GATT体制下では、1955年にWTO（国際貿易機関）が発足するまで、世界貿易の多角的な自由化交渉が断続的に行われた。その交渉を「ラウンド」といい、1964年を除けば交渉が行われた地名を関した名前で呼ばれた。交渉のニックネームと参加国は以下の通りである。

- 1948年 ジュネーヴ・ラウンド—23ヶ国
- 1949年 アヌシー・ラウンド—13ヶ国
- 1951年 トーキー・ラウンド—38カ国
- 1956年 ジュネーヴ・ラウンド—26カ国
- 1962年 ディロン・ラウンド—26カ国
- 1964-67年 ケネディ・ラウンド—62カ国
- 1973-79年 東京ラウンド—102カ国
- 1986-95年 ウルグアイ・ラウンド—125カ国

こうした交渉の目的は、当初の関税の引き下げを中心に通商取引の自由化であった。そしてす

に述べたように、アメリカを中心とする世界経済が順調に進んでいる間は、この交渉は順調に拡大していったし、その恩恵は交渉参加国に広く配分されたと言える。

しかし、1960年代以降アメリカの経済の衰退、経常収支の赤字が拡大し、ドルの信用が揺らいでくると、交渉には各国の利害が露骨に現れるようになつた。1964年のケネディ・ラウンドは、アメリカ・ドルの衰退がはっきりしていく中で、アメリカ主導でもたれた多角的な貿易交渉であったと言える。そこで論理は、アメリカの輸出競争力維持のための関税引き下げであり、貿易の自由化である。関税を引き下げるこによって自国製品の輸出競争力を維持し、自国製品の販売市場を確保しようという論理こそが、この時期以降の自由化交渉の根底に貫かれる。こうなると交渉参加国の利害は直接ぶつかり合うようになる。

その一方で、交渉の対象は生産物取引に関わるものだけではなく、非関税障壁など商品貿易以外の問題にも広がっていく。こうして貿易自由化交渉はその内容が多様化しながら、東京ラウンドからウルグアイ・ラウンドへと引き継がれ、最終的にWTO（世界貿易機関）へとそのバトンが渡されたのである。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO設立協定）に基づいて1995年1月1日に成立したWTOは、GATTのような協定ではない国際機関として、物品貿易だけでなく金融、情報通信、知的財産権やサービス貿易も含めた包括的な国際通商ルールを協議する場であるところに特徴がある。同時に、WTOでは包括的な自由貿易体制を確立するために多角的な交渉がすすめられた。それが新多角的貿易交渉（新ラウンド）であり、2001年カタールのドーハで開かれた第4回WTO閣僚会議で開催が決まったためドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）と呼ばれる。

2002年に新ラウンド交渉がスタートしたが、先進国とBRICsなど新興国そして発展途上国との対立によって中断と再開を繰り返した。また、会議の周辺ではNGOなどの反WTOの市民運動

が繰り広げられた。こうして、この交渉は9年にも及んだものの、ジュネーブで行われた第8回WTO閣僚会議（2011年12月17日）で「交渉を継続していくことを確認するものの、近い将来の妥結を断念する」という議長総括が示され、事实上停止状態になった。その後の状況は変わらず、自由貿易体制を維持するための多角的交渉は中途で頓挫した。

IV グローバリゼーションとナショナリズム

自由、多角、無差別を謳う多角的貿易自由化交渉が頓挫した理由は、戦後世界で展開してきたグローバリゼーションにある。グローバリゼーションがすすむ中で各国が貿易による経済発展を指向するようになり、貿易自由化が向かっていく方向を自国経済の利益につなげていこうとする利害が生まれたからである。言い換れば、グローバリゼーションが大きく進んだ現代ではもはやヘゲモニー国（経済的超大国）は失われ、世界経済での各国の貿易競争が深まっている。こうした状況下で、すでに述べたような関税などの撤廃や、非関税障壁の撤廃などで各国が利害対立を深めたことにWTOの挫折の大きな原因があると言えよう。まさに、インターナショナリズム無きナショナリズムの世界が、20世紀後半になって生まれてきたといえるかもしれない。

多角的貿易自由化交渉の限界に突き当たった各国は、1990年以降の世界経済の大きな変動の中で、個別交渉による貿易自由化交渉へと進んでいく。これがFTA（貿易自由化協定）であり、EPA（経済連携協定）である。TPPもまた、このFTAの延長線上で仕組まれた地域的な自由貿易協定と言える。WTOが頓挫する中で、世界貿易秩序には新たな地域主義、保護主義が台頭し、それぞれに貿易協定が結ばれようとしている。この事態を新たなブロック経済化として憂える識者も少なくない。

TPP交渉が秘密交渉として進められ、交渉参

加を表明しない限り、具体的な内容を知らされないまま交渉に参加することになっていることは、TPPが地域主義を背景に持つからに他ならないだろう。また、当初は環太平洋の小さな国々がそれぞの国々の「互恵」になるような貿易体制をめざして開始されたTPPも、アメリカの参加によってアメリカの輸出促進と中国を意識した安全保障戦略（ヘゲモニー争い）の色合いが強く表れた自由貿易協定になりつつある。このことも、この自由貿易協定交渉がもつ「ナショナリズム」の性格が前面に現れたことを示していると言えよう。

今次野田前首相が国内政治経済状況を理由にTPP参加への見送りを決断せざるを得なかつたのは、TPPがもつ（特に米国）「ナショナリズム」の脅威に対して我が国の世論が、自国経済防衛のために声を上げたからに他ならないだろう。また、同時にその他の地域間貿易協定への協議を続けていくことを表明したもの、それぞれの地域協定が「ナショナリズム」のぶつかり合いの中で、それぞれに交渉されていることを証明していることにならない。

V TPP交渉の顛末から見える 経済学の課題は何か

自由貿易の経済利益はどこにあるのか。この命題は、リカード以来経済学に突きつけられた大きな課題である。リカードは、資本と労働の移動が制限される（国境で遮られた）国民経済間の商品取引の特殊性から導き出した国際貿易の基本原理を「比較生産費説」として確立し、その後の貿易理論の礎を作った。スミス、リカードと継承された古典派経済学を批判的に摂取したマルクスは、貿易論については「国際価値論」として展開を試みようとした。しかし、全くの未完成に終わっている。

グローバル経済が進む中で、一見すると、「人、モノ、金」は自由に移動するように見える。このことは経済学では、世界経済から貿易理論が消え

るかもしれない事態と考えられる。それは同時に、マルクス「国際価値論」の役割の終わりを示す事態とも言える。

しかし、今次の TPP の騒動と野田前首相の「参加見送り声明」の事態を見るとき、自由貿易交渉に潜むナショナリズムの台頭は、国境の存在と「人、モノ、金」の国際間での移動の制限の存在を今でも示唆しているのではないだろうか。

昨今の TPP を巡る議論の中には、損失を被る少数者が TPP 反対の議論を主導する理由はなにかを経済学的力学の観点から説き、それが経済全体の厚生とは相反することを証明しようとする試みが見られる。自由貿易の利益を所与とし、それを目指す交渉がなぜ少数の損失者によってつぶされるのかを「経済学」的に説くことによって、TPPへの参加を強く促そうとする議論である。また、1970 年代後半の石油危機以来、再び頭をもたげてきた資源ナショナリズムの台頭という事態の中で、資源輸入に名を借りた安全保障上の理由を挙げて交渉参加を促す議論もある。

こうした議論では、資本主義経済始まって以来自由貿易交渉の中に含まれる「ナショナリズム」と「インターナショナリズム」の対立、そしてその条件となる資本の論理などは全く考察の対象に入らない。市場メカニズムにすべてを任せ、資本をいかに自由に運動させるかに中心的課題が設定される。資本の論理への批判的検討はしない。国際間の自由競争とそれがもたらす帰結は、全く考察の対象にならないのである。そこには私たち国民の目線にたった「ナショナリズム」はみられない。こうした経済学では、TPP の参加によって、あるいは地域主義、保護主義的な地域間貿易協定によって、私たちの生活がどのような影響を受けるかについて正しい判断を示すことはできないであろう。

国民の視点に立った経済学は、俗流的な経済学に対して真っ向から対抗軸を構築しなければならない。その一つとして「国際価値論」の展開と応用が求められるのである。

(まつもと あきら 所員 立命館大学)

感覚的な「民意」を梃に成立させた、 大阪市職員政治活動規制条例

OKUNO Tsunehisa
奥野 恒久

I はじめに

「世界では自らの命を落としてでも難題に立ち向かわなければならない事態が多数ある。しかし、日本では、震災直後にあれだけ『頑張ろう日本』『頑張ろう東北』『絆』と呼ばれていたのに、がれき処理になつたら一斉に拒絶。全ては憲法 9 条が原因だと思っています」。2012 年 2 月 24 日に橋下徹大阪市長がツイッターに発した、論理の飛躍を伴う露骨な憲法 9 条敵視論である。橋下氏はこの発言で自らが改憲論者であることを公表したが、問題の本質は、彼の「改革」自体が憲法を無視した、いわば「実質改憲」の遂行であり、さ

らにそれを「民意」に基づくとの装いのもとで遂行していることである。

例えば、日本国憲法は 13 条で「個人の尊重」を掲げ、26 条で「教育を受ける権利」を規定している。戦後日本の教育は、これら憲法規定を根幹に据え、教育基本法をはじめとする教育関連法規、そして教員を中心とする教育関係者の理論的・実践的取り組みの中で「教育内容への国家介入抑制の原理」を確立し、最高裁も旭川学テ訴訟（最大判 1976. 5. 21）にて、これを確認している。ところが橋下氏は、「民の力が確実に教育行政に及ばなければならない」として、政治が教育内容に介入することへと道を開く。憲法に基づく原理を、「民意」を梃に突破するわけである。

以下、ここでいう「民意」とはいかなるものかを考えたうえで、2012年7月30日に成立した大阪市職員政治活動規制条例の憲法上の問題点を指摘しつつ、「民意」を強調する手法といいかに向き合うべきか、その手がかりを探ってみたい。

II 橋下氏を支持する「民意」

橋下氏を支持する「民意」とは、支持者それぞれが自らの価値や客観的利害に照らして考え抜いた、いわゆる熟議された意識の総体なのか、それともイメージに流されての感覚的・情緒的なものなのかという論点は、それへの対処法が異なるだけに、軽視できない。

社会意識論を専門とする松谷満は、2011年大阪ダブル選挙後の有権者意識調査にもとづいて、氏の支持基盤を検討している（「誰が橋下を支持しているのか」『世界』2012年7月号）。そこには、政治的価値観を問う項目として、「愛国心や国民の責務を教えるよう戦後の教育を見直すべき」との命題に対し、賛成者の55%が橋下に「強い支持」、29%が「弱い支持」である一方、この命題への反対・保留者の35%が「強い支持」で、「弱い支持」も35%であった。また同様に、「競争は社会の活力や勤勉のもとになる」との命題については、賛成者の53%が「強い支持」で30%が「弱い支持」であるのに対し、反対者の31%が「強い支持」で36%が「弱い支持」となっている。松谷はこれらから、愛国心や競争的な要素を重視する者で橋下の支持は高いとし、「有権者が単に雰囲気に流されて何となく支持している、見かけの派手さに惹かれているだけだ、というような『無知な大衆』論はやはり適切でない」と主張する。

だが、はたしてそうだろうか。私は、松谷の調査にもとづくならば、愛国心教育に否定的な層の70%、競争的要素に否定的な層の67%が、氏を一定支持していることこそ注目すべきだと考える。「雰囲気に流されて」ではないにしろ、政治的価値観以上に「リーダーシップ」などの政治手

法を評価したと見るべきではなかろうか（松谷自身も「支持理由の比較」としてそのようなデータも出している）。そしてこの政治手法への評価は、政策内容と違って、支持者がじっくり観察・考察したうえでというより、メディアでの取り上げられ方などイメージに左右されやすい。

そもそも橋下氏は、原発への態度の豹変が示したように、「自立」や「競争」「成長」を重視する新自由主義的な立場以外に依って立つべき価値を持ち合わせておらず、それゆえ場当たり的な言動が目立つ。「君が代」の強制からナショナリストのように見えるが、「終戦直後だったら、君が代で起立齊唱させることのデメリットは大きかったでしょう。しかし、今の時代、日の丸や君が代を軍国主義の象徴ととらえるような歴史觀を持った方々はごく少数になって、起立しないことを認めるとデメリットの方が大きい」（『朝日新聞』2011年6月28日）と語るように、政治的価値にではなく状況に規定されて、さらに言えば教員組合などの「思想」を炙り出すといった政治手法の一つのように見てとれる。「成長志向」層が橋下氏を支持するのは理解できるとして、それ以外の層からの支持理由は、価値や政策以外のところに求めるべきであろう。

私はかつて、2005年「郵政選挙」での小泉自民大勝の背景の一つとして、弱者による「屈折した」意思表明があった、と指摘した（『改憲・改革を受容する国民意識』民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』日本評論社、2008年）が、橋下支持においても同様の現象が生じているように思われる。すなわち、経済的困難を抱えている人や孤立感を深めている人にとって、氏が公務員に代表される既得権益保持者を叩くことは、自らの客観的利害とは無関係に、感覚的に支持ができるのではなかろうか。だとすると、氏を支持する「民意」とは、「成長志向」イデオロギーにプラス、彼の政治手法への感覚的な「民意」だと思われる。だから彼は、既得権を持つ「敵」を作りつけ、叩きつづけないといけないのである。

III 大阪市職員政治活動規制条例

「敵」を設定することで支持を調達するとともに、公務員のリストラと人件費削減を可能にする環境づくりのために、公務員とりわけ組合に対する攻撃が、職員調査や便宜供与の中止という形で継続的になってきた。そのような中、7月30日に「職員の政治的行為の制限に関する条例」(以下、政治活動規制条例あるいは単に条例)が制定され、8月に施行されている。

(1) 国公法・地公法による政治活動の規制

国家公務員法(国公法)は1947年に(1948年12月に大改正)、地方公務員法(地公法)は、1950年に制定されている。両法は、公務員の職を一般職と特別職に区分し、一般職にのみ適用される。

国公法102条は、政党または政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、若しくは受領すること(1項)、公選による候補者になること(2項)、政党その他の政治的団体の役員・顧問となること(3項)を禁じるのみならず、「選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない」(1項)と規定し、これを受け人事院規則14-7は、「政治的目的」(5項1号~8号)をもって、「政治的行為」(6項1号~17号)を行うことを禁止している。注目すべきことは、人事院規則が「職員が勤務時間外において行う場合」も規制していることであり(4項)、さらに「政治的目的」の中に、選挙での候補者や政党への支持・反対、最高裁判官の国民審査といった投票「制度」への関与のみならず、「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること」(5項5号)という、純然たる表現までもが含まれていることである。さらに国公法は、禁止違反に対して懲戒処分(82条)だけでなく、刑罰(110条1項19号)をも規定している。

地公法は、国公法に比べると禁止行為の範囲を

限定し、地公法自身が「政治的目的」を「特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的」と定め、この目的でなされる「政治的行為」も地公法で定めているほか、「条例で定める」としている(36条2項)。また、違反者に対する刑事制裁の規定はなく、懲戒処分のみが可能となる。

(2) 大阪市の政治活動規制条例

歴代の大阪市長は、自民・公明・民主、そして連合系の市労連など、共産を除く「オール与党」体制のもとで当選してきたこともあり、大阪市と市労連との「癒着」が指摘・非難されてきた。橋下氏はこの指摘・非難を「追い風」としている。

条例は、国公法・人事院規則の禁止する広範な政治的行為を、地方公務員である大阪市職員にも適用するというもので、人事院規則に準拠して10項目を規定する(2条1号~10号)。また、先述の地公法が定める「政治的目的」の範囲を拡大させ、「公の選挙若しくは投票において特定の人若しくは事件を支持し、若しくはこれに反対する目的」を加える。さらに当初は、懲役刑を含む刑事罰を盛り込んだかったようだが、政府からの指摘と多くの批判を受けて、「懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる」(4条)としている。禁止されている10項目の中には、例えば「多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること」(2条4号)というのもあるが、「反原発デモ」への参加は禁じられるのであろうか。そもそも「政治的目的」に該当しないといえるのだが、取り締まる側からすると、その主張内容を政権批判や特定政党支持と関連付けることは容易であろう。このように「微妙な」部分、職員を委縮させる効果を多分に含む条例である。

このような指摘を受けてであろう。市は8月10日に、具体的な事例を挙げて禁止対象になるかどうかを示した運用指針を職員に通知した。

NEWS を読み解く

「毎日新聞」8月16日の報じるところでは、政治活動の制限は勤務時間の内外を問わず、休職・休暇中も対象となり、区役所の職員は区内、他の職員は市内での活動が制限される。具体的な活動内容については、「政治団体への寄付、会費の支払い」=○(可)、「政党機関紙の個人的な購読」=○、「政党機関紙を組織的、計画的に回覧」=×(不可・懲戒処分の対象)、「デモへの参加」=○、「政党や組合などの非公開の会合で政治的な発言」=○、「公会堂や公園、街路などでの政治的な発言」=×、「職員組合が、選挙で特定の候補者の支援を決議」=○、「上記の決議を外部に配布したり、積極的に発表」=×、「自宅に特定の政党を支持するポスターを掲示」=×、「政治的な演劇に出演、チケット購入」=○、政治的な演劇の演出、脚本や資金の提供、宣伝」=×、だとう。もっとも、デモへの単なる参加は認められるが、「消費税増税反対」などのデモを企画する場合、政党や内閣を支持・反対する目的が明確なときは違反となるというから、不明瞭さは払拭されない。また別の報道では、政党支持の自宅へのポスター掲示につき、職員本人が掲示すると違反のおそれがあるが、家族が掲示するなら違反とならないという(「赤旗」8月22日)。

「毎日新聞」の報道にしばしば出てくる「政治的な発言」とは、「政治的目的」に限定されるはずだが、「反原発」「消費税増税反対」、さらには「改憲反対」などにまで拡大される可能性がある。いやむしろ、職員を委縮させることで、政治的な問題に関与させない、政治的な問題を通じて職員に市民とのつながりを持たせない、これらをねらった条例を見るべきであろう。

IV 公務員の政治活動規制をめぐる憲法問題

(1) 「全体の奉仕者」の意味

日本国憲法15条2項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定める。この「全体の奉仕者」を根拠に、公務員

の人権制限を正当化する議論が存在する。しかし、一般に憲法学説はここでいう「全体の奉仕者」について、明治憲法下の「天皇の使用人」ではなく、国民全体のために奉仕すべき、すなわち国民の一部・国民の一階層のために奉仕すべきではない、ということを意味するにすぎないと解している。それゆえ、職務遂行にあたって自らの政治的立場を持ち出すことは許されず、「行政の政治的中立性」が要請されるのはもちろんであるが、この要請は、公務員が一個人・一市民として、職務とは無関係に行う政治活動にまで及ぶものではない。日本国憲法において、人権の制約が許されるのは具体的な害悪の発生を抑止する場合に限られるというのが基本であり、公務員も一人の個人として政治活動の自由を有するのである。だとすると、公務員の人権制約は、その「全体の奉仕者」という地位に着目してではなく、その職務遂行が具体的な害悪を生むことを抑止する場合に限ってなされるべきである。そこで憲法学の通説は、「行政の政治的中立性」を確保するために、公務員の地位や職務内容に応じて政治活動の自由に対し必要最小限度の制限に限って許容される、としており、職務と無関係に勤務時間外に職場外で行う政治活動までを禁止する、現行の公務員法(とりわけ国公法)は、憲法21条に違反することになる。

(2) 表現の自由の意義

憲法21条は表現の自由を保障している。他者とコミュニケーションをとることは人間の本性であるとともに、そうすることで人は自らを知り成長させることができる。表現という行為は、個人の自己実現にとって不可欠なのである。また、選挙が制度化されていても、政党や候補者の政策等が広く知れわたっていなければ意味はないし、様々な情報や見解が流通し、それらをもとにいたるところで政治的議論が活発になされてこそ民主主義は機能する。表現の自由は民主主義の前提基盤なのである。これらを根拠に、憲法学説は、表現の自由は優越的地位にあるとし、それへの規制

は裁判所の違憲審査制を通じてより慎重になされなければならない（厳格に審査されなければならぬ）と解してきた。

特に注視すべきなのが、表現に対し権力的な弾圧を加えなくとも、国民の側が自己抑制をして本来表現してよいにもかかわらず、あえてそれをしないという事態である。そのエスカレートは「表現の自由の自主的放棄」を帰結する。憲法学説が「委縮効果」として強く警戒する問題である。

(3) 猿払事件最高裁判決の問題点

猿払事件とは、郵便局に勤務する現業公務員が勤務時間外に組合推薦の議員候補者の選挙用ポスターを掲示・配布したことが、国公法102条1項および人事院規則に違反するとして、起訴された事件である。この事件で最高裁（最大判1974.11.6）は、「全体の奉仕者」規定から、行政の中立的運営およびこれに対する国民の信頼を確保するためとして「公務員の政治的中立性」を導き、「合理的で必要やむをえない限度」での公務員の政治活動の自由への規制を認めたのである。

この判決への学説からの批判は非常に強い（参照、浦部法穂『憲法学教室〔全訂第2版〕』（日本評論社、2007年）、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年））。厳格な審査がなされなかつたという解釈論上の問題もあるが、ここでは置く。最高裁は「国民の信頼の確保」という要請を持ち出して、行政の実質的公正さよりも公正さらしさという外観を保つことを重視した。また、「公務員の政治的中立性」との要請により、公務員の地位や職務内容といった個別事情を捨象し、「一体となって国民全体に奉仕すべき責務を負う行政組織」の中立性確保を主眼とした。これらの結果、公務員も政治活動の自由を有するという前提そのものを否定したのである。

猿払事件以降、検察側も国公法102条での起訴をいわば「封印」してきたはずなのだが、2003年、社会保険庁に勤務する非管理職の公務員が勤務時間外に、単独で郵便受けに政党機関紙号外を

投函した行為を同法に反するとして起訴した（堀越事件）。東京地裁は、猿払事件最高裁判決に依拠して有罪とした（東京地判2006.6.29）が、第二審で無罪となっている（東京高判2010.3.29）。欧米諸国が公務員の政治活動を刑罰で禁止していないことは、例えば最近の憲法審査会の場で政府も認めている。だが、刑罰規定の有無以前のこととして、公務員にも政治活動の自由があり、それへの制約は「行政の政治的中立性」を確保するため必要最小限でなければならないのである。いたずらに職員を委縮させる大阪市職員政治活動規制条例も憲法21条に反する、と言うしかない。

V 「憲法違反」という批判の陥穽 —結びにかえて—

だが、公務員に対する批判意識と一体となった「公務員の政治活動はけしからん」「公務員は四六時中、中立でなければならない」という市民感覚に対し、「政治活動規制は憲法違反である」との議論はどこまで説得力を持ちうるだろうか。ともすると、「憲法の方こそ問題だ」と言われかねない。もちろん、憲法の意図するところを語りづけねばならないが、それだけでなくこの問題についての熟議の契機を、市民の側に提示していくことも必要ではなかろうか。この条例により、大阪市の職員の中に委縮ムードが高まるなら、政治的な問題でなくとも、職員は職場外・勤務時間外で市民の前で発言することを控えるであろう。そうすると、職員と市民とのつながりは自然と絶たれ、その結果、ただ首長の顔色のみをうかがう、それこそ橋下氏が望んでいると思われる職員集団が誕生するであろう。

熊沢誠氏によると、現業労働者からなる大阪市従業員労働組合は、「コミュニティ労働論」を提起し、ごみ収集の人が高齢者の住むアパート上階の戸口までごみ袋を取りに行くといった実践を行ってきたという（「橋下『改革』対抗論一問われる公務員労働組合のゆくえ」『POSSE』15号）。市民のニーズに寄り添うプロジェクトである。職

員が職務を中立に遂行するのは当然であるが、それは上司の指示に機械的に従うことではなく、真に市民に奉仕することであろう。職務を離れたところで、職員も市民同士のつながりを自由に持てる環境があつてこそ、市民に奉仕する、市民感覚のある職員が育ち、市民の声の生きる市政が実現するのではなかろうか。市民の声を反映するのは、何も選挙の時だけではない。むしろ現在においては、市民の日常的な政治や社会への参画が求められているはずであり、「選挙を通じて民意を代表する」ことのみを強調する橋下氏の議論は、これに逆行している。

最後に、成長や競争を重視する新自由主義とどう向き合うかも、ひきつづき重要な課題である。ここでは、「グローバル化は不可避」との認識を示しながら、「『経済成長さえあればすべてがうまくいく』などと、とんでもないことを言うヤツがいます。そんなスローガンは、ピントはずれなだけでなく、害毒にしかなりません」と言ってのける、宮台真司の「語り」（『きみがモテれば、社会は変わる。』イースト・プレス、2012年）が参考になる、と指摘しておくにとどめる。

（おくの つねひさ 龍谷大学）

軍事攻撃されると 原発はどうなるか

FUJIOKA Atsushi
藤岡 憲

I ゆっくりと爆発する原爆 ＝原発

1945年8月に広島に投下された一発の原爆のばあい、積んでいたウラン235の15%にあたる800グラムが核分裂しただけであったが、それだけで広島市を壊滅させ、年末までに14万人の命を奪うなど、すさまじい破壊力を発揮した。

標準的な原子炉のばあい、毎日3キログラムのウランを「ゆっくりと核爆発」させ、その熱で大量の水を沸騰させ、蒸気圧の力で巨大なタービンを回し、毎時100万キロワットの電力を生み出す。標準的原子炉は、一日につき4発の広島型原爆に相当する核物質をゆっくりと爆発させ、電気エネルギーに変えてきたのだ。

1基の標準的な原子炉は、どれだけの核分裂生成物（死の灰）を生み出すのか。補修や点検があるため、年間9か月しか動かさないと仮定すると、このタイプの原子炉を1年間動かせば、広島型原爆を1千発、10年間動かせば1万発、20年間動かせば2万発を爆発させたに等しい「死の

灰」が出てくるだろう。

2010年1月現在、世界で稼働中の原子炉は437基だが、そのうち54基が日本国内で動いている。日本の原子炉の平均発電容量は89.3万キロワット、平均の稼働期間は20年を超えているのだから、広島型原爆100万発以上を爆発させたに等しい量の「死の灰」（放射能の減衰までに数百年かかるものも多い）が、日本で生み出されてきたことになる。

原子力発電（原発）とは、「ゆっくりと爆発する原爆」にはかならないのだが、原子力という暴龍を飼いならすことは可能だという言説が大量にふりまかれた。その結果、「魔法のランプ」内に暴龍を閉じ込め、闇を照らすランプの電源として、安全かつ安価に利用できると、国民の多くは信じ込まされてきたわけだ。

II 「福一」で何が起こったのか

2011年3月11日から15日の間に、168発の広島型原爆が爆発したのと同量のセシウム137が福島第一原発（福一）の1～4号炉の格納容器の外

にまき散らされた。いくつかの幸運に恵まれたおかげで、福一の敷地外の大気や海に放出された放射性物質は、まだ貯蔵量の1%以下に留まっているようだ。

原子炉には2つの「アキレス腱」があることを福一の核惨事が明白にした。第一の「アキレス腱」とは、原子炉の冷却水を循環させてきた「外部電源装置」であり、ここが破壊され、全電源が断たれると、数時間後には核燃料の溶解が始まり、炉心溶融にいたることが明らかになった。

いま一つの「アキレス腱」は、原子炉建屋内の使用済み核燃料プールだ。原子炉の本体は、圧力容器と格納容器という強固なコンクリート壁で2重に守られているので、自然災害であれ、軍事攻撃であれ、相當に強い力が働くかないかぎり原子炉本体を破壊するのは容易ではないだろう。しかし外部電源装置も核燃料プールも、圧力容器・格納容器の外側にあるため、軍事攻撃は難しくない。

米国の専門家たちが深刻に危惧したように、使用済み核燃料プールがとくに弱い部分だ。建屋の上部に位置しているため、燃料プールの底に穴が開くと、核燃料棒を冷やす水が抜け落ち、核燃料棒の溶融が始まり、水素爆発などを誘発するだろう。とくに4号炉の核燃料プールには、福一で貯蔵している使用済み核燃料棒3108本の49%にあたる1533本の燃料棒が冷却貯蔵され、そこにはチェルノブイリの原発事故で放出された量の10倍に達するセシウム137が含まれている。セシウム137というのは半減期30年、福島の汚染レベルを左右する重要な放射性物質だ。その他の放射性物質も加えると、広島型原爆5000発分に相当する莫大な量の放射性物質が4号機の核燃料プールに集中している。

「魔法のランプ」のガラスは宣伝されたほどには強靭ではなく、誤動作や天変地異があれば壊れてしまうということを、チェルノブイリに続いてフクシマの核惨事が証明した。加えて「魔法のランプ」には、「アキレスの踵」があり、ここを衝けばランプは簡単に壊れることを、フクシマは初めて明らかにした。「ランプの簡単な壊し方」が

ついに発見され、世界中の軍事集団が知ることになったわけだ。

III 原発が軍事反撃の絶好の標的となるのはなぜか

9月11日事件を口実にして、ブッシュ2代目政権は、反テロ地球戦争を戦うための「米軍再編」を実施した。冷戦期の遺産である宇宙利用技術、情報のネットワーク技術、精密誘導技術を活用して、新型の戦争システムを編み出そうとした。そのシステムは、「宇宙ベースのネットワーク中心型戦争」と呼ばれた。

その結果、米国の保有する軍用機の3割余は無人機となり、米本土の安全な空軍基地内から操縦され、軍事衛星編隊によって精密誘導された無人飛翔体がアフガン・パキスタンの地上の標的にたいして、ミサイルを放ってきた。オバマ政権発足以来、非戦闘地域での無人機攻撃は240件以上発生し、「テロ組織関係者」とされる2千人以上が、裁判もなしに突然、命を奪われてきた。多数の無実の市民や子どもたちが巻き添えになったこともあり、攻撃された地域や国の民衆と政府の怒りを買ってきた¹⁾。

米国にかかる限り、宇宙の軍事利用は「宇宙の殺人利用」という新段階に入った。このような「宇宙ベースのネットワーク中心型戦争」のシステムを円滑に動かすためには、「盾」と「矛」、防衛兵器と攻撃兵器の双方が必要だ。「盾」の中軸が「ミサイル防衛」システム。「ミサイル防衛」と称してはいるが、実体は敵ミサイルを攻撃・撃墜する「ミサイル攻撃」兵器にほかならない。

「矛」の役割を担う攻撃兵器のグレードアップ戦略の中軸になりそうのが、「無人宇宙戦闘機」の開発だ。「無人の宇宙戦闘機」とは耳慣れぬ用語だが、撃墜されないように進路や速度を自由に操れ、地上20キロ（航空機の航行上限）から100キロ（人工衛星の軌道の下限）までの空間（成層圏・中間圏）を航行でき、世界のどの地点へも30分以内で到達できるという次世代ミサイ

ルのこと。「矛盾」という熟語の語源になった古代中国の武器商人と同様に、新型の「矛」と「盾」とを同時に開発し、不安を煽って、同盟諸国に売り込もうする「矛盾の商戦」が後に控えている。

ところで新型戦争のアキレス腱が浮かび上がってきた。宇宙衛星編隊、サイバー空間、それに核施設の3つがそれだ²⁾。なかでも新型戦争システムの現下の最大の弱点は、核施設、とくに原発だというのが、衆目の一一致する認識となっている。米軍に抵抗する側にすれば、核施設の狙い撃ちこそが、もっとも容易で有効な反撃策だと考えるだろう。新型戦争に米国が注力すればするほど、米国とその同盟国の核施設を狙うことで、反撃しようとする動きが強まることは避けられない。

IV 軍事攻撃を受けると原子炉は破壊される——中東の経験

イラクのサダム・フセイン政権は、バクダット郊外のアル・ツワイサ核施設に、フランスから輸入したオシラク原子炉を設置し、プルトニウムの濃縮を行おうとしていたのであるが、1981年6月7日にイスラエル空軍機によって破壊される事件がおこった。米国製のF16戦闘機8機が2つの編隊を組み、アラブ諸国のレーダーに捕捉されないように、地上30メートルの低空を時速670キロの速度で1100キロを飛行し、オシラク原子炉を破壊したのだ。「オシラク原子炉のドームは火の玉を吹き上げて、轟音とともに最後の大爆発を起こした」という。核燃料を入れる前であったために、放射性物質の噴出は避けられたが、強固に作られたとされる原子炉の圧力容器であっても、爆撃されると簡単に壊れてしまうことが分かった瞬間であった³⁾。

その後、1987年11月にイラクがイランで建設中の原発を攻撃したし、1991年1月の湾岸戦争の際には、米軍が「イラクの原子炉に決定的損傷を与えた」と発表している。

2007年9月になると、シリア政府が東部のデ

ルソールに建設中であった「施設」をイスラエル空軍機が爆撃・破壊する事件がおこった。翌年の08年4月に米国政府は、この施設は、シリアが北朝鮮の支援のもとで建設していた原子炉であり、核兵器開発が目的だったと述べ、国際原子力機関（IAEA）の天野之弥事務局長も、11年5月24日に「この施設は原子炉だった可能性が濃厚」と指摘している⁴⁾。

2010年9月6日には、イスラエル空軍機が再びシリアの首都ダマスカスの北東郊外に建設中の原子炉を核兵器材料（プルトニウム）の生産炉だとみなして、爆撃し破壊したし、最近では、核兵器の製造の最終段階に来たとされるイランの核施設を破壊するために、イスラエル軍が電撃攻撃を仕掛けるという情報がたびたび流れている。

これらの事例をみると、高性能爆弾（あるいはこれを搭載したミサイル）を使えば、原子炉本体を破壊できることは明らかだ。

V なぜイスラエルやヨルダンでは原発の建設に積極的ではないのか

中東諸国の中でイスラエルとヨルダンには油田が乏しいために、両国ともエネルギーの確保に苦労してきた。とくにイスラエルは、百発以上の核兵器、地上発射の核ミサイル、核ミサイル搭載の潜水艦と爆撃機という3本柱の核運搬手段をもつ「核大国」であり、高度な核能力をもちながら、発電用原子炉を1基も建設・稼働させずにきた。それはなぜか。地上に原子炉を建設すれば、軍事攻撃の絶好のターゲットとなることをイスラエル支配層が自覚していること、地下深くに原発を作ったとしても、軍事攻撃される悪夢を払しょくできないし、コストアップとなると考えているからであろう。

これにたいして中東の親米国のヨルダンのばあい、2011年の「アラブの春」運動が軍事的騒乱に発展するまでは、首都アンマン近郊に原発建設を予定していた。2014年初めに、加圧水型原子

炉の建設契約を結び、2020年に稼働開始を目指すというのが当初の計画であり、受注をめぐって三菱重工とフランスのアレバ社の合弁企業と、ロシアの企業が競っていた。しかし中東の争乱の激化を考慮して、2012年5月13日にヨルダンのトウカン原子力委員長が「原発発注を3~4年延期することもありうる」と言明した。隣国シリアの内戦が激化すると、爆弾テロが波及し、原発が標的となることを懸念しているからだと解説されている⁵⁾。

VI 9・11事件の衝撃

2001年9月11日の同時多発テロ事件は、多くの謎を残す奇怪な事件であったが、少なくとも、つぎのことを明らかにした。すなわち民間飛行機をハイジャックして、軍事目標につっこむならば、民間機は「軍事ミサイル」に変えることができるということだ。ハイジャック犯の乗っ取った「即席ミサイル」がニューヨーク北郊のインディアンポイント原子力発電所に突っ込んでいたとしたら、世界貿易センタービル崩壊時の何百倍、何千倍もの被害が生まれたことだろう。

2001年9月11日の同時多発テロ事件以来、原子力発電施設はゲリラ勢力の格好の攻撃目標となると、国際原子力機関（IAEA）は警戒を呼びかけてきた⁶⁾。米国の原子力規制委員会（NRC）も、2002年2月に、原発に航空機が激突しても事故を拡大させない態勢づくりを国内の原発に義務づけた。この指令は、住民にパニックを起こさせないように非公開とされたが、対策を義務付けた行政指令の条項から、「B5b」と呼ばれている。『朝日新聞』の砂押博雄記者たちは、こう説明している。「B5bに基づいて06年にまとめられた指導文書によると、米国内の原発（104基）を対象に全電源喪失事故に対応するため、持ち運びできるバッテリーや圧縮空気のボトルなどの配備…を義務づけている。…日本の保安院は06年と08年に米国に職員を派遣し、NRC側からB5bに関する詳細な説明を受けた。…だが原発での全電源喪

失やテロは『想定外』として緊急性の高い課題とは考えず、伝えていなかった」⁷⁾。その結果、米国の各原発には150名の武装警備員が配置されているが、日本のはあいはゼロのままだ⁸⁾。

オバマ大統領のよびかけで、2010年4月12~13日に米国の首都で、47カ国の代表を集めて、核テロ攻撃の防止策を話し合う初の「核保安サミット」が開かれた。国家だけでなく、いまや非国家の武装組織も、核物質や核爆弾の入手に全力をあげており、この事態を放置していくは、彼らが小型核爆弾を使って、あるいは核物質を原材料にした粗製核兵器を用いて、要求を貫こうとする前夜にあること、この核テロこそが、現下の核危機のなかでも最大の緊急課題であるとオバマ政権が考えていることが浮き彫りとなった⁹⁾。

VII 原発ストレステストをめぐる 欧州連合の攻防

2011年5月17日にドイツのレットゲン環境大臣が、「脱原発」のスケジュールを決めるにあたって、飛行機の墜落にたいする備えが不十分な原発を優先的に廃炉にしていくという方針を明らかにした。彼はこう述べた。ドイツには17基の原子炉があるが、そのうち「4基は小型機墜落への防護基準を満たしていない。残る13基すべても、大型機墜落への備えが十分ではない」と¹⁰⁾。脱原発派の議員やオーストリア・ドイツなどは、原発のストレステストの実施にあたっては、人為的ミスや自然災害だけでなく、航空機の墜落への耐性やテロリストの軍事攻撃に見舞われた際の耐性という観点も含むように主張している。これにたいしてフランスや英国といった原発維持派は、このような軍事攻撃の可能性は少ないし、住民の不安を煽り、コストアップを招くとして、反対している¹¹⁾。

VIII 日本のはあいはどうか

東芝の原発技術者であった小倉志郎さんといえ

NEWS を読み解く

ば、福一の建設に際して、原子炉系の機器のエンジニアリングに携わった人。小倉さんは、『季刊リプレーザ』という雑誌（第3号、リプレーザ社、2007年夏号）に山田太郎の筆名で「原発を並べて自衛戦争はできない」という卓抜なタイトルの論文を書き、次のように述べた。

「まず、一番先に知っておいてほしいことは、原発の設計条件に、武力攻撃を受けても安全でなければならない、などということは入っていないということである。…現在ある商業用原発55基は、いかに発電コストを小さくできるのかという経済性を最優先で設計されているから、武力攻撃を受けた場合、どうなるかは少なくとも設計上はわかっていない…。肝心の原子炉が停止の後に行わねばならない冷却は、武力攻撃を受けた場合にできるのだろうか。…（冷却系システムの）多くは、原子炉建屋の外の補機建屋、あるいは屋外にむき出して置かれているものも多い。屋外にあるこれらの機器は、小さな通常爆弾でほとんどが破壊されるか、機能停止に至るであろうし、補機建屋などは、危機を風雨から護る目的で、武力攻撃に対する強度などはもっていない。…原子炉建屋内の使用済み核燃料の貯蔵プールはどうなるであろうか。燃料プールは、原子炉建屋の最上階にある。つまり燃料プールの上には、建屋の天井があるのみである。この天井は、その上に機械を設置しないので、天井自体の重さを支える強度しかない。つまりごく小さな通常爆弾に対しても無防備と言ってよいであろう。…別のほとんど防御不可能な攻撃は、巡航ミサイルによる原発への攻撃である。これはレーダーに検知されない低空で飛んでくるもので、防ぎようがない。…自爆を覚悟すれば、ジェット戦闘機によっても巡航ミサイル的效果を得ることは可能である。仮想敵国の兵士が「自爆」を覚悟するほどの憎しみを日本に対して持つとすれば、こういう攻撃も可能性を否定できない。…最後に、次のことをおぼえておいてください。原発にたいする武力攻撃には、軍事力などでは護れないこと。したがって日本の海岸に並ぶ原発は、仮想敵（国）が引き金を握った核兵器で

あること。ひとたび原発が武力攻撃を受けたら、日本の土地は永久に人が住めない土地になり、再び人が住めるように戻る可能性はない」と。

IX 地下深くに移設する可能性とコスト

「戦争や原発をターゲットにするテロ事件は起りうることを想定し、敵軍やテロリスト集団が原子炉を攻撃してきても、安全を保てるという条件がないかぎりは、原発は認めてはならぬという慎重論が、欧米では少なくない。敵のミサイル攻撃を受けても、それなりの耐性があるのは地下式原発であろう。冷戦下では「軍事司令部と同様に、原子炉は地下深くに設置すべきだ」という意見が強まり、1960年代には、地下埋蔵型の原子炉がスウェーデンでは2基、ノルウェー・スイス・フランス・米国では各1基ずつ建設された。

日本でも、1975年に「原子力地下立地検討会」が通産官僚主導で作られ、その研究成果が82年1月11日付の『読売新聞』で報道されたことがある。このような背景のもとで1991年に自民党内に「地下式原子力発電所政策推進議員連盟」（地下原発議連）が結成され、会長に平沼赳氏議員、事務局長に山本拓議員が就任した¹²⁾。ただし当時は、原発の安全性を信じる人が多く、地下式にすれば原発建設コストが、普通の原発に比べて1.5倍から2倍かかるというレポートもあり、地下式原発促進論は盛り上りに欠けた。東京電力自身、「地上でうまくいっているのに地下はやめてくれ」という態度を打ち出したこともあり、「地下原発議連」はスポンサーを失い、休眠状態に入る結果となった。

それが、福島第一原発の事故を受けて、息を吹き返した。11年5月31日に4人の首相経験者や与野党党首が顧問に名をつらねるかたちで、「地下式原発政策推進議員連盟」が再発足した。同議連の山本拓事務局長は、メディアの取材に答えて、つぎのように述べた。「地下式原発は、事故が起きた時、放射能を容易に封じ込めることができ

きる。ただ、当時は原発にたいする安全神話が非常に強く、議論が進まなかった。が、今回の事故で放射能漏れが起きた。では今後どうするかと考えた場合、地下につくるしかないのではないか。そこで…もう一度検討することになりました」と。原子力工学の専門家の宮沢慶次・大阪大学名誉教授も「確かに、地下原発は放射能の封じ込めが容易です。また耐震性に関しても地上よりも地下のほうが、揺れの影響が少ない。津波の心配もなく、テロへの対策もしやすい」と口をそろえた。

しかし軍事司令部とは異なり、原発のばあいは、大量の冷却水が必要であり、沿岸部に建設することが不可欠となる。このような海沿いの地下深くに、最新型のミサイル攻撃や核攻撃を受けても安全なレベルの原発を建設しようとすれば、どれほどの巨費が必要となるかは想像を絶する。とても地上型原発の建設コストの1.5倍から2倍では収まらないであろう¹³⁾。

X 福一の作業員として軍事要員が入り込む可能性

5年間で100ミリシーベルト、または1年間で20ミリシーベルトの被曝線量を浴びた作業員は、原発の仕事を続けてはならないという規制があるために、福一の事故収束作業から離れることになった作業員が2012年3月の段階で167名となった。ベテランの原発労働者から離職する状況のなかで、毎日3千人の現場作業員が必要とされる状況が福一では続いている。

もともと原発で危険な仕事に従事する作業員の確保は容易ではなく、暴力団関係企業から人材派遣をうけて必要人員を確保することが多かったのであるが、これから福一では、事故収束作業の従事者のリクルートは困難をきわめることだろう。軍事攻撃を意図した要員が作業員を装い、福一原子炉に接近することが、ますます容易となることが予想される。

XI 福一4号炉の核燃料プールのゆくえ

軍事攻撃（テロ行為も含む）が行われた場合、もっとも攻撃されやすく、戦略的に大きなインパクトを及ぼすと予想されるターゲットは、4号機の核燃料プールであろう。外界にむき出しの青天井状態に近いし、原子炉の格納容器の外にあるから攻撃されやすい。周辺海域を航行する漁船から短距離ミサイルを撃ち込まれたり、航空機が自爆攻撃をしきけたら、あるいは福一の作業員に扮した軍事要員が核燃料プールを攻撃したとしたら、4号機プールの冷却装置は簡単に破壊されるだろう。

なるほど2012年6月11日から15日にかけて、燃料プールを守る応急措置として、白色のシートのかわりに、縦11メートル、横13.7メートル、厚さ4センチで重さ60トンの鉄板をかぶせる工事が行われた¹⁴⁾。また同年10月12日からは、4号機の原子炉建屋南側最上部の壁を切断し、冷却プールのなかの使用済み核燃料を取り出すための準備作業も始まり、13年秋には搬出を目指したいと、東電は述べている¹⁵⁾。

4号炉の燃料プールの将来に政府・東電がいかに深刻な懸念を寄せているかの現れであるが、プール内に貯蔵された1533本の使用済み核燃料を建屋外に移すことができるかどうかは未知数であり、注目していきたい。

XII 軍事攻撃を想定して原子炉のストレステストをやりなおせ

イスラエルがイラクの研究用原子炉施設を爆撃した1981年の事件をうけ、日本の外務省が日本国際問題研究所（当時の理事長は中川融元国連大使）に原爆への攻撃がなされた場合の被害予測の研究を委託していたが、1984年2月に同研究所は、「原爆攻撃のシナリオ」報告書をまとめ、外務省に提出していた。最近になってこの報告書を入手

した朝日新聞の鈴木拓也記者は、つぎのような記事を書いた。報告書は①送電線や原発内の電気系統を破壊され、全電源を喪失したケース、②格納容器が大型爆弾で爆撃され、全電源や冷却機能を喪失したケース、③命中精度の高い誘導型爆弾で格納容器だけでなく原子炉自体が破壊されたケース、に分けて被害を予想した。それによると②のケースが起こっても、緊急避難を怠ったばあいは、平均3600人、最大1.8万人が急性死亡し、住めなくなる地域は平均で周囲30キロ圏内、最大で87キロ圏内となると予測した。仮に③のケースが起こったならば、「さらに過酷な事態になる恐れが大きい」と記した。ところが「反原発運動への影響を勘案」して、「この報告書は部外秘とされ、50部限定で外務省内のみに配布し、首相官邸や原子力委員会にも提出せず、原発施設の改善や警備の強化に活用されることはない」¹⁶⁾。

原子炉への爆撃対策は、その後もほとんど手つかずのままだ。鈴木記者はこう続けている。「警察庁は2001年の米同時多発テロを受け、国内の全原発に訓練を受けた警備隊員を配置。2年に1回程度、テログループの侵入を想定した警察と自衛隊の共同訓練を実施している。青森県六ヶ所村の再処理工場は近くに米軍三沢基地があるため、設計段階で米国の研究所に施設の鉄筋コンクリートと航空機の衝突実験を依頼し、衝撃に耐えられる強度を設定した。だが原子力安全・保安院は『原発と航空機衝突の可能性は極めて低い』として対策を講じていない。再処理工場の衝突実験もエンジンがかかった状態での墜落までは想定していない。まして爆撃やミサイル攻撃などの対策は手つかずだ」と¹⁷⁾。

医師で広島県医師会長を務める碓井静照さんも、こう説いている。「原発の場合、コンクリート製の建屋外部遮蔽壁の厚さは1~2メートルとされるが、DC10など百トンを超える大型旅客機の衝突で、少なくとも1.3メートル程度までのコンクリート壁は破壊される」、他方「日本の原子力施設で唯一航空機の墜落を想定しているのが、

青森の日本原燃六ヶ所再処理工場だ。航空自衛隊の訓練地域から10キロメートルしか離れていないから、約20トンの戦闘機衝突にも耐えられるよう設計されている」¹⁸⁾。

自衛隊陸将補であった池田整治さんがプロの目から警告しているように、朝鮮戦争が再開されると、丸裸状況にある福島第一は絶好の標的となるだろう¹⁹⁾。このような軍事攻撃が発生したばあいに、日本の原子炉は、どの程度の耐性をもち、どの程度安全なのかという問い合わせをたてて、ストレス検査は行われる必要がある。

XIII 「宇宙の火」降下の本質の直視を

「宇宙の火」(核反応の火)を司ってきた「核の天龍」は、地球生命圈に降下することで、親(原爆)と子(原発)という双頭の顔をもつ「核の暴龍」となって、地表でとぐろを巻く時代が始まった。この出生の物語をハワイ在住の画家の小田まゆみさんが、的確に描いている(次頁図を参照)。原発推進勢力は、頭部の双頭のところだけに視野を限定し、「平和のためのアトム」と「戦争のためのアトム」とは区別でき、分離できると宣伝してきた。しかし双頭の龍を2つの龍に切り裂き、分離することなどは、遠い未来には可能になるかも知れないが、資本主義の苛烈な現実、および私たちの人間的発達の現状をリアルに直視するならば、不可能に近い。

「平和的な原子と好戦的な原子とを長期間分離しておくには、私たちは、あまりにも国家感情が強すぎますし、強烈な攻撃性を克服できません。平和目的の原子だけを抱きしめながら、戦争目的の原子を憎むことなど、できないのです。私たちが生き延びようとするならば、両方とも棄てざることを学ばねばなりません」とフランスの海洋学者で冒險家でもあるジャック＝イブ・クストーが、1976年5月の国連の会議で演説したとおりだ。

「宇宙の火」というのは、いったん燃え出すと、

数万年も消えないように、ニュートン力学の次元を超えた現象だ。にもかかわらず、ニュートン力学次元の技術を用いて制御すれば、安全に利活用できると人々は思われてきた。いったん破綻すると、「カataストロフィ」(影響が時間的にも空間的にも無限に広がり、制御不能となるタイプの破局)となるにもかかわらず、「リスク」(管理が可能なタイプの危機)であるかのように「錯覚」させ、「リスク管理」という従来型手法を用いて対処できると思われてきたと言つてもよい²⁰⁾。

「核の時代」とは、人が戦争を絶滅しないかぎり、戦争のほうが人を絶滅させる時代のことだが、このような核爆発（放射性物質の爆発的な放

出を含む）を引き起こす能力を一群の核大国の独占から開放し、すべての政治・軍事勢力に平等に与えたことが、フクシマの最大の意味であった。

第一次世界大戦の惨禍が国際連盟とパリ不戦条約を生みだし、第2次世界大戦の1945年1月までの惨禍が国際連合憲章を生みだし、広島・長崎の核の惨事が国連憲章を超えた高みをもつ日本国憲法9条を生みだしたとすれば、フクシマの惨事は原発があるかぎり、どんな政治・軍事集団であれ、多少の冒險（自爆攻撃など）を覚悟しさえすれば「核爆発誘発能力」をもつという新しい時代の到来を告げた。

XIV 真実の共有と 和解・共生を

今から93年前の1919年3月5日に、朝鮮半島に広がる3・1独立運動の報を聞きながら、孫文の良き支援者であった浪曲家の宮崎滔天は、こう書いた。「朝鮮彼の如く、支那此の如く、…嗚呼、何らの不祥事ぞや、今や我国に一つの友邦無し。…罪を軍閥にのみ帰するなかれ、総て是れ国民の不明に基づくの罪なり。国民今に於いて自覺せんば、遂に亡國あるのみ」と²¹⁾。

滔天が予想したとおり、2か月後の1919年5月4日、ベルサイユ講和会議で戦勝国日本への山東省譲渡が決まったとの報道に怒った北京の大学生約3000人が、「反日デモ」を繰り広げた。いわゆる5・4運動の開始であるが、この運動は瞬く

THE TWO-HEADED MONSTER OF POISON FIRE



NEWS を読み解く

うちに各地に飛び火し、日貨排斥運動が中国全土に広がった。

日本帝国による朝鮮統治の不当性を承認し、朝鮮独立運動の志士たちへの弾圧を日本政府（天皇）は公式に謝罪してほしいという見解を2012年8月14日に韓国の大統領が述べ、慰安婦や竹島の帰属問題とも重なって、南北朝鮮で野田内閣への批判が高まった。同年9月になると野田内閣が発表した尖閣諸島の国有化措置をきっかけとして、再び中国全土で日貨排斥運動の嵐が吹き荒れたことは記憶に新しい。

仮に福一から大規模な核物質の再放出が起こり、東京圏の全住民が圏外に避難する必要に迫られたとしよう。このような可能性は、今も相当の確率で存在する。東京圏には3500万人が住んでいるし、2歳未満の乳幼児とその母親、および妊婦など、遠距離避難が切実に求められる「放射能弱者」層だけで数百万人にのぼるだろう。風上の地に彼らを避難させようとすれば、結局は、父祖の出身地——2千年前に弥生人たちがやってきた朝鮮半島と台湾・中国大陸に避難させてほしいと両国に頼むしかないのではないか。

今帰属先をめぐって憎悪の炎が燃え上がっている尖閣列島と竹島とは、あわせても6.48平方キロしかない。ソ連に返還を求めて係争している北方4島は5036平方キロだから、面積はその0.13%、日本の国土面積と比較したばあい、その5万8千分の1にすぎない。尖閣・竹島問題は当面は、北方4島並みに棚上げし、乳幼児と母子とを父祖のやってきた「西方浄土」の地に緊急避難させてもらえる関係を築いておくことのほうが大切ではないか。

今から65年前、原爆ドームの深い影を背負って、アジアの2千万の戦争犠牲者と被爆者の血と脂を墨にして、日本国憲法9条が起草されたとすれば、福一で無残に破壊された4基の原子炉の深い影を背負うことで、日本国憲法9条が新たな生

命力を獲得する時代が始まったように思われる。

注

- 1) 『朝日新聞』2012年8月14日。
- 2) 宇宙衛星の防護の弱点については藤岡惇『グローバリゼーションと戦争—宇宙と核の霸権めざすアメリカー』(大月書店, 2004年), サイバー戦争のしくみとリスクについては、リチャード・クラークほか(北川知子ほか訳)『世界サイバー戦争—核を超える脅威—』(徳間書店, 2012年)を参照してほしい。
- 3) ロジャー・クレイア(高沢市郎訳)『イラク原子炉攻撃!—イスラエル空軍秘密作戦の全貌—』(並木書房, 2007年)247頁。
- 4) 『時事ドットコム』2011年5月25日付。
- 5) 『朝日新聞』2012年5月15日。
- 6) ヘレン・カルディコット(岡野内正ほか訳)『狂気の核武装大国アメリカ』集英社新書, 2008年。
- 7) 『Sapiro』2011年6月15日8-9頁。『日本経済新聞』2012年1月16日。
- 8) 『朝日新聞』2012年5月3日。
- 9) 『朝日新聞』2010年4月13日。
- 10) 『朝日新聞』2011年5月18日。
- 11) 山本拓『地下原発—共存のための選択』文明堂書店, 1992年。
- 12) G20政策の推移については、森史朗「G20とステグリッツの戦略」(『経済』2012年2月号, 新日本出版社)参照。
- 13) 「こんなご時世なのに動き出す『地下原発議運』の思惑」『週刊新潮』2011年5月19日付, 28頁。
- 14) 『日本経済新聞』2012年6月9日・6月16日(夕刊)。
- 15) 『Days Japan』2012年12月号, 9頁。『日本経済新聞』2012年11月27日。
- 16) 『朝日新聞』2012年7月31日。
- 17) 『朝日新聞』同上。
- 18) 碓井静照『放射能と子ども達』ガリバー・プロダクト, 2012年。
- 19) 池田整治『原発と陰謀』講談社, 2011年, 25-31頁。
- 20) 関曠野「ヒロシマからフクシマへ」『現代思想』2011年5月号。
- 21) 和田春樹「東北アジアの隣人と新しい関係を築こう」『世界』2011年6月号, 110頁。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

第35回研究大会テーマ「非営利・協同組織の可能性」へのまえがき

不況が深刻になるたびに大規模なリストラが実行され、また東日本大震災によって東北地方で雇用の場が一挙に失われています。また、80年代後半から進められてきた新自由主義的な制度改変により、労働者保護の社会的力は弱められてきました。その結果、不安定な非正規雇用の急激な拡大、失業の長期化、格差の拡大など、かつての「日本型雇用」は崩れ、「雇用の劣化」、「高失業社会」との表現が定着するほど、とくに若者や女性を中心に、日本の雇用・労働条件の悪化は深刻な状況となっています。

今日、失業者だけでなく、失業保険の切れた人や、あるいは求職活動の意欲を失ってしまっている人などを、個人の責任に任せるのではなく、いかに社会として支えていくのかが問われています。また、格差の拡大の結果として、生活保護受給者の数も増える一途にあり、所得保障だけでいいのか、そのあり方を考えなくてはならなくなっています。

今回の研究大会におけるシンポジウムおよび今特集は、このような状況に直面して、「NPOや協同組合には何ができるのか」、「人権としての社会保障」、「公助、共助、自助」などの問題を現場の視点から考えていきたいという趣旨で企画されました。

岡安喜三郎（協同総合研究所理事長）さんのシンポジウムでのご報告と本特集号に寄せられた論稿は、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の歴史と現状、課題に関する貴重な報告です。協同労働の協同組合は、仕事を起こし、人と地域に役立てようとする市民が共同出資し、民主的に事業を運営し、経済的責任を分かち合う組織です。こうした精神はわが基礎経済科学研究所にも通じるといえるでしょう。

沖野充彦（NPO法人釜ヶ崎支援機構副理事長・一般社団法人大阪希望館運営協議会事務局長）さんのご報告と論稿は、社会的排除の集約であり、時代状況を反映した問題であるホームレス問題の歴史と現状、この10年、ホームレス対策をけん引してきたホームレス自立支援法の意義と限界、求められるホームレス対策のあり方とNPO・協同組合の役割を論じたものです。

また、北島健一（立教大学コミュニティ福祉学部）さんは、雇用と労働をめぐる新福祉国家構想とアクティベーション戦略の問題点を明らかにしながら、ヨーロッパにおける社会的経済、連帯経済、社会的企業に関する新しい議論（「労働を通しての社会統合」）を紹介されています。

いずれも今日の雇用と労働における非営利・協同組織の可能性にせまる貴重なご報告と論稿です。基礎経済科学研究所における人間発達の立場にたつ未来社会への展望とも関連させた活発な議論を期待します。

*本特集のまえがきは、第35回研究大会においてコーディネーターをつとめられた的場信樹氏の筆による趣意文（基礎研ニュース Vol.37-4掲載）に編集局の責任で新たな内容を付け加えたものです。したがって、文責は編集局にあることをお断りします。

（角田 修一 編集局長）

労働者協同組合運動

—その到達点と課題—

労働者協同組合（ワーカーズコープ）は，“地域に役立つ良い仕事”をモットーにした市民起業の協同組合である。法律がまだない。協同労働は三つの協同を通じて、共同体精神を濃化させることが明らかになっている。



OKA YASU Kisaburo
岡安喜三郎

D'où venons-nous? Que Sommes-nous?

Où allons-nous?

（「我々はどこから来たか。我々は何者か。我々はどこへ行くのか」P.ゴーギヤンの絵画のタイトル）

要約

協同労働の協同組合の全国組織である日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（別記参照）は国際協同組合同盟（ICA：International Cooperative Alliance）の正式の会員である。協同労働の協同組合は、人と地域に役立とうとする市民と一緒に仕事を起こすために設立する協同組合である。従事組合員（労働者として働く組合員）もしくは他のステークホルダーとして、市民は共同して出資し、民主的に事業を運営し、経済的責任を分かち合う。

協同労働においては、労働者がお互いに協同し、利用者と協同し、地域と協同する。協同は双方コミュニケーションが土台として成り立つが、私たちはこの働き方を“三つの協同”と言っている。私たちの生産物やサービスの質の向上を図る方法は、この三つの協同を基礎にしている。そしてこの労働は、協同組合の周りの様々なス

テークホルダー間の協力・協同を促進する労働モデルでもある。協同労働は私たち市民にコミュニティの再生を可能にさせる力を付与する。

日本の労働者協同組合運動は、国が失業対策事業の打ち切りを決定した時に、失業者の仕事起こしのために始まった。労働者が経営する能力に様々な論議があったが、既に30年以上の歴史を持っており、そこにはICAの原則に加えて、労働者協同組合の原則による運営が、その経営を維持する土台であったことが見て取れる。

現在の日本において、失業率は依然として高く推移し、非正規雇用が特に若者を中心に増大している。この困難な事態を克服するために、また原発事故を含む東日本の被災からの復興・新しい国づくりのために、協同労働の協同組合制度は今後も効果的であり続ける。そのための法制定を強く求めるものである。

I 本報告の背景

(1) 戦後失業対策事業の開始・改廃と「事業団」の発足

労働者協同組合運動は、第二次世界大戦後、企業整理等の理由で1千万人もの失業者が日本中に

溢れ、この対策のため国が1949年に「緊急失業対策法」を制定し失業対策事業（＝失対事業、公的雇用創出事業）を発足させたこと、またその失対事業が高度成長期の民間企業の雇用機会の増大を理由として、1963年に「緊急失業対策法」を改正しその縮小を図ったこと、そしてその後の1971年「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を制定し、新失業者の新規「流入」を禁止したこと、などを背景としている。

全日本自由労働組合（全日自労）は、公共職業安定所に登録する日雇い労働者を中心に組織された自由労働組合を吸収していた全日土建が1953年に名称変更したもので、1961年には21万8千人を超す組織へと成長する。それは同年の就労者団体の組織人員27万9千人の78%を占めていた。ちなみに失対紹介対象者は1960年のピーク時で35万人であった。

1971年に失対事業に新規流入を禁止したとは言え、新しい失業者が生まれない訳ではない。しかも多くの新規失業者は中高年である。全日自労はその政策的矛盾・実態からの乖離に抗議し、事業の存続・再確立を求めて闘いつつ、一方で「事業団方式」を開発した。同年に、西宮市で最初の「高齢者事業団」が立ち上がり全国に広がった。

なお、緊急失業対策法は1995年に廃止された（1995.3.24「緊急失業対策法を廃止する法律」）。ちなみに、日本の失対事業が1923年9月の関東大震災への対応で始まったことを想起しなければならない。

（2）企業組織のパラダイムシフト

現在、企業は孤立した組織の境界線で区切られている訳ではなく、何らかのネットワークの中に生きている。それはかつての企業「系列」ではなく、複雑な企業間「同盟・連帯」として記述されるものであろう。このことは既に「城砦パラダイムから都市国家パラダイムへ」（1991, J.L. バタラッコ Jr, 邦訳『知識の連鎖』）として指摘されている。「かつての企業は、市場関係という大海に浮かぶマネジャーの調整の孤島であった。だが

今日では、こうした見解は時代遅れになっている。…企業のマネジャーが現在活動している世界は、市場と企業からのみ構成されているのではなく、多種多様な他の組織との複雑な関係から構成されているのである。」（同書 p.iii）、そして「今日のパートナーは、昨日の同盟関係から学習したこと活用できるので、明日の敵対関係に容易に変わりうる。」（p.23）「多くの企業を取り巻く複雑な境界線は、一つの新しい組織形態」（p.24）である。などなど。

バタラッコ Jr は「移動型知識（Migratory Knowledge）」「密着型知識（Embedded Knowledge）」の概念を提示し、同盟関係を経営することの必然性を説いた。

（3）日本型経営の転換、非正規雇用の増大、若者の無業・失業

この20余年間で、終身雇用、年功序列、企業内組合を軸としてきた日本型経営は大きな転換を遂げた。「従業員を解雇することは社長の最大の罪である」という当時の東芝会長の信条、「雇用の維持は企業の責任である」という秩父セメント会長の言明（吉森賢「日本経営・欧米の経営」、1996年、放送大学教育振興会）が象徴的である。

端的に言えば、経営陣が「雇用も賃金も守る」と言った時代から、90年前後からの「雇用か賃金か」を労働組合に迫る時代を経て、21世紀に入ると「雇用も賃金も守ることはしない」となってしまった。「ヒトは最高に大切なステークホルダー」という企業概念は1990年代半ばに大きく転換し、多様な雇用形態の名の下、「多くは単なるコスト」の位置づけにしてしまった。企業の「リストラ」用語が経営者の雇用責任を問わない人員整理と同義語となって久しい。

かくして日本の雇用・就労問題は極めて深刻な状況に陥っている。それは非正規雇用の増大、若者の無業・失業の進行に端的に現れている。

さらに日本の雇用・就労問題を深刻にしているのは、「三角雇用関係」「下請け」による複雑な雇用関係にある。労働過程を実質支配する側の企業

の法的な雇用者責任（経営者責任）のない労働形態の横行である。

(4) 協同組合の深刻な弱点～私企業と変わらない雇用関係とその帰結

上記の(2)と(3)で述べた、経営問題、雇用・就労問題は協同組合にとって「対岸」の話題かと言えはそうではない。国際協同組合同盟(ICA) モスクワ大会でのレイドロー報告で、協同組合の深刻な弱点として「雇用者である協同組合と従業員との関係」について言及している。そのコアは「ほとんどの協同組合は、型にはまった雇用者以上のものになろうとはしていないのである」(1980, レイドロー)との指摘である。

協同組合において、一般企業を超える技術や哲学、人の見方等々、いわば「借り物ではない」経営論を自らの組織に浸透させることのできない経営者の存在である。

「『ワーキングプア』の問題については、人材派遣・業務請負業界の中間搾取のみに原因を求めるることは明らかに不適切である。格差の構造を作り出した本当の黒幕は、アウトソーシングで仕事を発注している側の企業だからだ。」(蟹沢孝夫『ブラック企業、世にはばかる』光文社新書、2010年)

この指摘が、流通業のイベントやプライベート・ブランド(PB) 生産取引においても取引先への無理強いが存在することは公然たる事実であるし、そもそも協同の力で経済的競争力を強化し市場で有利な条件を取ることは流通に携わる協同組合自身の経済目的として、誰もが疑問を挾むことがなかった。が、これは21世紀に入って大きくパラダイム転換をしている。競争から共生の時代である。それは公正取引委員会の日本生協連への指導（過去、地方生協組織にも）でも明らかになった。

(5) 被災地東北における、就労創出・仕事おこしへの期待

2012国際協同組合年(IYC) 全国実行委員会が発行した「2012国際協同組合年ってなに?—

日本の協同組合の今」の11ページには、昨年3月11日の大地震で被った東日本大震災からの復旧・復興の取り組みを協同組合としてどのように取り組んだかが報告されている。各協同組合の特徴に応じた取り組みである。医師・看護師の派遣、支援物資の提供、炊き出し、買い物支援、学習支援とともに、労働者協同組合の仕事の創出支援が掲載されている。

単なる復旧ではなく創造的復興、21世紀の新しい社会づくりを東北が切り開く、この機会に対応できるのは、資本に踊らされるのではなく、人と人とのつながりを社会の資本として事業を行う協同組合方式が適切であるとの期待が高まっている。命とくらし、食と農、再生可能エネルギー、様々な世代が生きるコミュニティケア、様々な問題が仕事おこしと協同組合の課題として期待されている。

II 協同労働運動の歩み

(1) 歴史の概略

労働者協同組合の運動を私たちは協同労働運動とも呼んでいる。

背景でも述べたように、この実体的運動は国が失業対策事業への新規就労の入口を閉ざしたところを契機に始まった。1970年代には全国各地で失業者・中高年の仕事づくりの「事業団」が結成され、1971年の西宮を契機に、北九州、島根、長野、愛知、等々で36の事業団になり、これを基盤に1979年、「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」が結成された。この年を連合会創立年とする。

1980年代前半は労働者が事業・経営することの意味を問う時代であった。労働者協同組合という組織形態の検討は、1980年の国際協同組合同盟モスクワ大会の「レイドロー報告」がその契機であった。早速1983年、ワルシャワで開催された第2回世界生産協同組合会議に参加。また労働者協同組合が盛んなイタリアに調査団を派遣、1985年にもイギリスの調査を行った。

1986年の全国協議会全国総会で、事業団の労働者協同組合組織への発展を決定し、協議会も連合会へと組織替えを行った。1987年には、労働者協同組合のモデル組織として「センター事業団」が誕生する。同じ1987年、今では隔年開催している全国協同集会の前身となる「いま『協同』を問う集会」を開催した（静岡・伊東）。これは労働者協同組合を社会に問う重要な一里塚であった。

全国協同集会は、労働者協同組合が軸ではあるが、異種協同組合間連帯とともに、協同労働に関心を持ち、また地域で連帯して地域おこしの事業を営み、営もうとする人たちの交流、学び合う場として、いわば連帯経済を担う協同の集会となってきた。

1990年代は「労働者協同組合」を自己規定し、その社会的意味を問う時代である。1991年には、協同総合研究所を設立し、ベルギー、スイス、イタリアに調査団を派遣した。1992年には、ICA東京大会で日本で11番目の協同組合組織として加入承認された。1995年の失対法廃止、阪神大震災を契機に、高齢者協同組合づくりを始め、三重で最初の高齢者協同組合が誕生した。

2000年代は「協同労働の協同組合」規定と協同労働の拡がりの時代である。2000年の介護保険制度の開始に先立ち、ヘルパー講座が全国的に取り組まれ、講座の受講生を中心に「ワーカーズ方式」の地域福祉事業所づくりが始まっていた。2000年11月、協同集会の会場であった東京学芸大学で「『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議」が結成され、法制化の市民運動が本格化した。2001年には、日本高齢者生活協同組合連合会が結成された。

『協同労働の協同組合』法制化運動は2007年にワーカーズコレクティブの運動と合流し、2008年2月の「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」発足で、超党派の議員立法に大きな一步が踏み出された。法制化の早期制定を求める地方自治体意見書は800議会を超え、大きな期待が寄せられている。

2011年3月11日の東日本大震災を機に、仙台に「東北復興本部」を開設、地域主体の復興の陣営を整える。登米、大槌、気仙沼をはじめとして、行政や復興商店街との協力で仕事起こしの講座、実際の仕事起こしを進めている。また、福島の原発事故に起因する放射能被害に抗して、その復興をすすめる地元の人たちとの連携を進めている。

(2) 協同労働運動の歴史は組織原則確認の歩みでもある

労働者協同組合はICAのアイデンティティ（定義、価値、原則）に基づいて運営する組織であることは当然であるが、その上に独自の運営原則を持って事業を行っている。これはモンドラゴンでも同様である。

ICAの原則は1937年に制定されて以降、1967年に改訂し、1995年に再改訂し、現在も部分改訂を検討している（第7原則に、「環境」を加えるなど）。これは実践の豊かさの蓄積、新しい社会環境の変化等により当然である。

協同労働運動も前項の歴史でも述べている通り、着実に前進してきているが、それは組織原則確認の歩みでもあった。労働者協同組合の現在の原則は4代目ということになる。

最初の原則は「事業団7つの原則」であり、1979年の「中高年雇用福祉事業団全国協議会」の結成時に制定された。

次は「新7つの原則（改訂版）」である。これは1986年に協議会から連合会への改組、事業団の労協への組織発展を決定した総会で、補強・改訂された。

3代目の「労働者協同組合7つの原則」は、ICA加入承認の東京大会直前に、「全員投票」を経て総会で決定された。

現在の原則は4代目、2000年の介護保険制度の開始とともに、年末に法制定市民会議を発足させ、「協同労働の協同組合」として社会に実践的に問うため、「全組合員投票」を経て2002年総会で「協同労働の協同組合の定義、使命、指針」が

定められた。

運動の発展の蓄積に応じて原則も発展してきているが、その中に貫かれているものもある。それは端的に言えば「『よい仕事をする』『赤字を出さない』『私物化を許さない』」(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会三十周年パンフより)である。また、「利益は“目的”ではない、継続の“条件”である」(ドラッカー)の言葉の大切さも生きている。

III 「三位一体」と三つの協同 <協同労働のコア>

(1) 出資、経営、労働の「三位一体」

協同組合経営においては出資した全組合員が経営に関与することが原点であることは言うまでもない。それは労働者協同組合における従事組合員にとっても同様である。一方で、「労働者が経営できるのか? (経営能力があるのか?)」との疑問との闘いでもあった。それは自らが定めた原則の追求によって克服してきたと言える。原則を曖昧にすれば衰退の道を歩むことはまた歴史が教えてくれるところである。

世界的には労働者協同組合を名乗っても、少数の従事組合員で多数の労働者を雇用している事業体も存在したりする。生協においても少数の組合員で運営し、労働者を雇用し、多数の利用者に提供し、利益を組合員だけで分配するのも世界的には存在する。中には一般企業の経営者が下請用に協同組合を「設立」する場合もある。とても相互扶助の協同組合とは言えず、株式会社風のいわば似非協同組合である。

それはさておき、出資、経営、労働の「三位一体」は、徹底した話し合いと民主主義など、先の運営原則によって協同組合を強化するものである。

労働者協同組合の「三位一体」は、一方で従事労働者の保護、すなわち個別の労使関係と集団的労使関係について様々な論争が生じている。日本では特に役員について、働いていても経営者なの

だから労働者保護に値しないとの主張もあるが、私たちは役員を含む従事組合員全員の労働者性を主張していることを強調しておきたい。これについては拙稿「労働者協同組合と労働者保護」(JC総研 協同組合経営研究誌『にじ』2011年冬号No.636)を参照されたい。

(2) 働く者同士の協同、利用者との協同、地域との協同～三つの協同

協同労働の協同組合は、人と地域に役立とうとする市民と一緒に仕事を起こすために設立する協同組合であり、協同労働は、労働者はお互いに協同し、利用者と協同し、地域と協同するという働き方である。

しかしそれは実際によい仕事でなければならぬ。協同事業の成果物である生産物やサービスの質の向上を図ることはいずれにしろ必須である。その際、単純な「顧客満足型」評価基準は採用していない。双方向コミュニケーションを土台とする協同労働によって、利用者とともににより良き製品・サービスを創っていくという姿勢と立場である。その根本に座る哲学は「労働者は成長する」「労働の場は成長・発達の場である」にある。

これは、“Conducive Production”, “Co-Production”に共通する姿勢である。「本人が遠ざけられるような公共性はおよそその名に値しない」(齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年)となれば、三つの協同は、その協同する者同士が事業の意思決定に参加する発展方向を持つ。それはマルチステークホルダー型事業体である。それは「新しい公共」のあり方としての「近隣公共空間」(ジャン＝ルイ・ラヴィル編、邦訳『連帯経済—その国際的射程—』生活書院、2012年、p.243)でもある。

三つの協同に関連して「一般社団法人 社会連帯機構」という組織がある。労働者協同組合の組合員が、自ら労働者であり市民であることを体现し、体感する活動である。例えばまだ事業化できていないが地域に必要な活動を担うことが多い。その財源は労働者である組合員が出し合う仕組みで

ある（事業体である労働者協同組合が出すのではない）。もちろん、会員は労協組合員だけではないが、多くは労協組合員である。

(3) 協同労働・三つの協同のインパクト

労働者協同組合の事業は、別記で述べている通りであるが、この中で量的に言えば日本一の分野が生まれている。学童保育、地域若者サポートセンター、生活保護受給者の自立・就労支援、障がい児の放課後等デイサービスである。これらは、今日の社会の中で最も困難や生きづらさを抱えた人たちとともに作り上げた事業であり、当面の緊急対応に留まらない、根本解決が求められていることは言うまでもない。

そこでいくつかの事例を紹介する。

障がい者就労と就労支援にあたっては、当事者をサービスの受け手から、提供の主体としての職業訓練・講座を行ってきた。東京のある区で緊急雇用特別補助事業として労協が運営した「精神的な障がいをもつ人の就労支援のためのヘルパー3級研修」は、精神障がいをもつ当事者12名と公募で選ばれた一般受講生区民10人で、励まして全員が終了したケース。別の区では養護学校でのヘルパー講座に生徒だけではなく、親、教員も参加して受講し、38名が揃って終了、その後、コミュニティ・カフェを創業して運営している。当事者と他の人たちが出資し、一緒に運営する挑戦である。

公共施設の運営委託や指定管理者制度による委託でも、単に「肃々」と運営するだけではなく、利用者が参加できる運営委員会・協議会を設置し、利用者も運営主体になれる仕組みにも挑戦している。東京都区の児童館では近隣の小・中学校の各副校長、児童委員、町会長学童クラブ父母会の人たちで運営委員会を開き、地域防犯の話題にもなった。ある市では、小学校敷地併設の学童保育での契約更新の際、利用する保護者がワーカーズ（「NPOワーカーズコープ」として受託する）、「ワーカーズ」との利用者からも称される。働き方はもちろん協同労働）の継続を要請する

ケース、時には行政に「直談判」、利用者は住民（納税者）としての主体を發揮することもあった。これらは利用者との協同が成果をもたらしている例と言える。しかし巻き返しもない訳でもない。再契約時に一方的にワーカーズが外されるなど、行政と地域「有力者」の無視しえない強い力があるのも現実である。

これらの取り組みの中で、労働者協同組合は、新しい公共のあり方として、受託した公共施設の位置づけに挑戦をしている。それは、「主体づくりとまちづくりの拠点へ」と言うことになる。

例えば、児童館は単に遊びの場なのか、子育てのまちづくりの拠点なのかという問い合わせである。先の事例の他に、ある市の児童館で昼休みになるとスッといなくなる子供がいた。それに組合員が疑問をもった。それは弁当を持ってこない子供たちであった。どうして？ それは貧困から来ることであった。町会長も「そんなことはない」と言う。しかし話し合えば事実であることが把握できる。「貧困は見えない」～これは共同体精神の希薄化からくる。しばらくして地域祭りの実施へ。地域全体が高齢化している中で、ワーカーズ組合員のような若者が企画の事務局を担うことで、地域の共同体精神の濃化に貢献できてしまう。

敬老館・老人福祉センターも同様である。カラオケで時間つぶして帰ってもらえばOK? 違う、人生経験のある利用者が主体となり地域をつくる力にすることができないだろうか。ある東京の区の敬老館の利用者は、自分たちの「老人会（長生会と言ったりもする）」が不活性であることに気づき、その拡大と元気の源になった。これは、「支えられる存在から、支える存在へ」という高齢協のモットーにもなって基を成す活動である。

また、協同労働・三つの協同は事業分野が地域のニーズによって変化・拡大をしていく推進力である。九州のある事業所は学童保育の委託を受け、協同労働・三つの協同を中心に据えて活動していたが、2011年に委託が打ち切られた。その組合員は、それまでの仕事から見えてきた地域の課題はこれではないか、と認識し障がいをもつ

子供たちの居場所づくりをめざし児童デイサービスを立ち上げた。さらに地域の仕事起こしを考え緊急人材育成支援事業（基金訓練、現在は終了）や求職者訓練を開講してきた。また、高齢者ミニデイ、障がい児の農体験事業にも取り組んできた。

もちろん、以上の取り組みには組合員の「気づき」というキーワードがある。その気づきを実際の事業所の行動にまでするのが協同労働・三つの協同であろう。現場の組合員は事業の最前線で地域社会の様々な問題に接している、そして何人かが問題に気づく。協同労働の真骨頂は、職場で丁寧に話し合うことにある。当然その気づきも。外部から「余計なことをするな」の声があつても怯まない。そして事業化にあたっての相談相手は地域にいる。必要なら社会連帯機構の活動もある。指示待ち姿勢では実現できない行動である。

IV 雇用・就労問題と協同組合

(1) 雇用・就労問題の2つの柱

現在の日本において、失業率は依然として高く推移し、非正規雇用が特に若者を中心に増大している。この困難な事態を克服するために、協同労働の協同組合制度は、効果的であったし、今後も効果的であり続ける。

既に述べたように、21世紀は競争の時代から共生の時代に大きく舵が切られている。まだ多くの消費者・消費者団体は、共生と言った場合、地球環境と生物多様性への配慮が主なものと留まっているが、社会環境への配慮、すなわち生産・流通における労働環境への配慮なしに「市民として」共生の経済を語ることはできない。

その意味で、雇用・就労問題は、雇用・就労創出を通じた完全就労社会と、ディーセント・ワーク（まともな仕事）の実現という2つの柱を必須のものとする。

(2) 協同組合の就労創出・雇用拡大の潜在力

日本の主な協同組合の「職員数」は、国際協同組合年（IYC）実行委員会パンフレットによれば64万人（2009.3末）と集計されている。ちなみに人口は1.27億人である。

Cooperative Europe の集計によれば540万人が就労しているヨーロッパでは、ロシアを含め人口7.5億人と推定されるので、人口が日本のほぼ6倍でありながら、協同組合就労者数は8倍を超えており、この就労比率の違いの主な要因は労働者協同組合の活動の違いに求められよう。ここでは、実際にその活動が活発なイタリアとスペインを見てみよう。

イタリアは人口がほぼ日本の半分の国で、協同組合の全国組織は日本とは異なり、分野をまたがるナショナルセンターが4団体程存在している。それぞれの総連合会の労働者協同組合の就労者数は合計で44万人（各HomePage 2007～8年）、社会的協同組合の有償労働者数24万人（ISTAT2005調査）となり、ざっくりと集計すれば約70万人が従事している。これだけで日本の全協同組合の職員数を上回っている。

スペインは人口が日本の4割弱であるが、協同労働（Trabajo Asociado）の協同組合の就労者数は20万6千人（COCETA2011より）であり、SAL（労働者株式会社；一定の基準を満たすと、協同労働の協同組合に準じた措置を受けることができる）には13万人の労働者が働いている（Confesal 2008.3号）。

なお、社会目的を鮮明にした社会的協同組合の制度が世界的に広がりを示しつつある。社会的協同組合、とりわけ労働統合の協同組合は、就労困難者、無業者・失業者、生きにくさ、等々の仕事おこしの協同組合である、制度のある国の多くは労働者協同組合方式の運営にマルチステークホルダー（多元的利害関係者）方式を採用している。お隣の韓国では、昨年末に国会を通過し今年12月に施行の「協同組合基本法」に、社会的協同組合の条項が整備された。

V おわりに

協同労働のコアの一つである三つの協同は日本発であるが，“Conducive Production”，“Co-Production”に共通する内容を持っている。三つの協同は、その協同する者同士が事業の意思決定に参加する発展方向を持っており、それはマルチステークホルダー型事業体である。それは連帶経済で語られる「近隣公共空間」の形成の担い手でもある。

ヨーロッパの事例に従い、誰でもが自らの関心・目的に応じて協同組合を設立できる協同組合法（これが現在制定運動している「協同労働の協同組合法」）が法制化されるのなら、今の就労者数に加えて日本では100万人規模の雇用・就労が可能になる。震災や原発被害からの復興・新しい社会づくりに向けた活動の推進力として、協同労働の協同組合法の制定はその実力を遺憾なく發揮しうる。

単体の協同組合として、連合体の仕組みとして、また協同組合間連帶としても、地域を基盤に、地域に役立つ事業を進めるマルチステークホルダー型が、「競争型経済」とはひと味違う「共生型経済」を作り上げることになろう。

【別記】ワーカーズコープ連合会組織概要

名 称：日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 英文表記 “Japan Workers' Co-operative Union (JWCU)” 発足は1979年、「中高年雇用福祉事業団全国協議会」結成から始まる。

会員数：62団体労働者協同組合、高齢者生協（高齢協）、農事組合、企業組合、社福、NPOその他

加入団体：国際協同組合同盟（ICA）日本協同組合連絡協議会（JJC）労働者福祉中央協議会（中央労福協）東京商工会議所（東商）

個人組合員数：49,205人内、就労組合員 11,867人
(2010.3.31現在)

会員総事業高：270億370万円

○主な事業内容～高齢者福祉、就労支援、子育て支援、建物総合管理、食・農・環境関連、BDFプラント、協同組合間提携

○地域福祉事業所 300カ所開設

○指定管理者等自治体受託実績 236施設（2011.12現在）

※量的に全国トップクラスの事業：学童保育、地域若者サポートセンター、生活保護受給者の自立・就労支援、障がい児の放課後デイサービス。

連帯・学習：全国協同集会（隔年）全国良い仕事研究交流集会（毎年）全国ケアワーカー集会（毎年）

根拠法：無し（法制定運動中）任意団体、企業組合、NPOなど活用運営原則には、ICA原則に加えて、労協の「定義、使命、原則」を独自に制定

関係団体：（社）日本社会連帯機構協同総合研究所

（おかやす きさぶろう 協同総合研究所）

ホームレス自立支援法の 10年とこれからの課題

ホームレス問題とは、社会的排除が集約された問題である。複合的困難を抱えて孤立・困窮状態に追いやられた人たちが、再び排除されずに生き続けていくために、NPO等は「制度の隙間を埋める開拓者」になる必要がある。



OKINO Mitsuhiro
沖野 充彦

I はじめに

「ホームレス問題」とは、社会的排除が集約された問題であり、同時に時代状況を映し出す鏡でもある。

「ホームレス」を、2002年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」における定義である「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」、つまり「野宿生活者」とするのか、あるいは野宿生活者だけでなく「安定した住まいをもたない者（不安定居住者）」としてもう少し広くするのかによって、その実状は少し異なってくる。

しかし、2006年以降社会問題として現れた「ネットカフェ難民」問題、2008年～09年にかけて社会に衝撃を与えた「派遣切り」問題で「登場した」不安定居住者たちは、あるときはネットカフェなどの深夜営業店、あるときは公園のベンチ、あるときは昼間に図書館などで寝泊まりせざるをえない人たちでもあった。つまり、「ホームレス」を「野宿生活者」に限定しようと「不安定居住者」に広げようと、不安定居住と野宿・路上

がボーダレスである以上、そこで解決していかなければいけない問題は同じである。

II ホームレス問題の歴史

「ホームレス問題」が社会に登場したのは、1996～7年頃だったような気がする。「ような気がする」と表現するのは、問題はそれ以前から存在していたにもかかわらず、それは「ホームレス問題として社会が解決すべき課題とは認知されなかった」からだ。

1970～80年代における「ホームレス問題」は、「野宿生活」問題、あるいは差別的な表現として「浮浪者」問題として表現されていた。その主軸は仕事にあぶれた建設日雇労働者であり、高齢や病気・障がいなどによって働けなくなった元建設日雇労働者だった。

1990年代に入り、バブル経済の崩壊とともに建設産業は大打撃を受け、公共事業の縮小も絡んで建設労働市場は衰退の一途をたどる。その末端で働いてきた日雇労働者は仕事を失い、同時に寝泊まりする場所を失って路上に滞留せざるをえなくなった。大阪市が1998年に実施した市内の野宿者調査では、8,660人という野宿者数が公表さ

れている。

長期に仕事を失った日雇労働者は、野宿しながら生き延びるために、アルミ缶など廃品を集めて業者に売り、その収入で生計を立てていかなければならなくなつた。ビールなどのアルミ缶は住宅地において消費され廃棄されるため、釜ヶ崎など寄せ場と呼ばれる地域の周辺に多くの人が集まつていると、シェアの奪い合いになって集めにくくなってしまう。そのため、各地の公園や河川敷などにブルーテントや小屋をつくって寝泊まりする場所を確保しながら、その周辺でアルミ缶等を回収するために、大阪市や大阪府の外へも野宿生活が拡がつていひつたのである。それまでの釜ヶ崎や駅ターミナル周辺から、市民生活に直接触れる場所に野宿生活が登場することによって、社会は「ホームレス問題」の存在を認知せざるを得なくなつた。排除にしろ包摶にしろ、何らかの解決策を示さなければならなくなつたのである。

その当時のホームレスの中心は、仕事を失った日雇労働者だった。また、97・8年のアジア通貨危機などによる景気の後退によってリストラされ、次の職を見つけられなかつた中高年失業者だった。つまり、ホームレス問題とは「中高年者の失業問題」だったのである。

ところが、つぎの変化が2006～7年頃に始まつた。「ネットカフェ難民」が社会問題として登場したからである。20代・30代の若者をふくむ人たちが、派遣など不安定な雇用で働くを得ず、その結果野宿生活までには追いやられていくても、ネットカフェなどの不安定な居住を強いられている現実だった。この問題は2008年秋のリーマンショック後の「派遣切り」と呼ばれる事態の中で、一気に噴出する。その中には、野宿までは至らずに国などの支援策に乗れた人も、野宿とネットカフェなどを往復せざるをえなかつた人も、野宿生活にまで追いやられた人もいた。かつての建設日雇労働者がそつだつたように、今度は派遣や非正規雇用の労働者がホームレスになつた。年齢層も10代後半以降のすべての年齢層へと拡大した。

ホームレス問題は、かつての「中高年者の失業問題」から、「全年齢層の不安定就労問題」へと拡大したのである。

III ホームレス問題の現在

ホームレス層の拡大を経て、現在はホームレスの二極化という特徴があらわれている。一方での野宿生活の長期化・高齢化と、他方での若年で野宿短期のホームレス層の増加である。

2012年1月に実施された厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査」(回答者数1,341人)では、39歳以下は3.7% (07年4%) であるのに対し、60歳以上が55.2% (07年42.4%) と高齢者が半数以上を占めている。今回の野宿期間をみても、3ヶ月未満は8.9% (07年9.2%) と1割に満たないのでに対して、5年以上が46.2% (07年41.3%) と半数近くを占め、なかでも10年以上は26.0% (07年15.6%) と4人に1人になっている。

一方、就職活動のための宿泊施設である自立支援センターでは、全国23カ所に2011年3月末に入所していた1,287人のうち、60歳以上が14.6%なのに対して、39歳以下は29.9%と3割を占め、今回の野宿期間は3ヶ月未満が74.4%と4人に3人を占めていた。

2010年にNPO法人ホームレス支援全国ネットワークが全国の福祉事務所や支援団体等に実施した「広義のホームレスに関する可視化調査（回答者数7,266人）」によつても、以下の結果が示されている。

- ①毎年4万人強がホームレス状態になっている。
 - ②若年者と路上生活になる恐れのある層の割合が激増（45歳未満が21%，1カ月未満の野宿生活が17%，野宿を経験していない住居喪失層が52%）。
 - ③低学歴・障がい・不安定就労が3大要因（高校中退をふくむ中学卒が48%，各種の障がい9～14%，正規雇用は21%）。
- なかでも、精神障がい（疑いもふくむ）

13.9%，知的障がい（疑いもふくむ）8.6%，アルコール依存10.1%という結果は、ホームレスに対する偏見を増幅させる面はありつつも、今後の支援のためには見落とせない現実である。

以上、現在のホームレス問題の特徴を要約すれば次のようにある。

1. 単純に失業問題ではない。ワーキングプア・非正規雇用という雇用構造の問題に起因している。（派遣切り問題など）
2. 全年齢層・多様な層からホームレスになっている。
3. 精神医療や障がい者対策、社会的入院問題から派生するホームレス問題があらわれはじめている。（認知症・精神疾患・依存症・軽度の知的障がいをもつ相談者が増えている）

IV ホームレス自立支援法とは何か

次に、この10年ホームレス対策をけん引してきた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」とはどういうもので、どういう役割を果たしてきたのかを概括しておきたい。

この法律の意義は、日本の歴史上初めて、野宿生活が自己責任ではなく、国と国民が解決すべき課題だと規定し、排除ではなく包摂で解決していくことにあると私は考えている。

その効果として、根拠法に基づく支援策が実施されたことで、

1. 自立支援センターや巡回相談を通して野宿から抜け出せた人も多い。
2. 生活保護適用において「野宿や住居なし」状態からの申請受理が進んだ。（2003年厚生労働省保護課長通達）
3. リーマンショック前後の若年ホームレスや不安定居住者（「ネットカフェ難民」・派遣切り労働者・知人宅宿泊者など）の増大に、自立支援センターや緊急一時宿泊事業等の施策が、ある程度対応できた。

しかし、限界としては、

1. 施策対象を「野宿生活を営んでいる者」に限定した狭さ。

2. 策定された基本方針の自立目標が「一般労働市場への常用就職による就労自立」に単線化された狭さがあった。

その結果、不安定就労や知的障がい・発達障がい・精神疾患などの要因で、常用就職に困難を抱える人たちのホームレス化予防策に立ち遅れた。また「就労自立」でも生活保護でも難しい中高齢野宿層の野宿生活の長期化をもたらした。

V これから求められる ホームレス対策

ホームレスとは状態を表す定義である。そのため、今までの対策では、「野宿をする前はホームレスではない」とし、また「野宿を脱したらホームレスではない」と、野宿の前後は明確に法律上の施策対象とは位置づけられていない。

だが、ネットカフェ・知人宅・ホテル・簡易宿泊所などの不安定居住は、「安定居住と野宿生活の中間形態」ではなく「安定居住から排除された状態」である。つまり野宿生活と同じ範疇であり、実態上も野宿寸前か野宿との往復の状態に置かれている。「寝る場所に対価を支払っているか」「屋根があるか」の違いでしかないと見える。そのため、この層を明確に法律上の施策対象と位置づけた対策が強く求められている。

また、ホームレスに追いやられる人ほど、孤立・低学歴・疾病・障がい・不安定就労歴などの自立困難要因を複合的に抱えている人が多い。そのため、「脱ホームレス後」にもサポートがなければ、ふたたびつまづいてホームレスに戻らざるをえない危険は高い。「ふたたびホームレスに戻さない」サポートが総合的・多角的に必要になる。当事者にとっても社会にとっても、「ホームレス問題の解決」とは一時的にホームレスから脱けだすことではない。一度抜け出せたなら再びホームレスに戻ってしまわぬことで、はじめて

ホームレス問題は解決へと向かう。

こうしたサポートにとって欠かせないのは、ひとつには「厚みと連続性の確保」である。

「厚み」とは、ホームレス支援領域をコーディネーター役にしつつも、孤立・低学歴・疾病・障がい・不安定就労歴など、ホームレス化要因に応じた専門的社会資源が連携して当事者をサポートすることである。

「連続性」とは、「ホームレスから居宅確保」「居宅確保から社会資源を活用した自立生活の確立」「自立生活から就労や社会参加による社会への再参入」という生活の変化に応じて、主たる支援者や社会資源を当事者が無理なく信頼して移行していくようにすることである。信頼関係が確保されていないところで、たとえば「生活保護になつたから、後はケースワーカーに相談しなさい」となどと、紋切り型で支援者の移行を強いてはいけない。「連続性の切斷」は、再ホームレス化的危険を大きく増大させるからである。

もうひとつは、それぞれの状態に応じて働く場、社会参加できる場の確保である。

すでに述べたように、今やホームレス問題は単純に失業問題ではない。雇用構造の問題でもあり、精神医療や障がい者支援策、社会的入院など福祉医療制度の問題でもあり、社会的孤立の問題でもある。総じて社会的排除が凝縮してあらわれている問題だといふことができる。

そのため、単純に就職活動を支援したり、生活保護など福祉制度の活用を支援すれば、問題が解決していくのではない。そこには複合的で継続した自立支援が求められている。

そこで重要なのが働く場と社会参加の場の確保である。働くことは、収入を得られるという経済的効果のみならず、自分に対する誇りや「社会や他人に必要とされている」という自己肯定感を培うものだということは、支援の現場で日々実感していることである。

だが一度ホームレスになれば、たとえ住まいを確保できても、そう簡単に安定した仕事に就けるものではない。ホームレスに至った原因が、不安

定就労や低学歴、精神疾患や障がい、あるいは年齢等による再就職の壁など、一般労働市場での就労を困難にさせる要因を背景にしたものだった以上、そこに戻る、あるいはそこに初めて参入するにはきわめて高い壁が立ちはだかっているからだ。さらにその壁を越えて運良く戻ることができたとしても、そこには排除された時の構造（たとえば能力主義や効率主義、過重労働など）が、なんら変わることなく存在している。

であるならば、職業訓練等によって技能を身につける支援策だけでなく、一般労働市場では就労を困難とする要因があつても働く場、さほどの収入にはならなくても社会参加できる場が、それぞれの状態に応じて多様に必要だといふことができる。そうした場を通して、段階的に一般就労に復帰していく道、一般就労にはたどり着かなくてもそこで働き続けられる道などを、社会的就労あるいは中間的就労として社会的に整えることが求められている。

VI NPO・協同組合等の役割

それでは、これからのホームレス対策においてNPOや協同組合等の民間セクターは、どのような役割を担っていく必要があるのだろうか。

NPO等には、社会福祉法人等のように制度に基づく資金的・継続的な保障（安定性）はない。しかし制度に縛られない分、小回りが利き、制度の隙間に放置された人たちの支援を組みやすいとも言える。そのため、

1. 市民活動によって「制度の隙間を埋める」ため、あるいは「既存制度ではできない支援やサービスをつくる」ために奮闘することができる。
2. 市場経済主義に立たなくていいので、効率化・高度人材化等によって労働市場から排除される人たち、孤立・困窮によって社会から排除される人たちを、包摂していく基盤を担うことができる、と私は考えている。

NPO 団体が、ホームレスあるいは困窮者支援の領域において先導的役割を担うことができたのも、上記のような理由からだと思う。

実践例として、次にいくつかの支援事業を示す。いずれも、当事者の生存や自立を支援するには単独の事業だけでは不十分であるため、NPO という存在の特性を生かし、必要ないいくつかの事業を組み合わせて支援している。

1. 中間就労事業 + 相談サポート事業（別個の行政受託事業の組み合わせ）

- ・相談サポート事業では職員人件費は出るが、当事者への支援経費は出ない。そのため、当該事業で当事者への精神面や生活管理面を支えながら、中間就労事業を公募型受託事業と補助金事業で獲得して、当事者の経済面と就労意欲の喚起を支える。

2. 日常生活支援事業 + パーソナル・サポート事業（NPO 独自事業と受託事業の組み合わせ）

- ・再び野宿・ホームレスに戻らないためには、日常生活支援事業で家計や体調の悪化を防ぐ必要がある。相談や社会資源・通院等の付添いのための職員人件費と交通費などが出るパーソナル・サポート事業で相談・サポートしながら、NPO の独自事業である金銭管理支援や服薬管理支援などをおこなっている。

3. 社会的雇用事業 + 健康診断・治療継続支援事業（受託事業と NPO 独自の連携事業の組み合わせ）

- ・過酷な野宿生活を生き延びて、そこから抜け出すためには、働く意欲を持ち続けることと、そのために健康状態を保持することが欠かせない。行政からの受託事業である高齢者特別清掃事業で、高齢日雇労働者・野宿生活者を雇用して働く機

会と収入を提供し、自立意欲の増進を図りながら、大阪府済生会の協力で就労者全員健診（約 900 人）を実施し、治療が必要と判定された人の治療継続を無料低額診療所を活用してサポートしている。

4. 大阪希望館事業（民間資金による総合支援事業と公募型受託事業による総合支援事業の組み合わせ）

- ・大阪希望館は、派遣切りなどで路頭に迷った若者たちを、中間就労と仮住まいの提供・相談サポートと求職活動支援など、居職心一体型のパーソナル・サポートで支援している。そのために、労働組合・宗派を超えた宗教者・社会福祉団体・NPO など幅広いサポート組織からの民間資金による支援をベースにしながらも、行政からの公募型受託事業などを獲得することによって、支援サポートの領域を拡充している。

VII まとめ

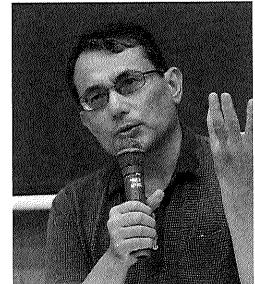
複合的困難を抱えてホームレスなど孤立・困窮状態に追いやりられた人たちが社会の一員に戻り、再び排除されずに生き続けていくためには、今まで以上にひとりひとりの状態に応じた複合的な継続サポートが必要になる。同時に、それを可能にする既存制度内外の多様な社会資源も豊富に生まれ出される必要がある。

NPO や協同組合等の役割は、「制度を土台にした公共サービスの代行者」ではなく、「制度の隙間からこぼれ落とされる人たちを包摂する開拓者」になることだと、私は考えている。そのためには、NPO や協同組合等自身による努力もさることながら、それを可能にできる社会的な支援制度が整備されることが欠かせない。

（おきの みちひこ NPO 法人釜ヶ崎支援機構・一般社団法人大阪希望館）

非営利・協同組織は 「雇用と福祉」をめぐる 問題とどう向き合うのか

雇用情勢の厳しい中で、「就職困難者」の就労を「協同の力」で実現しようとする事業体が、政府の進めるアクティベーションのロジックとの対抗のなかで制度化の課題を掲げている。既存組織も自らの社会的役割が問われる。



KITAJIMA Kenichi
北島 健一

I はじめに —「協同の価値を掘り起こす」—

「くらしと協同の研究所」（京都）の第20回総会記念シンポジウム（2012年6月）は「協同の価値を掘り起こす」というテーマの下に開かれた¹⁾。今日、日本の中山間地域では、過疎化の進行、農産物市場の自由化や担い手育成の農政などによる農家経営の厳しさ、市町村合併やJAの撤退などさまざまな要因が重なり、地域に留まり暮らし続けていくのさえ厳しくなってきている。しかしその一方で、住民による暮らしや地域の資源・環境を守る取り組みや、都市（食）と農村（農）の交流など新しい試みが広がりつつあり、また過疎地域の自治組織が経済活動へと活動の幅を広げる傾向も見られる。コーディネータの北川太一は、このような、協同組合「組織の内外」で繰り広げられる「組合員、地域住民、関係団体などの活動」のなかに芽生えつつある「協同」を「協同の力」としてもっと確かなものにしていくことを、「協同の価値を掘り起こす」と規定した。

ところが、今日「協同の価値」の重要性が高まり、その潜在力への期待が高まりつつあるにも拘

わらず、制度化のすすんだ協同組合は、一般的に言って、「日々の業務や事業計画を達成することに追われ、組織を維持・防衛すること自体が目的」となりがちであり、一方、組合員のほうも「その多くが単なる事業の利用者（お客さん）」に陥りがちである。この「落差」をもたらしている原因の一端は、このシンポジウムでは、既存の協同組合において顕著となる「单一で内向きのモノサシのみで評価しようとする姿勢」に求められている。それは、よく言われるよう「運動」よりも「事業」の側面の強まりとも、あるいはポランニー的な多元的経済の立場からみれば²⁾、互酬性など他の経済原理を犠牲にしての市場原理のさらなる浸透とも言い換えられよう。そのような姿勢のために、制度化された協同組合は「真に協同の力の受け皿」となりえていないのではないかと北川は問いかける。それゆえ、シンポジウムでは、「協同の価値を掘り起こす」ために既存の協同組合の「单一の内向きのモノサシ」をどのように多元化していくのかに議論の焦点が当てられた。

このシンポジウムが、既存の制度化された協同組合が向き合うべき現実として念頭においているのは、地域の暮らしや環境を守り、人びとが地域で暮らし続けていくための条件ないし基盤を創り

出そうとする地域住民の取り組みであり、そこに芽生えているいわば「制度を生み出さんとする協同の営み」である（分科会で取り上げられている川根振興協議会や岡田中むらづくり委員会の例を参照）。確かに、今、世界各国を見渡せば、新しい協同の芽が生まれつつあるのは、一つは、社会サービスの充実も含めて、地域の暮らしを支えていく条件作りの分野である³⁾。そして、もう一つの分野は「就職困難者」の就労支援の分野であり、非営利・協同の組織が向き合うべき現実としてこの小論でとりあげようと思うのもこの分野である。

II 日本国型雇用の崩壊と 「就職困難」層の拡大

わが国の企業の特徴でもあった企業内部でのフレキシビリティ（賃金も含めて）の追求もとうとう限界に達し、1990年代後半以降、日本の企業は外部労働市場も巻き込んだフレキシビリティの路線へと転換していった。不良債権処理が急いで進められるなかで、またリーマンショックのなかで大規模なリストラが実行され、また大震災によっても東北地方一帯で雇用の場が一気に失われる一方、90年代の後半から雇用・労働に関する規制緩和が立て続けに進められ（労働者派遣法の改正、労働基準法の改正など）、加えて労働者保護も弱められてきた（雇用保険法の改正など）。その結果、正規雇用の減少、その裏返しでの不安定な非正規雇用の急激な拡大、低待遇の正規雇用の出現、失業の長期化の傾向、格差と貧困の拡大などの諸問題が噴出し、かつての「日本型雇用」は崩れ「雇用の劣化」、「高失業社会」との表現が定着するほど、わが国の雇用・労働条件の悪化は、とくに若者や女性を中心に深刻な状況となってきた⁴⁾。

「日本型雇用」のこのような崩壊は、社会保障需要の増大（失業給付や公的扶助など）、また社会保障財源の弱体化となって現れ、社会保障制度にも影響を及ぼさずにはおかないと。そもそも「日

本型雇用」は、欧州の福祉国家と比べてのわが国の脆弱な社会保障を補完する存在であったから、その崩壊は社会保障への需要圧力（職業訓練や住宅など）をいっそう高める結果となった。ところが、新自由主義的な方向での構造改革は、労働分野と並んで社会保障の分野でも進められており、97年12月の介護保険制度の成立はその嚆矢だった。社会保障需要の急増を抑制するための現物給付（措置制度）から現金給付への変更は、その後、障害者自立支援法にも引き継がれていった。

かくして、福祉国家と基本法研究会編『新たな福祉国家を展望する』（旬報社、2011年）は、次のように総括する、「1997年から本格化する構造改革は、充実した社会保障の代替物であった日本型雇用や地方などへの所得再分配を解体・縮小した。同時に、構造改革は（・・・）社会保障における国と自治体の責任を縮小した。（・・・）この十数年間で、貧困と生活不安が急速に拡大したのはそのためである。近年では、自殺者は三万人をこえ続け、労働法に違反する扱いを受ける労働者が急増し、（・・・）いまや日本社会は、深刻な社会的危機のうちにある」（p.68）。この構図に、社会保障の「もう一つの代替物」であった、稼ぎ主たる男性と家事や介護を担う専業主婦によって支えられてきた「家族」の後退（女性の労働力化や世帯人数の縮小による）を付け加えれば、現代の日本社会にあって多くの人々の「貧困と生活不安」を招いている主なマクロ的な要素は出そろう。

わが国では、障がい者にかんしては、1949年の身体障害者福祉法（身体障害者授産施設）および1960年の身体障害者雇用促進法（雇用率制度）の制定以来、社会の責任として彼ら／彼女らの一般企業への就労の促進に取り組んできた。雇用や労働をめぐる状況が全般的に深刻な様相を見せ始めている今、「雇用・労働の世界」から構造的に排除される傾向の強まりを見せているカテゴリーは、従来の障がい者あるいは路上生活者から、失業保険が切れるなどして求職活動の意欲を失ってしまっている人、低待遇の不安定雇用を繰り返す

人、ニート、あるいはその他の就労を難しくするさまざまな要因（刑余者、元薬物中毒患者など）を抱えている人などにまで拡がり、その境遇を個人の責任に任せることではなく、どのように社会として支えていくのかが問われ始めている⁵⁾。また、その支援のあり方についても、財政の制約や「個人の自己実現」などの問題も視野に入れて、考えなくてはならなくなってきた。

III 新たな福祉国家の構想と アクティベーション戦略

(1) 新たな福祉国家の構想

「社会的危機」を前にして、上掲書『新たな福祉国家を展望する』は、目指すべきは「福祉国家型の大きな政府による社会保障の抜本的拡大」(p.62)であると主張し、「福祉国家型の社会再生によって克服しようとする試みの一部」(p.2)として、社会保障憲章・基本法を提案している。社会保障の充実・拡大は「社会保障の所得再分配機能の拡充」（「大企業や富裕層の過剰資金」の公的な活用 p.91）によって支えられ、また、社会保障の拡充が「翻弄される人びとの生活の安定」のためばかりでなく、「社会保障領域で雇用される人びとを増やす」(p.73)という雇用創出の効果ももつことにも期待が寄せられている。

著者たちは、国が財源について責任を負うことはもちろん、（自治体も含めて）「公的責任での現物給付」も擁護している。かくして、「雇用と福祉」に即してみれば、「教育、医療、介護などの施設の建設を中心とする福祉型公共事業投資の拡充、福祉型の公務部門拡充による雇用の拡大」(p.21)が展望されている。その一方で、いわゆる「共助」あるいは「相互扶助」が果たしうる役割についてはまったく顧みられていない。このような軽視には、「共助」と「自助」を「基本」とし、それらを「公助」よりも優先させる「新自由主義的な社会保障観」に立つ政府の議論への反発や、同じく政府の議論に見られる共助と社会保険との関係の混乱も影響しているものと思われる。

とはいって、この構想においては「共助」言い換れば非営利・協同組織は取るに足りない存在であるかのように扱われているのは紛れもない事実であろう。

この「新しい福祉国家の展望」にかんしては、国家財政の現在のような赤字規模を考慮した場合の実現可能性の問題はさておいても、公平性を行動基準とする行政による画一的な対応が現代の多様なニーズに適切に応えられるのか、独占的な供給が効率性への配慮を希薄にしてしまわないのか、行政による調整は取引コストの上昇を招くことはないのかなどNPO論で論じられてきた論点が思い起こされる⁶⁾。また、人間がポジティブに自分に向き合って生きていくためには（自己実現）、とくに個性的な資質・能力を認め合えるような社会関係が必要であるが⁷⁾、私たちは国家に責任を預けることによって、そのような社会関係が気づかぬ間に市場の原理によって浸食されてきていることに無頓着でありすぎはしないのかと問うこともできる。とくに就職困難者の場合には、そのような社会関係を断たれている場合も少なくないので、承認の問題は重要であると考える。

(2) アクティベーション戦略

新福祉国家路線が、従来の「勤労能力を一時的に・恒久的に喪失した人びと」だけでなく、より広く「勤労世帯」も含めて人びとに「最低生活（標準的生活）の保障」をすることを「中心的課題」と見るのに対して(pp.89-94)、「アクティベーション」とは、社会保護の支出（公的扶助や失業給付・扶助）と職業活動（求職活動、職業訓練など）との結びつきを創出ないし強化していくとする政策動向を指す⁸⁾。この場合には、福祉対象者はむしろ狭まる方向に作用する。アメリカで「ワークフェア」という名称の下に始まったアクティベーションの流れは、労働市場の柔軟化による不安定雇用の増大などを背景にして、新自由主義思想の影響下に1980年代の中頃からとくに90年代に欧州でも広まっていくが、わが国でも世紀が変わってから、自立支援という名のもとに

野宿者、母子家庭、生活保護受給者そして長期失業者を対象にして現実のものとなってきた⁹⁾。バルビエは、アクティベーションを、給付に伴う義務が厳格で、求職活動へのサポートが手薄なタイプ（自由主義タイプ）と、給付に伴う義務がそれほど厳しくなく、サポートも手厚いタイプ（社会民主主義タイプ）とに区分しているが、どちらの場合も一般就労への移行を念頭においていることに変わりない（「中間的就労」）。

今日の雇用情勢の下で、アクティベーション戦略によって扶助ないし給付の受給者が一般就労へと移行していく可能性は、そう高くはないものと推測される。そうなれば、受給状態と一般就労とを何度も行き来する事態も起りうるし、現在すでに生まれつつある労働条件の明らかに劣る第二次労働市場がいっそう強固なものとなる恐れも強い。アクティベーションには、「人権としての社会保障」を個別的な契約上の権利へと変えるパラダイムの転換が含まれているように思える。このようなロジックに立つ施策に「社会的企業」と呼ばれる非営利・協同組織がかり出され、組み込まれる場合も少なくないが、その場合には非営利・協同組織の社会的な存在意義とは何なのか、行政の施策の単なる下請けであってよいのかが問われることになるだろう。

IV 雇用・労働をめぐる欧州の新しい非営利・協同組織

(1) 社会的経済、連帯経済、社会的企業

ヨーロッパでは失業の長期化や社会的排除の問題が日本よりも10数年早く社会問題化し、それに応えて活動する新しいタイプの非営利・協同組織の台頭が発展してきた。この新しいイニシアチブあるいはそれに関する研究から学べることは何なのか。

1970年代後半から欧州各国では、高齢者介護、託児所、地域発展、環境、そして「社会的に排除された人びと」の社会統合・就労支援などの分野で、市民・住民あるいはソーシャルワーカーなど

専門職員が主体となって取り組む事業（経済活動）を伴うイニシアチブが出現しこそはじめ、盛んになっていった。「社会的経済」という概念を用いて、既存の伝統的な協同組合や共済組合、そしてアソシエーション（NPOに相当）を研究対象にしてきた大陸欧州の研究者たちも、その共同研究の成果を著した後（ドゥフルニ、モンソン編『社会的経済—近未来の社会経済システム』（日本経済評論社、1995年））、それに続いてこれらの新しい事業体に研究対象を定めていった。

新たな共同研究は、それまで「社会的経済」の概念を厳しく批判してきたフランスの「連帯経済」の論者も参加して進められた。「社会的経済」の議論は、制度化された非営利・協同組織を対象にして概念化されという経緯があり、それゆえ、その定義は制度を前提にして営利企業や行政と異なるそれら3つの組織の特徴を列挙するという形を取った。それに対して「連帯経済」の概念は、まさに制度を創出していこうとする新しい非営利・協同組織に関する研究から生まれてきた。それゆえ、その定義においては、社会的排除や福祉国家の危機が叫ばれ、「社会の分裂」が危ぶまれる状況の中で、それらがどのような役割を果たしうるのかに関心がおかれた¹⁰⁾。

共同研究はとくに就労支援の分野の新しいイニシアチブを対象に進められ、それらの事業体が既存の非営利・協同の組織とは異なる特徴を持つことが明らかにされ、それをひとまずは「新しい社会的経済」と名付けた¹¹⁾。

その後、この共同研究グループ（EMES）としては、アメリカでの同種の組織の呼称も念頭において、新しいイニシアチブの名称を「社会的企業」に改め今日に至っている。従来型の社会的経済組織との違いについては、簡略化して言うと、①有償労働が存在すること、事業に携わりそこからの収入に少なくとも一定程度は継続的に依存することなどの点で旧来型の非営利組織（ボランティア、アドボカシー活動、事業をしていても財源は寄付や補助金）とも異なり、②また、公益的な活動に関わること、それとも関連して多様な

人々の参加が見られることなどの点で、協同組合（仲間内の利益、「シングルスティクホルダー組織」）とも異なると特徴付けられてきた。このような特徴を持つ組織の生成・発展をヴィジュアル的に示すために、協同組合（とくに労働者協同組合）の円とNPOの円とが相互に接近し、交わりの部分が拡大していくような図を描く場合もある（交わりの部分が、新しい組織を表す）¹²⁾。このような特徴があるので、また法制化に向かう動きもあり、「新しい社会的経済」という表現よりも「社会的企業」という表現が用いられたと言える。

(2) 「連帯経済」論からの注目点

同時にグループ内の連帯経済を唱える人たちも自分たちの議論を主張し続け、影響力を拡げていった。彼らは、上記の議論のように社会的企業の組織的な特徴に注目するよりも、現代社会にあってそれがどのような役割、機能を果たしうるのかを問題にした。このような観点から注目した点は、①多様な資源、より本質的にはボランニーの識別した異質な経済原理が組み合わされている点（現実に即して言うと、公的な制度を使って公的な資金にも頼るし、市場での販売収入にも頼る、しかし、ボランティアや相互の助け合いなども存在し続けている）や、②財・サービスの提供が利用者も参加しながら構想され実施されている点（たとえば措置制度のもとでのように、サービスが上から決められるのではなく、一つの公共的な空間が形成され、そこでサービスの内容などが決められている点が注目された）であり、それらは從来からの主張の繰り返しである。

連帯経済論は、このような経済的なイニシアチブの本質的な特徴として、経済活動の中に人々の互酬的な関係、助け合いの関係が組み込まれていてることに注目し（経済的なやりとりが、人々のつながりを維持ないし強める方向に作用する）、この点に、公的な分野にも市場が浸透するなど市場化が一面的にいっそう進行していく現代におけるその存在の特別な意義があるとみた。

また、雇用、労働というテーマについて連帯経

済論が注目してきたことは、雇用労働は、個人の自律性の基盤となる（貨幣を媒介にして何人とも関係を結べることから、強い関係の縛りから人間を自由にする）とともに、社会統合を推進する役割ももっているという点であった。とりあえず、社会統合を、帰属意識を持つこと、社会の一員であることを実感しポジティブに生きていくこととしてとらえておくと、労働は職場での仲間集団を通して、また、社会権や労働法による保護を通して、さらに、社会的分業の一環を担う（顧客との関係）ことを通して、さまざまな次元の社会集団の成員として承認を受けて、アイデンティティを形成していくきっかけとなりうるものである。失業をきっかけにしていわゆる社会的排除の問題が深刻になる中で、雇用労働が社会への統合の重要な回路になってしまっている状況の問題点は指摘しつつも、「就職困難者」の就労支援に関わる連帯経済の実践は、とくに彼らに、雇用の機会、アイデンティティ形成の場を作ることを重視してきた。

V おわりに

日本の生協運動は、いわゆる「日本型生協モデル」が女性の就業、「安心・安全」の普及、大店法規制緩和に見られる競争激化などによって80年代後半頃から転換期を迎えるとき、新たな「発展基盤」ないし「発展モデル」の探求を課題として掲げた。この課題を鮮明に掲げた研究成果、大内力監修、生協総合研究所編『協同組合の新世紀』（コープ出版、1992年）をひもとけば、そこには発展基盤をどこに求めるかについての2つの方向性が見て取れる。

一つの見方では、現代社会の抱える（経済的な価値に関わるものではなく人間存在に関わる）社会的な意味を持つ課題、さらには共同社会に関わる「国民的課題」を追求することが協同組合ないし生協の発展モデルの基礎を築くことになる。もう一つの議論は、店舗業態の近代化など事業として生き残るために新たな展開方向が鮮明になって

いくなかで、そのような方向性が組合員の参加や職員の主体的な取り組みに及ぼす影響を危惧し、生協の新たな「発展モデル」は「利用者の民主主義と参加」（「協同組合の基本的価値」）を堅持するものでなければならないとみる。

わが国でも、「就職困難者」の雇用・労働の問題をめぐって、共同連を中心に社会的事業所づくりやその制度化の運動が始まっている¹³⁾。また種々の福祉NPOや労協連、ワーカーズコレクティブなどによる「就職困難者」の仕事づくりも進みつつある。それらは、「労働を通しての社会統合」のロジックに立つ、いわば「下からのアクティベーション」の実践といってよい性格をもち、今日世界的に主流になりつつある「人権に基づく給付の個人契約化」や「財政負担の軽減」のロジックに立つアクティベーションと対立しつつ制度化の道を歩み出している。既存の制度化された非営利・協同組織も、自らの「発展基盤」のためにも社会的役割を果たし、組織内の民主主義の追求と同時に、このような雇用・労働の分野でも芽生えつつある「協同」を「協同の力」として確かなものにしていくことに、関心を向けなければならない。

注

- 1) くらしと協同の研究所『協同の価値を掘り起こす～生協の針路を展望するために～』（第20回総会記念シンポジウム報告集），2012年9月28日，通巻62号。

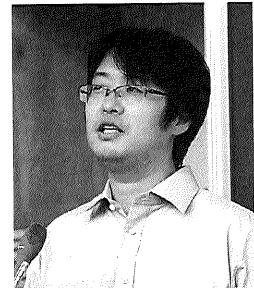
- 2) ラヴィル『連帯経済』（生活書院，2012年）。
- 3) 北島健一「社会的企業論の射程」『社会運動』第307号，2005年10月。
- 4) 後藤道夫『ワーキングプア原論』（花伝社，2011年）などを参照。
- 5) たとえば「若者」というくくり方で、若年雇用促進法の制定が提案されている（遠藤公嗣他『労働、社会保障政策の転換を』岩波ブックレット，2009年）。
- 6) Cf. 北島健一「福祉システムの変容と非営利組織」『松山大学論集』vol.13, no.5, 2001年, pp.197-224。
- 7) ホネット『承認をめぐる闘争』法政大学出版局, 2003年。
- 8) Cf. 宮本太郎『生活保障』岩波新書, 2009年。
- 9) ここでは1950年代頃からスウェーデンで始まる「旧いアクティベーション」ではなく、「新しいアクティベーション」を問題にしている。Cf. Barbier, J.-C. (2002), 'Peut-on parler d'«activation» de la protection sociale en Europe ?', Revue Française de Sociologie, vol.43, no.2, pp.307-332.
- 10) Cf. 北島健一「フランスにおける『社会的経済』と『連帯経済』」『社会運動』vol.307, 2004年, pp.2-11。
- 11) 北島健一「書評 Jacques Defourny, Louis Favreau et Jean-Louis Laville (dir.) , Insertion et Nouvelle Économie Sociale: un bilan international, Paris: Desclée de Brouwer, 1998.」『協同組合研究』第18巻第12号, 1998年。
- 12) ボルザガ, ドゥフルニ編『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター—』日本経済評論社, 2004年。
- 13) 共同連『日本発 共生・共創の社会的企業—経済の民主主義と公平な分配を求めて—』現代書館, 2012年。

（きたじま けんいち 所員 立教大学）

芸術文化支援の根拠を考える

「コスト病」から文化的価値へ

「コスト病」の理論は、社会を豊かにする上での、芸術文化の生産に資源を移転することの可能性と重要性を明らかにした。しかし、そのためには、功利主義を離れ、多様な基準に基づく芸術文化支援の根拠論が必要となる。



SAKAMOTO Takashi
阪本 崇

I はじめに：なぜ、いま、 文化支援の根拠を問うのか？

文化に対する公的支援に現代経済学の立場から分析のメスが初めて入れられたのは1950年代のイギリスにおいてである。当時のイギリスでは、経済的な凋落を背景に、それまでに国内に収集された絵画が海外へ流出する傾向にあり、それが一種の社会問題となっていた。イギリス政府は絵画を購入することでこれに対応しようとしたが、それに伴う政府支出について、ライオネル・ロビンズ卿は、芸術のもつ教育的価値を理由に正当化しようと試みた。

これ以後、政府が芸術・文化に対して資金を提供することを正当化する根拠を明らかにすることは、文化経済学の主要なテーマのひとつであり続けてきた。実際、多くの論者から多種多様な根拠が示されている。なかでもよく知られているのは、W.J.ボーモルとW.G.ボーエンが『舞台芸術：芸術と経済のジレンマ』において提示した根拠である。彼らは、政府が芸術・文化を支援する根拠として平等主義的見地（低所得者による芸術・文化へのアクセスの機会を確保すること）、未成年

の教育（選好が未形成である未成年の時代に芸術・文化に触れる機会を確保すること）、芸術に由来する間接的便益（芸術・文化が国家に付与する威信、周辺のビジネスに与えるメリット、将来世代への継承、教育的貢献、すなわち芸術・文化活動に参加することの社会化機能）を挙げている（Baumol & Bowen, 1966）。これに続いて展開される公的支援の根拠論は、ボーモルらの挙げた根拠を認めた上で、新たな根拠を追加提示したものと考えて良いだろう。たとえば、R.タウセやA.ピーコックは財の多様性の確保と消費者選択の可能性の維持とを、J.ハイルプランとC.M.グレイは芸術面での革新への寄与を根拠としてあげている（Heilbrun & Gray, 2001）。

もちろん、主要なテーマであり続けるということは、裏を返せば、未だそれらの根拠だけでは説明することのできない政府支出が存在すると同時に、既存の根拠論に対しては懷疑の目が向けられていることを意味する。したがって、未解決の問題の解明に向けて、文化支援の根拠を検討することに意義があることは当然とも言える。しかし、そのことだけが文化支援の根拠を問う意義ではない。その理由を明らかにするためには、文化経済学それ自体の学問的な貢献について触れておく必

要がある。

M. ハッターは、現代の文化経済学の歴史を振り返り、その学問的な貢献を、文化の経済学的側面についてのファクト・ファイディング、文化的現象に対する経済学的方法の適用、そして経済学そのものに対する理論的インパクトの3つに類型化した (Hutter, 1996)。そして、経済学そのものに対する理論的インパクトの事例として、ハッターは、コスト病、公共財における新解釈、選好の変化、絵画の長期的収益率、新しい技術やメディアの影響、価値論の6点を挙げている。これらのうち、最初の3つと価値論が文化支援の根拠に関連していることは改めて説明するまでもないだろう。言い換えれば、文化経済学は文化支援の根拠を問うことにより、経済学そのものに対して理論的なインパクトを与えてきたのである。したがって、文化支援の根拠を問うことは、同時に、経済学の新たな可能性を切り拓くことでもあるといつても過言ではないだろう。その意味でも文化支援の根拠を問うことの意義は大きいのである。

以下では、はじめに、文化経済学が現在のように経済学の中の一領域としての地位を確立するきっかけとなった『舞台芸術：芸術と経済のジレンマ』（以下、『舞台芸術』と略す）から生み出された理論である「コスト病」について、改めてその内容を検討し、一部の産業に生産性の向上が見られる社会においては、芸術文化に対して資源を移転する可能性が拡大していることを確認する。つぎに、これまでの文化支援の根拠論を再検討し、文化への支援をより強固にするためには功利主義的な価値観を離れ、文化的価値に基づく根拠に依拠することが必要であることを示す。最後に、文化的価値の概念を確立するためには、個々人の評価によるだけでなく、コミュニティの中での民主的な熟議が必要であることを示す。

なお、本稿では、文化の中でもとくに芸術文化に焦点をあてる。もちろん、その背景には、文化経済学が文化の中でもとくに芸術を研究の対象としてきたという歴史があるが、それ以上に重要なのは、経済の中でいわば「例外」である芸術分野

において、私達の社会が直面する問題の本質的な部分が先鋭的に現れるからであり、また、そこにおいて経済学の新たな可能性もより明確に見えると考えるからである。

II 「コスト病」の再検討

(1) 実演芸術団体の経済的困難

文化経済学が経済学のなかでひとつの領域を形作るようになった契機は、明らかに W.J. ボーモルと W.G. ボーエンによる著書『舞台芸術』の刊行である。この著書の中でボーモルらが注目したのは、「カルチャー・ブーム」といわれた当時のアメリカにおいても、多くの実演芸術団体が経済的な困難を抱えているという事実であった。1960年代前半にニューヨークをはじめとするアメリカ合衆国の都市部で行った舞台芸術団体に対する調査によって、ボーモルらは多くの舞台芸術団体が、極めて深刻な「所得不足 (income gap)」の状態に置かれていおり、それは「個々の舞台芸術団体については、所得不足が生と死との違いを意味することがあるし、あるいは少なくとも満足のいく水準の公演と受け入れがたい水準の公演との違いを意味することがある」¹⁾ ほど重大なものであることを明らかにした。

ボーモルらの主張は、実演芸術団体がこうした経済的な困難に陥るのは「運が悪かったからだとか、具合の悪い運営をした結果」ではないということである。とりわけ経費の側面に注目すれば、これらは「公演という技術がどうしても逃れることのできない必然的な結果」であるとボーモルらはいう。実演芸術においては、「実演家の労働それ自体が、客が購入する最終生産物を構成している」。このような場合、生産性の上昇は、それ自体、生産物すなわち作品の品質の低下を意味する。そのため「生産性が不变である舞台芸術のような活動の場合には、貨幣賃金のあらゆる上昇が自動的にそれに等しい単位労働費用の増加に移されてしまう」²⁾、言い換えれば要素費用の上昇を相殺するだけの生産性の改善を実現できること

が、所得の上昇を上回る経費の増加を招くのである。この「必然的に生じる経費の上昇傾向」が、実演芸術への支援の根拠のひとつとしても挙げられるようになったのは周知のとおりである。

しかしながら、こうした実演芸術団体における必然的な経費の上昇、あるいはその根本的な原因である「技術的な停滞」を強調したことは、芸術文化支援の必要性を気づかせる契機となった一方で、芸術文化を経済的な観点から見て非効率なもの、あるいは社会にとって負担となるものであるという印象を過度にあたえたのではないかとも考えられる。

(2) 「コスト病」の理論

実際、『舞台芸術』で得られた実証的な結果をモデル化することによって生み出された「コスト病」の理論においては、そのようにも受け取ることのできる命題が示されている。「コスト病」の理論が初めて展開されたのは、『舞台芸術』の翌年に公表された論文、“Macroeconomics of Unbalanced Growth: The Anatomy of Urban Crisis”においてである。そのなかで、ボーモルは、常にその生産性が上昇する「発展部門 (progressive sector)」と、生産性が変化せず一定にとどまり続ける「停滞部門 (stagnant sector)」の2つの産業部門からなるきわめてシンプルな経済モデルを提示した。このような経済において成立する命題は以下の4つである。

命題1：停滞部門で生産される財の平均費用は相対的に上昇し続ける。また、生産要素価格が上昇する場合には、絶対的な費用も上昇し続ける。

命題2：停滞部門によって生産される財は、その需要が価格に関して相当に非弾力的でない限り、減少の過程を経て消滅する傾向がある。

命題3：両部門の生産量の比を一定に維持しようとすると、発展部門から停滞部門への生産要素の移転がつづく。

命題4：両部門の生産比を一定に維持しようと

すると、経済全体の生産性の上昇率が漸次的にゼロに近づく。

これらの命題のうち、芸術文化支援の根拠として用いられるようになったのが前半の2つの命題であることは明らかであろう。芸術文化の生産は、多くの場合、その生産技術において「停滞」しているために、その他の産業に比較して、その平均費用が上昇する傾向にある（命題1）。『舞台芸術』の中で問題とされたのは、こうした平均費用の上昇を実演芸術団体が価格に転嫁することができないために、所得不足に陥り、その結果、水準の低い公演を行わざるをえないか、あるいは芸術活動を続けることができなくなってしまうという可能性である。これに対し、平均費用の上昇を価格に転嫁できたとしても、そうした産業の将来が明るくないことを示しているのが命題2である。この場合には、価格の高騰が需要を減少させることで、やはり芸術文化産業は縮小せざるを得ない。いずれの場合にしても、芸術文化を生産する産業が何らかの意味で衰退することに変わりはない。その意味で、この2つの命題が芸術文化支援の根拠のひとつとみなされたのは、当然といってよいだろう。

問題となるのは、後半2つの命題である。この2つの命題は文化経済学よりもむしろ、マクロ経済学や財政学・公共経済学（とくに公共選択論）の分野で言及されてきた。マクロ経済学では、経済が成長するにつれて成長率が低下する傾向にあることを説明する要因の一つとして命題4が、場合によっては停滞部門で生産される財の平均費用、あるいはそれを反映した価格の上昇傾向（命題1）が物価水準全体を引き上げる可能性（「生産性格差インフレ」と称された）と関連付けられて紹介された。財政学・公共経済学では、古くはワグナーによって示された「経費膨張の法則」のメカニズムのひとつとして命題3が紹介された。いずれの場合も、停滞部門が経済全体の発展を阻害する要因として捉えられたのである。

芸術文化の分野にこの2つの命題を当てはめれば、当然のことながら、芸術文化を維持するため

には他の産業から生産要素を奪い、その結果、経済全体をも停滞させるという結論が導かれる。この状態を回避するためには、芸術文化の生産において効率性を高めるより他にない。しかし、すでに述べたように芸術文化の生産は、多くの場合において、効率性を高めることができが技術的に不可能である。だからこそ芸術文化と経済とはジレンマの状態に陥るのである。

(3) 「コスト病」から「コスト・ユートピア」へ

しかしながら、先に挙げた「コスト病」の4つの命題のうち、後半の2つについては、現実性のないほとんど無意味な命題であることが、D.F. ブラッドフォードらの指摘によって明らかになる。確かに、この経済のもとで両部門によって生産される財の比率を一定にしようとすれば、発展部門から停滞部門へと資源を移転し続けなければならない。そして、やがては最後の1単位の生産要素のみが発展部門に投入される状況にまで行き着くであろう。しかし、この最後の1単位の生産要素まで停滞部門に移転するということは、経済が発展する以前の状態に戻ると同義である。

ブラッドフォードは、むしろ発展部門における生産性の改善が、この経済の中で利用可能な財の組合せを拡大してゆくことを重視する。つまり、ボーモルのおいた前提をゆるめ、発展部門における技術進歩によって節約された生産要素の一部のみを停滞部門に移転するという条件にすれば、発展部門によって生産される財、停滞部門によって生産される財のいずれをもより多く社会は利用することができるようになるのである(Bradford, 1969)。タイラー・コーワンはこの可能性を「コスト・ユートピア」という言葉で表現している(Cowen, 1996)。芸術文化を維持することは必ずしも経済の発展を阻害するわけではなく、両者の発展を調和させることは可能なのである。

以上の考察から明らかになるのは、以下の2点である。まず、経済の中に成長する部門が存在する限り、そこで「節約」された生産要素を移転す

ることによって、停滞部門を「発展」させることは可能であることである。とりわけ、経済全体に対するウェイトが小さい芸術文化の場合には、その余地が大きいと考えてよいだろう。

しかし、その一方で、「コスト病」それ自体はあくまでも芸術文化の生産をはじめとする停滞部門の特徴を捉えた実証的な理論であり、芸術文化に対する公的支援の根拠となり得る規範的理論ではないこともまた明らかである。芸術文化が社会の中で衰退してゆくとすれば、それはあくまで個人によってなされる選択、あるいは集合的になされる選択の結果であって、決して芸術文化の生産における技術上の特徴から帰結する必然的な結果ではない。言い換えれば、芸術文化に十分な資源の移転がなされないとすれば、そしてその結果、衰退の方向に向かってしまうとすれば、その原因は芸術文化を生産する側に求めるのではなく、社会の中での選択のあり方に求められねばならないのである。

III 文化支援の根拠を再考する

(1) 1960年代の根拠論

もちろん、ボーモル自身も、芸術文化に十分な資源が移転されない原因が需要する側にある可能性を無視していたわけではない。すでに述べたように、『舞台芸術』の中では、芸術文化のもたらすさまざまな不使用価値(威光価値、存在価値、教育的価値、オプション価値など)、すなわち正の外部性や、低所得者による芸術・文化へのアクセスの機会の確保を芸術文化に対する公的支援の根拠としてあげていた。1960年代に示された芸術文化支援の根拠の多くが、ボーモルらの示した根拠と同様に効率性と公平性の観点から示されたものであったことが知られている。

ところが、M. ラシュトンによれば、これらの根拠は実証的な観点からすれば、きわめて脆弱なものである³⁾。正の外部性が公的支援の根拠とされるのは、財の消費や生産がそれを伴うとき、市場における交換によっては財の生産に対して十分

な資源が投入されないために、その生産が過少になるからである。しかし、威光価値、遺贈価値、オプション価値など芸術の消費や生産に伴う外部性が存在することは事実であるとしても、それを実際に評価している個人は少数派でしかない可能性も小さくない。また、教育サービスの分野でしばしば指摘されることではあるが、正の外部性が存在することは公的支援の根拠の十分条件ではない。外部性の限界値がプラス、つまり、公的支援による財の消費あるいは生産の増加によって生み出される外部性がプラスである場合に限って、公的支援は正当化される。反対に、正の外部性が存在したとしても、公的支援がない状態でその外部性がすでに実現してしまっている場合には、公的支援を行う必要はない。文化の外部性を評価する人々が少数派でしかない場合にはとくに、その可能性がないとはいえないである。

公平性の視点から芸術への公的支出を正当化することについても問題が伴う。低所得が問題の核心であるとするならば、金銭的な所得再分配を行ったほうが、つまり何を消費するかについては個々人の自由に任せたほうが、人々の厚生水準を高めることができるはずだからである。さまざまな可能性の中で文化への支出だけを高めるべきであるとするには別の理由が必要なのである。

(2) 近年の根拠論

こうした指摘を受けたことが直接的な原因か否かは明らかではないが、近年の芸術文化支援の根拠は1960年代とは異なるものになりつつある。近年において芸術支援の根拠としてあげられるのは、外部性やアクセスの公平性ではなく、芸術が経済波及効果をもつことや芸術がクリエイティブ・クラスを地域に誘致するのに役立つことなどである。しかし、これらの根拠論もやはり1960年代の根拠論とどうように弱点をもっていることをラシュトンは指摘している。

たとえば、芸術への支出が地域経済への波及効果をもつことが明らかであったとしても、開放的な、つまり域外との経済的な交流を断つことでの

きない現実の経済においては、経済波及効果はそれほど大きなものでない。また、経済波及効果はどのような支出にも伴うものであり、経済波及効果があるということだけで公的支出の対象として芸術を選択する理由を示すことにはならない。同程度の波及効果のある他の事業に支出したとしても目的は果たすことができるからである。

また、地域における芸術文化の発展が、移動性が高く同時に高い人的資本を有する人々を引き寄せ、彼らが地域の中で活動する可能性を高めるという主張は、そのような特徴をもつ人々が刺激的な消費やエンターテインメントの機会のある地域を選ぶであろうという点と、芸術は芸術以外のクリエイティブな活動にも正の外部性を及ぼすということを根拠としている。しかし、刺激的な消費の機会が人々を惹きつけることに異論はないとしても、居住地の選択に影響をおよぼすのはそれだけではない。一例を上げれば、安全性や子供の教育環境などもまた、クリエイティブな人々が居住地の選択する際に影響を及ぼすに違いない。地域における芸術活動と芸術以外の分野での特許との間に「関連性」は見られるものの、その因果関係に関する確たる証拠は存在しないのである。

要するに、近年の根拠論は芸術そのものが目的ではなく、芸術を他の政策目的を達成するための手段とみなしていること、そして、そうした目的を達成するための手段は芸術以外にも存在する可能性があり、そのなかで芸術を選択する根拠は必ずしも明確でないことがわかる。その意味で、近年の根拠論は芸術の持つ特殊性をほとんど視野に入れないものとなってしまっているといつてもよいだろう。

(3) 日本の芸術文化支援の現実

1960年代の芸術文化支援の根拠論が、芸術文化の目的としての有用性を基礎としていたのに対し、近年の芸術文化の根拠論は、芸術文化の手段としての有用性を基礎としていると考えてよい。手段はあくまでも手段でしかない。当然のことながらより有効な手段が見つかれば、捨てられる運

命にある。あるいは、手段は目的にとって最適なものでなければならないから、その目的に応じて何らかの適応を迫られることになる。実際、日本における芸術文化支援の歴史を振り返ると、そのような側面がしばしば見られた。

たとえば、金武創は1965年から93年までの国と地方の文化予算について、文化の領域と支出の性質という2つの視点から考察し（金武、1994），その特徴のひとつとして資本的支出の比率の高さを挙げることができることを明らかにした。そして、第2次オイルショックや円高不況に対応する国家財政の急増期に文化予算における資本的支出が増大しているという事実をふまえて、中央政府の景気刺激策が文化予算に大きな影響を与えてきたと結論づけた。後藤和子は金武の議論からさらに一步踏み込んで、その要因を日本の政府間財政関係がもつ特徴に求め、文化予算が地域間の所得再分配の手段として用いられてきた可能性を指摘している（後藤、2005）。このように芸術文化が経済安定化、地域間所得分配の手段として利用されてきたことが、ハコモノ行政と呼ばれるような芸術文化支援の歪んだり方を生み出してきたことは言うまでもないだろう。

しかし、1960年代の根拠論も、こうした弱点と無縁のものではない。近年の根拠論との違いは、目的のレベル以外にない。近年の根拠論が、芸術文化を金銭的な利得のための手段としているのに対し、1960年代の根拠論は芸術文化を効用のための手段としているに過ぎない。そのため、より多くの人々がよりたやすく効用を手にする手段を手にすることになれば、芸術文化に対する支援は容易に縮小してしまうと考えられるのである。

IV 結論にかえて：文化的価値をどう考えるか

以上の考察から、芸術文化支援の必要性を考える場合には、経済学の功利主義的な伝統を離れて、芸術文化そのものの評価を支援の根拠とせざ

るを得ないことは明らかであろう。人々の財に対する支払い意志額を基礎とする市場での評価を経済的価値と呼ぶとすれば、功利主義的な評価とは一線を画する評価を文化的価値と呼んで差し支えない。経済的価値とは異なる文化的価値の必要性を主張したD.スロスピーは、文化的価値を歴史的価値、美的価値、象徴的価値など、様々な価値からなる価値の束と考え、そのそれぞれの次元において異なる評価方法が必要であることを指摘しており、やはり功利主義的な方法とは異なる評価の方法が必要であることを示唆している（Throsby, 2001）。

今のところ、このような新しい評価方法がどのようなものであるのかは明確ではない。しかし、いくつかのヒントはある。たとえば、R.マスグレイブによって示された価値財の概念は、その評価の基礎を個人の効用に置かないという意味で、功利主義から離れた評価方法の先駆的な試みである。価値財の解釈についてはさまざまなものがあるが、マスグレイブ自身はコミュニティの中で歴史的に形成されてくる社会的な選好に基づくものであるという解釈が自分の考えに最も近いと述べている（Musgrave, 1987）。

マスグレイブの主張するように、社会の中では個人の選好を集計したのとは異なる選好が生まれてくるとする考え方は、経済学の中では異端であるが、近年注目を集めているコミュニタリアンの政治哲学の中ではむしろその可能性が重視されている。コミュニティにおける民主主義的な熟議の中では「一人では知り得ない共通する善を、われわれが知りうる可能性」があるというM.サンデルの主張はその典型的な例といえるだろう（サンデル, 1982）。

芸術文化の中には市場の中で生み出され育つものがあることは否定出来ない。しかし、その一方で公的な支援がなければ生き残ることができない芸術文化が存在することもまた事実である。そして、こうした支援の一部は当然のことながら政治的な過程を経て行われる。この点を踏まえれば、芸術文化の支援の根拠を明らかにする場合には、

コミュニティの中での選好の形成過程に注目する必要があるといえるのではないだろうか。

注

- 1) Baumol & Bowen (1966), 邦訳, 115 頁。
- 2) Baumol & Bowen (1966), 邦訳, 214-222 頁。
- 3) 以下の考察は、2012 年 3 月に同志社大学で行われた M. ラシュトン氏の講演, *The economic analysis of public funding of the arts: a history and evaluation* に多くを負っている。

参考文献

- [1] Baumol, W. J., *Macroeconomics of Unbalanced Growth: The Anatomy of Urban Crisis*, *American Economic Review*, Vol.57, No.3, 1967, pp.415-26.
- [2] Baumol W. J. and Bowen, W. G., *Performing arts: the economic dilemma: a study of problems common to theater, opera, music, and dance*, Twentieth Century Fund/New York, 1966. (池上惇・渡辺守章監訳『舞台芸術：芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部, 1994 年。)
- [3] Bradford, D. F., Balance on Unbalanced Growth, *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Vol.29, 1969, pp.291-304.
- [4] Cowen, T., Why I Do Not Believe in the Cost-Disease: Comment to Baumol, *Journal of Cultural Economics*, Vo.20, No.3, 1996, pp.207-214.
- [5] Hutter, M., The Impact of Cultural Economics on Economics Theory, *Journal of Cultural Economics*, Vol.20, No.4, 1996, pp.263-268.
- [6] Musgrave, Richard A., "Merit Goods", 1987, in *Public Finance in a Democratic Society: The Foundations of Taxation and Expenditure*, Edward Elgar Pub, 2000.
- [7] Throsby, David. 2001. *Economics and Culture*. 1st ed. Cambridge University Press. スロスビー『文化経済学入門』中谷武雄・後藤和子監訳, 日本経済新聞社, 2002 年。
- [8] サンデル, M.J. (1982) 『リベラリズムと正義の限界』菊池理夫訳, 勁草書房, 2009 年。
- [9] 金武創「日本における文化政策の財政問題」『経済論叢別冊 調査と研究』第 11 号, 1996 年, 19-32 頁。
- [10] 後藤和子『文化と都市の公共政策—創造的産業と新しい都市政策の構想—』有斐閣, 2005 年。

(さかもと たかし 所員 京都橋大学)

創造都市研究の 現段階と課題

「創造都市」は、21世紀の新たな都市モデルとして大きな注目を浴びることになった。ユネスコはグローバル化の中で文化多様性を保持するためにグローバルアライアンスを提唱しており、今後、新自由主義的都市間競争とは異なる、社会包摂型創造都市のグローバルネットワークへの発展が大きな課題になると思われる。



SASAKI Masayuki
佐々木雅幸

I 創造都市論との邂逅

「創造都市」は、20世紀末から21世紀初頭にかけて新たな都市モデルとして登場し、産業空洞化や雇用の減少に悩む世界の都市政策の現場で応用されて、大きな注目を浴びることになった。

筆者がはじめて、「創造都市」という言葉に関心を持つようになったのは、大学院の恩師である池上惇・京都大学名誉教授が1994年にドルトムント大学で開催された国際文化経済学会から持ち帰られた、同大学のクラウス・ケンツマン教授による論考「創造都市のための文化的インフラストラクチャと文化的活動の重要性」を目にしたときであった。

当時、内発的発展論の視角からイタリアのボローニャと金沢市の比較研究を進めながら、文化と産業が両立する都市の在り方を研究し、新たな都市論を模索していた筆者にとって、「創造都市」「Creative City」という言葉はピタリとその内容を言い当てる、まさに正鵠を射る概念と思われた。

早速、1995年に『創造都市』と題する小冊子を刊行して、イギリスを中心に活躍していた国際コンサルタントのチャールズ・ランドリー氏とフ

ランコ・ビアンキニ教授（リーズ・メトロポリタン大学）らとの交流を始めた。彼らの研究は、アメリカの市井の都市研究者であるジェーン・ジェイコブズの著作に影響を受けていたが、彼女は産業のイノベーションとインプロビゼーション（即興演奏のような改良）を得意とするイタリアの中規模都市ボローニャやフィレンツェを「創造都市」と呼び、脱大量生産時代の代表的な都市として評価していた。ランドリーらは「創造性」をファンタジーやイマジネーションよりも実践的で、インテリジェンスとイノベーションの間にあるもの、すなわち、産業と文化の連関性を媒介する概念として位置づけて都市論に導入したのである。筆者はこの観点を発展させ、ボローニャ・金沢モデルを軸に独自の創造都市論を構築して、1997年に『創造都市の経済学』を上梓することができた。

その後、2000年にランドリーの単著『創造都市』と2002年にアメリカのリチャード・フロリダ教授の『創造階級の勃興』（邦訳名『クリエイティブ資本論』）が相次いで登場し、この二つの著作は21世紀の新たな都市論として大きな注目を集めることになり、「創造都市時代」をリードする立役者となった。フロリダ教授もまた、ジェ

イコブズの影響を強く受けているが、彼が注目したのは、彼女が暮らしていたニューヨークの下町コミュニティがもつ多様性であった。ジェイコブズが描きたった都市の多様性を、創造性という概念に置き換えて、共同体的な社会関係資本よりも、ゲイ（同性愛者）を受け入れる寛容性の高いコミュニティがもつ創造資本こそが、都市にとっては必要だと述べたのである。ジェイコブズは、当時のアメリカ政府が進めるベトナム戦争に反対してトロントに移住するが、フロリダ教授もまた、9・11テロ事件以降、急速に保守化するブッシュ政権を鋭く批判しながら、ピットバーグからトロント大学に転じている。

一方、筆者は現代における創造都市論の母はジェイコブズであるとしつつも、その理論的源泉を探ると、文化経済学の始祖であるジョン・ラスキンとウイリアム・モ里斯に遡るものと考えた。とりわけ、ラスキンの名著『ヴェニスの石』において詳述される職人の「仕事」すなわち「オペラ opera」に込められた生命の発露こそ、芸術と技術の一体的創造性をもたらすものと位置づけた。そして、さらに、ラスキン、モ里斯の「芸術経済学」を引き継いで名著『都市の文化』を著したルイス・マンフォードに注目した。マンフォードの都市論の白眉は「芸術都市論」ないしは「劇場都市論」と言って良い。「都市は芸術を育てるとともに芸術であり、都市は劇場をつくるとともに、劇場である。人間のより目的的活動が人間や出来事や集団と争い協力しながらさらに意義深い頂きへと形成され、実現されるのは、都市において、劇場としての都市においてである。」このフレーズに凝縮されているように、日常生活の一齣が芸術的になる都市を理想として、「文化経済学」の視点から金銭経済が支配する巨大都市と、金融・官僚・マスメディアの三位一体的支配によって市民の生活文化から遊離した消費文明を批判したのである。したがって、筆者の創造都市論は、マンフォードの影響を受けて、現代の金融資本主義に翻弄される「世界都市」の対極に「創造都市」を位置づけていることに特徴がある。

ところで、都市計画論者であるマンフォードとジェイコブズとの間には、都市計画のあり方に關して有名な論争があった。都市の多様性や創造性を現場感覚で鋭く捉えていたジェイコブズにとって、エリートによる上からの目線での都市計画は、しばしば、官僚的で創造性を損なうというのである。この点について、深くは立ち入らないが、そもそも「創造都市」や「創造の場」は計画的に実現できるものか？という問題とも共通する要素が潜んでいるといえよう。

II 世界都市から創造都市へ

さて、21世紀の都市論として最初に注目されたのは、創造都市論ではなく、世界都市論やグローバル都市論であった。その代表的研究である、サスキア・サッセン教授の『グローバル都市』はグローバル化が都市や地域にもたらす影響を客観的、かつ冷静に分析し、とりわけ、その頂点にたつグローバル都市の経済基盤、都市空間や社会構造の再編過程を克明に明らかにし、その発展と衰退のダイナミズムの中にグローバル化がもたらす実相と矛盾を析出し、都市の未来を暗示した。

分析の焦点は、法律・会計・広報・経営コンサルタントなどグローバル企業を顧客とする高度専門サービス業と金融業に置かれ、その成長が一握りの巨大都市、ニューヨーク、ロンドン、東京などに集積し、バブル経済と投機にも乗って急成長する一方、既存の製造業が衰退し、高所得者層と低所得者層へと社会が二極分化すること、同時に、シカゴや大阪など成長セクターの集積が弱い既存の産業・商業大都市でさえグローバル化の波に取り残され、ヒエラルキーの下位に組み込まれて行く。つまり、グローバル都市の形成は都市の内外に社会的、地域的格差を産み出し、拡大してゆくのである。そして、その底辺にマイノリティや移民などの、日雇いや非正規労働者の集積する貧困地域が広がってゆくことを直視し、その矛盾と限界を示している。同時に、これまで、国民経済の発展の担い手であった大都市が、グローバル

経済と直結してゆく中で、国民国家の発展に貢献するどころか、それを空洞化させるという逆流現象をもたらすことを鮮やかに示したのである。

この分析を踏まえて、筆者は一見華やかに見えるグローバル都市の矛盾と弱点を乗り越える視点を創造都市論に埋め込もうとした。つまり、金融資本と高度専門サービス業を経済エンジンとして、グローバルな都市ヒエラルキーの頂点に立ち、社会的地域的格差を押し広げる「世界都市」に対して、筆者は「創造都市」を市民の創造活動を基礎とする文化と産業（創造産業）の発展を軸に、水準的な都市ネットワークをひろげ、文化的に多様なグローバル社会と社会包摂的なコミュニティの再構築をめざすものと位置づけたのである。

果たして、2001年の9・11連続テロ事件により世界都市への富の集中に対する反感が示され、2008年の9・15、証券大手リーマンブラザーズの破綻が世界金融恐慌の引き金を引くことで、「世界都市」への幻想が白日の下に晒された。「世界都市から創造都市へ」と、都市論におけるパラダイムの転換が確実のものとなるとともに、「創造都市ネットワークの構想」は、ユネスコによってグローバルに展開されることになった。

III 創造都市論の理論的影琢

このような創造都市のグローバルなネットワーク化の動きを見据えつつ、筆者はそれ以来ほぼ毎年、国内外の創造都市に関する第一線の研究者や政策担当者を招いて、国際会議を主宰し、理論と政策の両面から討論を深めてきたが、このためのプラットフォームを提供していただいたのは、筆者を招いて2003年春に大阪都心に開設された大阪市立大学大学院創造都市研究科であった。創造都市政策にかかわる自治体やNPOなどの人材育成とオピニオンリーダーの養成をめざした世界最初の社会人大学院であり、ここに国内外のネットワーク形成の拠点が生まれることになった。

2004年2月、2005年12月に相次いで大阪国際交流センターと千里文化財団の協力により「創造

都市・国際シンポジウム」を、さらに、2007年10月には大阪市との共催で「世界創造都市フォーラム in OSAKA」を開催して、そこに招待したユネスコネットワークに加盟する欧米の創造都市の政策担当者らから先端的な経験を学ぶ機会が生まれた。以後、「世界創造都市フォーラム」は毎年、金沢（2008年～2012年）、神戸（2008年）、浜松（2011年）で開催され、神戸と金沢がユネスコのネットワーク加盟を実現させ、浜松市は申請中である。

これら一連の国際会議を通じて、ランドリーとビアンキーニを始め、創造都市の歴史理論ともいいうべき大著『文明における都市』を著わしたピーター・ホール教授、都市経済学から都市文化産業論を展開したアラン・スコット教授（カリフォルニア州立大学ロスアンジェルス校）、さらには、文化経済と地域発展に関する理論家、アン・マーカセン教授（ミネソタ州立大学）、文化産業や創造産業クラスターの理論的リーダーであるアンディ・プラット教授（ロンドン大学キングズカレッジ）ら、そしてユネスコ創造都市に指定されたボローニャ、モントリオール、サンタフェ、ベルリン、上海の他、バルセロナ、シンガポールの政策担当者ら、さらに日本からは文化経済学会とともに活動する、後藤和子、川崎賢一、河島伸子、野田邦弘、吉本光宏の各氏等が討論を展開してきた。ここでの主要な論点を要約しておくと以下のようになる。

現在のように、世界の多くの都市が「創造都市」を政策目標に掲げ、自らそれを榜榜するようになると、「創造都市」とは何か？それはどのような指標によって定義されるのかが改めて問われることになる。

例えばランドリーは、「大阪は世界一の創造都市になろうとするのではなく、世界のために創造都市」になるという目標が望ましいと語り、同時に「どの都市でも創造都市になりうる」と述べている。そして、それには四つのアプローチがあるという。

第一に、芸術家と彼らの活動を支える文化施

設、つまり、創造的インフラストラクチャとが一体となった「創造の場」が多数あること。

第二に、市場性のある創造産業が発展し、それが既存産業の創造性を高めていること。

第三に、リチャード・フロリダが提唱した「創造階級」が多数居住し、科学者と芸術家とが協力しつつ、日常生活をより豊かにしていること。

第四に、行政組織も含め、すべての市民が創造性を發揮することができ、また、エンパワーメントされる場である。

このような、ランドリーの四つのアプローチはヘルシンキやバルセロナ、バーミンガムなど典型都市の分析から、経験的に導き出したものであり、各都市が具体的な創造都市戦略を構想する上で参考になるものであろう。

一方、リチャード・フロリダは、人材、技術、寛容性の三つの分野の計8指標から構成される独自の「創造性指数」を提唱しているが、このうち、同性愛者（ゲイ・レズビアン）住民の立地係数（全国平均に対する地域別割合）で測定した「ゲイ指数」は、伝統的なハイカルチャー指向するエリート層ではなく、オープンマインドでアヴァンギャルドなボヘミアンと呼ばれる若手アーティストのような社会集団の創造性を強く印象付けるシンボルになっており、ジャズやロックなどアメリカのカウンター・カルチャーが持つ既成社会に対する挑戦的態度が明瞭で、それだけにインパクトの強いものであり、「創造階級やゲイの集まる都市が発展する」という俗説となって、フロリダ理論は世界を駆け巡った。

しかしながら、創造階級を誘致すれば、それだけで創造都市になるわけではない。

アラン・スコットはハリウッドの映画産業の調査分析に基づいて、創造都市の経済的エンジンとなる創造産業の発展のためには、独自のスキルを持った労働力やサポーティング産業の集積がなければならず、世界市場に展開するためのマーケティング機能が都市経済に備わっていなければ、持続的な発展は望めないと述べている。

また、アン・マークセンも、フロリダの議論に

は地域経済の独自の発展理論が欠如していると批判している。地域経済の発展理論としては、輸出主導型の経済論が主流を占めてきたが、知識情報経済の時代にあっては、文化産業を軸とした輸入代替型の経済発展が望ましいと主張し、その理論的な嚆矢はジェイン・ジェイコブズであるという。つまり、大量生産型の工場誘致によって輸出主導による経済成長をとげる都市は、域内の消費が不十分で、産業分野を限定したものにする傾向があるのに対して、文化産業を軸とした輸入代替型の経済発展は域内の消費を充実させ、労働力の多様性と人的資本の高度化をもたらし、新しい知識情報産業を発展させる。したがって、彼女は創造都市における芸術家の役割を社会的文化的そして経済的な側面から多面的に分析することが重要であると主張している。

そして、マークセンは具体的にミネソタ州内における調査を踏まえて、芸術家が定期的に集まり、訓練や公演を行い、先輩や聴衆とオープンに交流できる場としての芸術家センターの存在に注目し、これらへの投資が芸術家を引きつけ、域内の文化消費を刺激し、さらに、医療やヘルスケア産業と結びついて人口減少を食い止めていること、さらには、衰退したダウンタウンを再生させ、低所得のコミュニティの問題に取り組む社会包摂の試みも生まれてくることを、実証的に明らかにしている。

文化産業や創造産業のクラスター政策に関する専門家であるアンディ・プラットはこれらの文化産業分野では自営や小企業の形態が圧倒的に多いために、世界市場での競争に生き残るために、水平的な相互の連携がきわめて重要であることを指摘し、一般の産業クラスターに比較して、次のような三つの特徴があるという。

第一に、クラスターを形成する主体間のネットワークの質的な内容、特に「暗黙知」のやり取りやそのスピルオーバーのプロセスが重要であること。

第二に、クラスターを形成する企業間の取引において、人と人との信頼関係に基づく非金銭的な

取引の重要性が大きくなること。

第三に、創造産業クラスターの形成においては経済的側面のみならず、社会的側面の分析が重要であり、都市や地域の文化的文脈の中で、制度的厚みを考慮する必要があることである。

つまり「個人の創造性、スキル、才能を源泉」とする創造産業がクラスターを形成するために、創造的な暗黙知が醸成される独特の時間と空間を備えた「場」の形成が重要となることが分かる。創造都市論において、「創造の場」や「創造性の社会的構造」、とりわけ社会的文化的地理的環境こそが重要であり、文化政策を軸にしつつ、産業政策や都市空間政策の政策融合が求められているのである。

筆者は創造都市を「市民の自由な創造活動によって、文化と産業における創造性に富み、革新的で柔軟な都市経済システムを備えた都市であり、グローバルな環境問題やローカルな地域社会の問題に創造的問題解決を行えるような『創造の場』に富んだ都市」と定義し、その実現のための6条件をまとめている。同時に、ボローニャや金沢などの実証的分析を踏まえて、質の高い文化資本の集積を生かして、経済的価値のみならず文化的価値の両立した財やサービスを生産し、域内においてそれらを刺激する質の高い消費生活が営まれる、文化的生産と文化的消費のバランスの取れた生産システムを「文化的生産システム」と定義しているが、以上に紹介した研究成果を踏まえて、さらに一層の彫琢をめざしたいと考えている。

また、ランドリー やフロリダも強調している点であるが、創造都市においては芸術家や科学者のみならず、「すべての市民が創造性を發揮できるような社会=創造的社会の実現」が大きな目標になるが、そのためには文化的な生活を過ごせるための基礎的な所得が普遍的に保障される=ベーシック・インカム制度の理論的政策的検討が重要であり、障害者や老人、ホームレスピープルを社会的に排除するのではなく、知識情報社会において発生する格差の克服や急速なグローバル化が引き起こす難民問題の解決など「社会包摂」という課

題の創造的解決が創造都市論に突きつけられていよいに思われる。社会包摂とは「社会的排除をうみだす諸要因を取り除き、人々の社会参加をすすめ、他の人々との相互的な関係を回復あるいは形成すること」を指し、1980年代から90年代にかけて欧州各国で新たに生じた社会問題、具体的には移民の排斥や宗教的価値観の違いに基づくコミュニティからの排除などの社会的排除の対立概念であり、欧州連合において都市再生の目標の1つに挙げられてきたものである。

IV 社会包摂型創造都市

実は、社会包摂という点でも、創造都市ボローニャには先進的事例が多い。社会的協同組合の活動は、保育園や老人センター、医療施設さらには、障害者のリハビリ施設、ホームレスのための休息所の運営など、多面的な活動を行っている。中でも、社会包摂という点では、ホームレス自らが組合員として活動する社会協同組合「ピアツィア・グランデ（大きな広場）」のユニークな活動事例が注目される。

この団体は1997年に、ホームレスピープルが社会的に認知される権利を擁護することを目的としたヨーロッパ・プロジェクト「世界を作る：大きな広場の作業所」から生まれたもので、「大きな広場友の会」によって支援され、発展している。事業内容は新聞「大きな広場」の編集とその販売、廃自転車、廃家庭電気製品、古着などのリサイクルによって、社会的に排除されたホームレスに就業機会と自立のための所得をもたらすのみならず、理事長のマッシモ・マキャベッリ氏自らがリーダーとなってフラテルナル劇団を運営している。イタリア伝統の仮面即興劇をホームレス自身が演じることを通じて、損なわれた人間性を回復するユニークな試みである。ここでも、またインプロヴィゼーションを通じて福祉・環境・芸術の異なる分野の活動がプロデューサーの手によって創造的に融合されていることが印象的である。このように、ボローニャは社会包摂型の創造都市

のモデルでもある。

近年、中国や韓国では創造産業の振興と都市のブランディングを中心に置いた創造都市間の競争がみられるようになったが、社会包摂型創造都市への関心はソウルでも急速に高まりを見せていく。

2011年11月16-18日、ソウル江南地区に立地する総合コンベンション施設、COEXを会場に開催されたユネスコ創造都市ネットワーク会議には加盟21都市に加えて、新規に加盟申請中の17都市の代表が集まり、日本からはメンバー都市の金沢市長、神戸市のデザイン都市・統括官、名古屋市の市民経済局副局長の他、新たに加盟を目指す、札幌、浜松、新潟、鶴岡の四市長も顔を揃えた。この会議は2008年には米国サンタフェで、2010年には中国シンセンで加盟都市の政策担当者の参加によって開催してきたが、今回のソウル会議では初めて市長会合（サミット）が併設された。ところが、市長会合のホスト役と目された吳世勲ソウル市長が8月に突然辞職し、直前に行われた選挙の結果、市民運動を展開してきた朴元淳氏が当選して、前市長が計画していた新オペラハウスの建設計画を取りやめ、その予算を社会住宅の建設に回すという発表があり、ホストとしてどのようなメッセージを述べるのか注目された。

冒頭の開会あいさつにおいて朴新市長は、ソウル市の従来の創造都市政策（デザイン都市・ソウル）がトップダウンで市民との対話を欠いてきたと批判したうえで、草の根のコミュニティーブームに基づいた創造都市づくりに転換すると宣言し、「デザイン都市ソウル」の目標にソーシャルデザインと環境との共生を掲げた。筆者は会議の合間に、ソウル市役所を訪問し、個人的に懇談する機会を得て、「社会包摂型創造都市」が今後の新たな方向ではないかと述べたところ、朴市長はボローニャの社会的協同組合に強い関心を持っていると感じ、互いに共感したのであった。

今後は、新自由主義的都市間競争とは異なる、社会包摂型創造都市のグローバルネットワークへの発展が大きな課題になると思われるが、とりわ

け、日本・中国・韓国の三国間で準備が進められている東アジア文化都市事業においては、競争よりは共生の思想が望ましい。

筆者が所長を務める大阪市立大学都市研究プラザでは2007年度から本年3月までの5年間、文部科学省の進めるグローバルな卓越した研究教育拠点GCOEに採択されて、「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」をテーマに、多数の若手研究者とともに学際的な共同研究に取り組んできた。その目標は、グローバル化と知識経済社会への移行が進む現代社会において、芸術文化の創造的な作用を活かし、新産業を創出するのみならず、都市コミュニティを再創造し、社会的に排除されてきた人々の経済的社会的自立を支援して、「社会包摂」を実現する都市のあり方を学際的に追究することであった。

そのための研究プラットフォームの一つとして、筆者が編集長となり、2010年よりオランダのエルゼビア社より国際学術ジャーナル“*City, Culture & Society*”の刊行を開始した。3年間で12冊を刊行し、アンディ・プラット、サスキア・サッセン、チャールズ・ランドリー、リチャード・フロリダなど代表的な研究者からの論文を含め、すでに50本を超える優れた論文を掲載しており、投稿者総数は約300人、37か国、20研究機関からの応募論文を数えるまでになった。文化芸術を通して創造都市と社会的包摂を実証的に理論的に架橋する研究課題に、より深く進みたい方々には是非、この国際ジャーナルに掲載された珠玉の論考に触れていただきたい。

参考文献

【英語文献】

- [1] R. Florida, *The Rise of the Creative Class*, New York: Basic Books, 2002. フロリダ『クリエイティブ資本論』井口典夫訳、ダイヤモンド社、2008年。
- [2] C. Landry, *The Creative City: A Toolkit for Urban Innovators*, London: Comedia, 2000.
- [3] C. Landry and F. Bianchini, *The Creative City*, London: Comedia, 1995.
- [4] P. Hall, *Cities in Civilization: Culture, Innovation, and Urban Order*, Weidenfeld & Nicolson, 1998.

- [5] J. Jacobs, *Cities and the Wealth of Nations*, 1984.
- [6] A. Markusen, D. King *The Artistic Dividend: The Hidden Contributions of the Arts to the Regional Economy*. Minneapolis, MN: Project on Regional and Industrial Economics, University of Minnesota, 2003 July.
- [7] A. Markusen, G. Schrock "The Artistic Dividend: Urban Artistic Specialization and Economic Development Implications" *Urban Studies*, Vol.43, No. 9: pp.1661-1686, 2006a.
- [8] A. Markusen, G. Schrock "The Distinctive City: Divergent Patterns in American Urban Growth, Hierarchy and Specialization", *Urban Studies*, Volume 43, No. 8: pp.1301-1323, 2006b.
- [9] A.C. Pratt, "Creative cities: Tensions within and between social, cultural and economic development: A critical reading of the UK experience," *City, Culture and Society* Vol. 1, No. 1, pp. 13-20, 2010.
- [10] A.C. Pratt, "Creative Clusters: Towards the governance of the creative industries production system?," *Media International Australia* (112) , pp. 50-66, 2004.
- [11] M. Sasaki, "City, Culture and Society (CCS) — Opening up new horizon of urban studies." *City, Culture and Society*, Vol. 1, No. 1, 2010a, pp. 1-2.
- [12] M. Sasaki, "Urban regeneration through cultural creativity and social inclusion," *Cities*, Vol. 27, No. 3, 2010b, pp.3-9.
- [13] S. Sassen, "The city: Its return as a lens for social theory," *City, Culture and Society* Vol. 1, No. 1, pp. 3-11, 2010.
- [14] A.J. Scott, *Social Economy of the Metropolis*, Oxford: Oxford University Press, 2008.

【日本語文献】

- [1] 拙著『創造都市への挑戦』岩波現代文庫版, 2012年。
- [2] 拙編著『創造都市と社会包摂』水曜社, 2009年。
- [3] 拙編著『価値を創る都市へ』NTT出版, 2008年。
- [4] 拙編著『創造都市への展望』学芸出版社, 2007年。
- [5] 拙編著『CAFE: 創造都市・大阪への序曲』法律文化社, 2006年。
- [6] 拙著『創造都市への挑戦』岩波書店, 2001年。
- [7] 拙著『創造都市の経済学』勁草書房, 1997年。

創造都市関連年表

1985	欧洲文化都市の開始（第1回アテネ）	社（韓国訳 2010）
1994	国際文化経済学会 ドルトムント大会 Klaus R. Kunzmann	世界創造都市フォーラム 2007 in OSAKA, 以後, 金沢, 神戸, 浜松で開催
1995	Landry, C. & Bianchini, F., <i>The Creative City</i> , London: Comedia	文化庁長官表彰（創造都市部門）開始（現在 21 都市・地域）
1997	佐々木『創造都市の経済学』勁草書房 金沢創造都市会議（プレ会議開始）	2008 中牧・佐々木・NIRA『価値を創る都市へ』NTT 出版
1998	Hall, P., <i>Cities in Civilization</i> , London: Weidenfeld 国際文化経済学会 バルセロナでの研究発表	UNCTAD <i>Creative Economy Report 2008</i>
2000	Landry, C. <i>The Creative City</i> Scott, A., <i>Cultural Economy of Cities</i>	2009 佐々木・水内『創造都市と社会公摠』水曜社 佐々木・川崎・河島『グローバル化する文化政策』勁草書房
2001	佐々木『創造都市への挑戦』岩波書店（韓国訳 2004） Throsby, D. <i>Economics and Culture</i>	2010 Elsevier より <i>City, Culture and Society</i> 刊行開始 UNCTAD <i>Creative Economy Report 2010</i>
2002	Florida, R. <i>The Rise of the Creative Class</i> 川崎・佐々木・河島『アーツ・マネジメント』放送大学	Sasaki, "Urban Regeneration through Cultural Creativity and Social Inclusion: Rethinking Creative City Theory through Japanese Case Study", <i>Cities</i>
2003	大阪市大大学院創造都市研究科の誕生 → 2005 博士課程開設	国際文化経済学会 コペンハーゲン大会 大阪市立大学創造都市研究科『「創造の場」と都市再生』晃洋書房
2004	UNESCO 創造都市ネットワークの提唱（現在 34 都市, 神戸・名古屋・金沢） Universal Forum of Cultures 2004 Barcelona で開催（141 日間）3 年ごと 横浜市, 文化芸術都市創造事業本部を設置し, 創造都市推進課を開設 金沢 21 世紀美術館オープン	2011 Sasaki/Mizuuchi, <i>International Symposium: Urban Regeneration through Cultural Creativity and Social Inclusion</i> , URP GCOE Document No.9 水曜社
2005	国際シンポジウム「創造都市を創出する」大阪で開催	2012 創造都市ネットワーク会議で、「創造都市ネットワーク日本」の立ち上げの確認 横浜, 神戸, 金沢, など 32 自治体, 文化庁, 経産省クリエイティブ産業課, 総務省 佐々木『創造都市への挑戦』岩波現代文庫版 国際文化経済学会 京都大会 同志社大学 Association for Urban Creativity 設立大会 7 月 6 日 パリ政治学院
2006	佐々木・オフィス祥『CAFE: 創造都市・大阪への序曲』法律文化社	
2007	佐々木 + NIRA『創造都市への展望』学芸出版	

(ささき まさゆき 所員 大阪市立大学)

第35回研究大会・並行セッション報告

1-A：これからの人間発達の課題

この分科会は「エコロジカルな人間発達を考えるゼミ」が中心となって組織され、司会は中村浩爾が担当した。報告は、①中谷武雄「アダム・スミスと現代：経済学の人間化と総合知」、②松田文雄「環境保全型農業を実現するための堆肥循環の意義と課題」、③藤岡惇「軍事攻撃されると原発はどうなるか—誰もが『核爆発誘発能力』をもった時代の平和を考える」の三つであった。一見すると、統一性のない報告が集まったように見えるが、実際には、相互に関連し合うだけではなく、全体会のテーマともつながる報告と討論がなされた。たとえば、中谷報告において紹介された経済学史学会の震災への真剣な取り組みは、「戦争のできない体」になった中で日本国民は何をなすべきかと問う藤岡報告とつながるものであり、生産者と消費者とをつなぐネットワークが必要であるとする松田報告は、スミス『道徳感情論』において示された共感原理の意味とその『国富論』における展開を解明した中谷報告と、深く関連するものであった。各報告者自身によるまとめは次の通りである。

(中村浩爾)

第1報告 「アダム・スミスと現代：経済学の人間化と総合知」

アダム・スミスへの関心がまた高まっている。彼は、『国富論』の著者、経済学の父という視点から、時代の転換点や経済の激動期には参照されることが多い。利己心、自由競争、自由放任、神の見えざる手、などが一面的に強調されるスミス像は、徐々にではあるが修正されつつあると言えるであろう。しかし学界の中でも、スミスへの関心度が異なるにつれて様々なスミス理解が流布されている。スミスの思想体系が広範でかつその視点が多様性に溢れ、時には矛盾した意見が表明されているがゆえに、全体像をバランスよくつかむことは、評価が定まっていないという意味も含め

て、現在進行中の作業であると言える。経済学史学会他編『古典から読み解く経済思想史』ミネルヴァ書房、2012年を中心に、最近のいくつかの研究業績を素材として、このような状況をサーベイした。

(中谷武雄)

第2報告 「環境保全型農業を実現するための堆肥循環の意義と課題」

地球で耕種農家と畜産農家、生産者と消費者をつなぐ堆肥の現代的な循環を促して行く上で、人と人とのネットワークが不可欠である。それは、同じ分科会の中での中谷武雄先生の報告——アダム・スミスは「同感によって社会の安定と秩序が導かれる」と示したことと通じるものがあると感じた。新たな食文化やライフスタイルを創っていくとする人々の「同感」が大事になってくるだろう。

(松田文雄)

第3報告 「軍事攻撃されると原発はどうなるか—誰もが『核爆発誘発能力』をもった時代の平和を考える」

昨年3月におこった福島の核惨事のなかで、168発の広島型原爆が爆発したのと同量のセシウム137が世界にまき散らされた。福島第一原発(福一)1-4号機の格納容器から外に出た放射性物質は、貯蔵量の0.7%にすぎず、ほとんどの放射性物質は、なお格納容器内にとどまっている。破壊された原子炉建屋は、今後数十年間は無防備のままとなる。

米国が先導開発した「宇宙をベースにしたネットワーク中心型戦争」のアキレス腱といえば、宇宙空間、サイバー空間、核施設であるが、なかでも原発が現下の最大の弱点であること、外部電源ないし宙吊り状態の原子炉建屋内の燃料プールの支柱を破壊しさえすれば、原子炉本体と燃料プール内の核燃料棒を冷やす水が無くなり、溶融・爆

発してしまうことが判明した。暴龍を閉じ込めてきた「魔法のランプ」の簡単な壊し方が、ついに世界中に知れ渡ったわけだ。米国が新型戦争に注力すればするほど、米軍のアキレス腱を切断することで反撃しようとする動きが強まることは避けられない。

瀕死の患者はマラソンを走る体力を失うようになり、日本という国はフクシマをかかえることで、もはや戦争ができる体になってしまった。このような時代において、核惨事を回避し、平和を維持・創出していくために、何が求められるのだろうか。
(藤岡 淳)

1-B：震災と政策

この分科会の参加者は12名で活発な議論がかわされた。まず中山徹「紀伊半島大水害の復興と課題」、池田清「災害復興学の構築のために一大震災の時代を生きるー」、広原盛明「選択と集中から土建型利益誘導へ、そして地域力養成へ—東日本大震災における復興政策の推移と展望ー」の報告があった。中山、広原の報告に共通していたのは、今進められている復興政策が大型公共事業に偏り、被災地の地域問題を克服し、被災者の救済と自立、被災地の再生への方向が打ち出せていないことである。もともと被災地が過疎の問題を抱えていたため、被災地再生を担う人材を被災地内外から育てていくことが大切だということが議論された。池田報告は、災害復興の羅針盤とも言うべき災害復興学が存在しないことが、災害復興を混迷させているのではないか、という問題提起であった。現在すすめられている災害復興は、羅針盤、海図なき航海で漂流している。つまり復興の目標と目的を見失い、そのしづ寄せが災害弱者に押しつけられているのだ。

東日本大震災は、地震、津波、火災、原発事故などの災害と放射能汚染が複合化した大災害である。東日本大震災の復興は、大震災の性格を見極め、複雑で多岐にわたる問題を検証しなければならない。だが現在、あまりにも多くの言説や情報が氾濫し錯綜しているため、何が正しいのか、何が本質的問題であるのか、何を判断の拠り所にす

ればよいのか、がきわめて困難となっている。そのため真の復興のための道筋が混迷を極め、そのツケが高齢者、障害者、低所得者、子ども、外国人、母子家庭、零細生業者など、いわゆる災害弱者にしづ寄せされている。さらに長年住み慣れた、生と心のよりどころであった「故郷」が奪われ、将来の不安と葛藤から自殺者や心身の病を招くという過酷な現実が生み出されている。

東日本大震災復興構想会議（議長：五百旗頭真・防衛大学校長）は、2011年6月「未曾有の複合的大災害である東日本大震災からの復興は、単なる復旧ではなく未来志向の創造的な取組が必要です。我が国の観智を結集し、幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想について議論を進め、未来に向けた骨太の青写真を描いていきます。」「被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。」としている。

しかし、この復興構想会議の提起した復興の基本原則には、本来の復興の目的であるべき「被災者の救済と自立」「復興の主体が被災者」という理念が欠如している。災害復興学はすぐれて経験科学であり、過去の災害から学ぶと同時に、現在進行中の災害復興過程を注視しなければならない。
(文責：池田清)

2-A：スミスと現代

この分科会は、社会思想史ゼミ参加者のほぼ全員が報告するという極めて過密なスケジュールになった。これは、同テーマで行った2月の現代資本主義研究会では、ゼミ参加者の発言時間が5分と限られていたため、今回はゼミ中心で分科会を形成したからである。それでも各報告は20分であり、十分だとは言えない。第6報告は、スミスに直接には関連していないが、ゼミ員の初めての報告ということでもあり、この分科会で行った。

問題提起に止まったものもあるが、それぞれに意欲的な報告であり、中村浩爾氏やスミス専門家中谷武雄氏からのアドバイスなど、ゼミでのスミス研究の成果を反映した有意義な分科会になった。以下は報告者による要約である。

(文責：田中幸世)

報告1：「アダム・スミスの invisible hand 考察」 (服部寿子)

「多くの人が A・スミスを成句‘見えない手’とともに認識している。しかしスミスはこの成句を三著作で各1回使っているだけである。スミスの論述から利己心を持つ人間を導く見えない手は市場ではなく、人間を取巻く全て、すなわち自然・環境を指すと考えることもできると思われる。市場は人間が制御するべきもので、自然・環境は人間が従うべきものである。」

報告2：「シヴィック・ヒューマニズムの現代的再編におけるスミスの意義 —「個の尊重・個の自立・個の見える化」の原点としてのスミス—」 (田中百合子)

「日本では、スミスの自然法学と対立するものとみられているシヴィック・ヒューマニズムであるが、通説には疑問を感じる。新自由主義の弊害、リベラリズムのゆきづまりを開拓するものとしてシヴィック・ヒューマニズムの現代的再編を試みたが、スミスはその要件であり、原点である

といっても過言ではない。」

報告3：「市場の質と共感」(田添篤史)

‘見えざる手’ということで市場均衡の最適性が主張されることがある。同時にアダム・スミスはフェアプレーの重要性も強調している。今回の発表では、そのフェアプレーという概念は新古典派経済学の競争均衡の最適性とどのような関係を持つのかということについての検討をおこなった。」

報告4：「市民社会論の現代的展開」(田中幸世)

「スミスによってルネッサンスを迎える、ヘーゲルによって深化し、マルクスによって批判された近代市民社会論が、現代にいたって、現実社会の閉塞状況の中で運動論的性格を強め多種多様に展開されていること、その問題点について紹介した。」

報告5：「綴り方における自由の問題」(北川健次)

「スミスの同感原理を学ぶ中で、それは自己と他者とを結び、人間の社会性の発達と関わると考えた。他者と共に理解をしつつ自己形成に関与する。これは生活綴り方の思想につながるのではないか。綴り方は、自由な表現を獲得してきた。ありのままの表現から、より深い自己理解のための表現へと発展する、その歴史的考察を試みた。」

報告6：「改正著作権法について」(伊藤明洋)

「本年6月20日に著作権法の一部を改正する法律が可決・成立した。コンピュータ関連では、①違法ダウンロードの刑罰化②アクセス制御回避への複製の違法化③技術的保護手段回避可能なソフト販売の禁止の3つのポイントが存在する。上記3点と改正法成立過程における作為的なデータの利用に関する報告を行った。」

2-B：自由論題

1. 大西一弘（所員）「大阪の都市経済学：なぜ大阪は経済的に地盤沈下したか」は、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府および奈良県）が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県および千葉県）に比べて経済的に地盤沈下した、あるいは経済発展が遅れている理由について24項目に整理したものである。その24項目とは（1）東京が政治の中心地である（2）江戸から東京への改称（3）東京が日本で一番人口が多い（4）大阪市の面積が小さい（5）東京は大学生が多い（6）大阪圏は平地が少ない（7）大阪圏に歴史的遺産が多い（8）大阪圏は繊維産業の比率が高い（9）新聞社と都市銀行が共通（10）大阪と東京の近からず遠からずの距離（11）島国で狭い国土のために諸機能が集中（12）標準語（13）放送や出版物の東京集中（14）東京に芸能人が住む（15）外見がよくないイメージ（16）読売ジャイアンツの存在（17）阪神タイガースが強くない（18）プロ野球球団3つがパリーグだった（19）大規模プロジェクトの模倣（20）耐震技術による超高層ビル（21）格好良くない地名（22）ケチのイメージ（23）住むこと自体の格好良さ（24）窃盗発生件数の多さ、であった。本報告に対して、グローバル化と産業構造の変化でとらえる、他国との比較などが議論になった。

2. 角田修一（所員）「ベイシック・インカムと社会哲学」は最近出された2つの論稿にもとづき、ジョン・ロールズ以来の現代政治＝社会哲学ではベイシック・インカムがどのように扱われるか、それらとの比較で、マルクスであればベイシック・インカムをどのように評価するだろうかを論じた報告であった。討議のなかで、（1）すべての

個人に対し（2）国家が（3）無条件に（4）一定額の最低生活保障金額を支給するというベイシック・インカム構想については、稼働能力のある者とない者の区別、従来の失業保険や社会保障制度の解体による影響などが議論になったが、右派と左派からだされている賛成と反対、両方の議論内容が明らかになった。政治＝社会哲学については、功利主義の立場からすればベイシック・インカムはどのように評価されるかが問われた。

3. 青柳和身（所員）「晩年マルクスの新たな歴史認識と私的所有論」は、①資本主義が短期のうちに危機に陥り崩壊するという晩年のマルクスおよびソビエト・マルクス主義の歴史認識の誤りは、『資本論』「歴史的傾向」における「私有」の「否定の否定」の見直しを要する、②『資本論』では人口増加と人口減少の相互関連が解明されておらず、交換論的私有論と小経営的私有論が併存している、③1881年にモーガン古代社会を読んだマルクスは家父長制家族を超歴史的なものとみる見方を転換し、『資本論』における交換＝流通主義的な私有論を事実上撤回した、④大工業段階で私有と商品を廃絶する『資本論』の論理にもとづいて作られたソビエト経済は、私的な労働力＝世帯経済を不斷に再生産する国家資本主義であった、しかし、晩年マルクスの視点からの未来社会は脱私的世帯経済と自由時間発展を実現する社会である、とする報告内容であった。

本報告に対しては、生産手段と生活手段の区別、「再建」個人的所有の内容、ソビエト国家資本主義における可変資本循環の意味、などが論点となった。

（文責：角田修一）

2-C：現代労働問題

「現代労働問題」の分科会、はじめに高田好章が「労働者派遣法の成立過程における諸問題—高梨昌氏の諸説をめぐって」と題して報告を行った。労働者派遣法が制定される際、主導的役割を担った高梨昌氏のそれまでの文献によって、どのような論理で労働者供給業に例外規定を設けるように一部業種が合法化され、その後規制緩和を経て製造派遣まで拡大されていったのか、特に伍賀一道氏の、労働者派遣の源には社外工がある、との指摘を手がかりとして、論点を探る試みを行った。高梨氏は、当時の労働問題が高齢男性と中高年女性への労働市場未整備を取り上げて、そこに労働者派遣事業が必要であると説き、特に高学歴女性が子育て後に働く専門職としての労働者派遣事業を強調していた。そこに焦点を当てることにより、当造船業、鉄鋼業を中心に社外工が本工によって指揮監督される労働現場が存在していて、まさにそれが労働者供給業で一番問題であった社外工問題が影に隠れてしまった。この報告に対して会場から、指揮命令の視点は当時は区別がなかったのではないか、法制定後中高年女性の労働市場は増えたのか、法制定時の政治学での分析はどうか、特に日本の生産体制の問題としてみる必要がある、との指摘があった。

次に、中野裕史が「パートタイム労働者と同一

価値労働同一賃金原則—ケア労働不在の働き方の改革という視点から」と題して報告を行った。同一価値労働同一賃金原則の日本における導入に際して、ジェンダー・エクイティ派と称される論者は、新自由主義的規制改革派による労働市場改革が不可逆的であるとの認識から、これに対抗するものとして同一価値労働同一賃金原則を基軸とした職務給の導入を説く。しかし、森ます美・浅倉むつ子編（2010）『同一価値労働同一賃金原則の実施システム』によれば、現行の賃金制度のままでも正規労働者とパート労働者間の賃金格差のは正は可能であることが実証されるなど、職務給導入といった制度の大幅な改変が不可欠であるとの従来の主張が棄却されている。また、同書において同一価値労働同一賃金原則を導入してもなお残存する正規とパートの格差は、長時間労働を基本とする日本的な男性正社員モデルの改革がなければ問題の根本解決が困難であることを物語っており、賃金問題に還元できない雇用差別の是正方法をどのように考えていくかが今後の課題であると結論付けた。

この分科会は報告者が2人であり、十分時間をとって少人数の参加者ながら、突っ込んだ議論をすることができた。

（文責：高田好章）

ディーセントワークと ジェンダー平等社会の実現めざして、 10万人生協労連の展望を



生協労連は、現在、非正規課題と組織拡大を前面にかかげています。なぜ、そうなったのかについて、パート部会の結成と活動と、生協労連の第6次中計を紹介して報告したいと思います。

KITAGUCHI Akiyo
北口 明代

I はじめに

生協労連は、1980年代からパートの組織化をはじめ、現在は7割がパート・非正規のなかまとなっています。生協組合員がパート労働者に参入した経緯もあり、生協労連のパートの活動は早くから主体的なものでした。加えて、パートの戦力化も早くから進められていたこともあり、2004年からパート・非正規課題を運動の中心に据えることができました。この点は他の労働組合とは大きく異なっています。パート労働運動を労働運動の中心課題として切り開いてきたたたかいと経験は、日本の労働運動の中で先駆者的な意義を持っていると自負しています。労働組合は依然として正規労働者中心となっていますが、全労連傘下の医労連や自治労連も非正規労働者の組織化に着手し、成果をあげています。新自由主義が深化していく中、日本の労働者保護政策はドンドン後退しています。女性・青年・非正規労働者が主体的に労働組合の活動に参加し、成長しあえる組織になってこそ、未来は切り開けるのではないか。原発ゼロを求める広範な個人が連帯する行動が各地にひろがっていることに確信をもち、あきらめず

にたたかっていきます。

II パート労働者の組織から 「パート中心の労働組合へ」

(1) 1980年代からスタートする生協労連におけるパート活動

生協労連は1967年9月に6,094人で結成されました。生協に労働組合は「不要」という攻撃を受けながら、生協運動の発展とともに、労働者の権利を守るためにたたかってきました。83年にはじめて「五ヵ年計画」を確立し、生協ではたらく職場の事業形態や雇用形態の違いをこえて組織化に力をいれ、パートのなかまをむかいいれ、1995年には7万3千人をこえる組織になりました。現在は、約6万8千人の到達となっています。

生協労連パート部会は、1980年に24組織1,632人で結成されました。当時は、パート労働者の人数も少なく、パートが主体的にとりくむ労働組合としても貴重な存在で、大いに期待をされました。が、2年後の82年には、生協労連未加盟のパート組織が参加できる、「全国生協パートタイム労働者懇談会（生協パ懇）」を結成させます。同時にパート部会は休会しました。これは、「労働組

合」よりも、より緩やかな組織としての「パート懇談会」が結集しやすいという事情によるものでした。「パートのパートによるパートのための組織」としての生協パート懇がかけた合言葉は「なくそうね！ひとりぼっちと泣き寝入り」「つくろうよ！はたらきやすい職場と生協」「めざそうね！明るいまちと平和なくらし」というものでした。後述するように、生協職場ではたらくパートの切実な要求を前面にかけ、運動のすそ野を大きく広げていきます。しかし、パートタイマーの組織化がすすみ、たたかう労働組合としての「生協労連パート部会」の再開をのぞむ発言がパート自身から生協労連の定期大会で出され、95年にパート部会を再開しました。

パート部会の合言葉は「なにぬねの」で、「なかなかいで！あしたを見つめ歩きましょう」「にげないで！明るい職場をつくりましょう」「ぬけめなく！しっかり実利をとりましょう」「ねつっぽく！暮らしと職場を語りましょう」「のしつけて！差別を返上しちゃいましょう」というものでした。数年間は並行して活動しましたが、生協労連パート部会に運動を一本化する声が強く出され、パート懇談会は2005年に解散しました。パート部会→パート懇談会→パート部会、という組織形態の変化はあるものの、一貫して、格差是正をもとめ、パート・非正規の運動の先頭にたって、たたかってきました。

III 生協パート懇の運動 (生協労連均等待遇検討委員会報告より)

(1) 「正規18歳賃金の初任給の時間換算額」を基準に

- 1982年結成後の生協パート懇は、「全国パート交流会」や「生協パート懇総会」を通じて、春闘や一時金の獲得など、パート労働者の地位向上と労働条件の引上げなどの活動を通じて得られた貴重な成果や教訓を全国で持ち寄って情報の交換や活動の交流をすすめました。

- 時給や一時金だけでなく、福利厚生など総合的

な労働条件を把握するために「賃金労働条件調査」を実施（生協労連と共同）しました。さらに、「パートタイマーのしおり」や「パートタイム豆事典」を発行してパート労働者の諸権利を広めました。春闘時期には、中央と地連で「セ・パ両リーグ」をめざして、生協労連の中央執行委員と生協パート懇の世話人が一緒に「春闘共同闘争委員会」を立ち上げて情報交流やたたかいの状況を共有しました。

- 3つの「合言葉」を実現する「私たちの要求」として、①何よりも法律違反の労働条件を職場から一掃すること、②雇用形態を問わず適用する最低労働条件協定を労使間でむすぶこと、③時間給の引上げ、勤続給導入、年末・夏季一時金の支給、年休の他に正月3日以上の特別有給休暇の実現など、労働諸条件を改善すること、④生協と職場の民主化、母性保護の拡充と男女平等法の制定、軍拡・臨調路線の阻止と大幅減税、福祉の増進など、生協と地域社会を民主的に発展させること、を掲げて運動を進めてきました。
- パートの時給問題では、①時間賃金の大幅引き上げ、②年10円以上の定昇制、③夏季・年末一時金支給、④有給保障の対象の拡充という「賃金に関する4つの目標」をかけてとりくみをすすめてきました。その目標に、1988年度以降、「正規18歳賃金の初任給の時間換算額」と「勤続1年につき20円加算」が当面の要求として付加されます。1990年度には、「4つの目標」は堅持するものの、「正規18歳賃金の初任給の時間換算額」と「勤続1年につき20円加算」、「正規と同月数の一時金」となりました。1991年度には、「正規と同率の賃上げ」、「勤続別の最低保障賃金」、「正規と同率の一時金」に変化します。1992年度では、「正規18歳賃金の初任給の時間換算額」「一時金、福利・厚生の機会均等」となります。1993年にはじめて、「同一労働同一賃金」という位置づけが出されます。
- 「正規18歳賃金の初任給の時間換算額」を基準

については、統一要求としてわかりやすいものを提起したという積極面はあります、根拠や理由が明記されたものはありません。その根拠としては、正規との格差是正と93年に「同一労働同一賃金」という明記がなされているだけです。18歳賃金要求は、労働者の生活や労働実態から積み上げていく要求運動ではないという否定的な側面もありましたが、今日の「均等待遇」要求につながる萌芽的な要求として位置づけることができます。

(2) 課税最低限度額の引き上げのとりくみ

- ・生協パート懇を語る上ではずせないのが「課税最低限度額」問題です。生協パート懇は、あまりに低い「課税最低限度額」がパート労働者にとって三重苦（①本人への課税、②配偶者への課税、③家族手当の削減）となっているとして署名運動にとりくみ始めました。この運動は、パートではたらくなかまからの支持を得るとともに、世論も喚起し、課税最低限度額の引き上げに貢献しました。
- ・その後、課税最低限度額引き上げの運動は、生協パート懇運動の代名詞のように定着し、組織数の増加にあわせて署名数も増大していきました。最高時には、25万筆を短期間のうちに集めるまでになりました。さらに生協の組織内だけでなく、友人や近所の知人、地域で働くパートのなかまにまで浸透させていくようになりました。
- ・配偶者が正規であるというパートが圧倒的な多数を構成しているという条件のなかで、課税最低限の引き上げ運動はパートの爆発的な要求運動してすすめられました。しかしがパート労働者にとっての三重苦の改善という視点からの運動は、社会的に正規女性との要求の対立を生んだという事実も指摘されています。90年代に入って、世帯主、単身のパートが増えてきたこともあり、課税最低限の引き上げという課題は、全労働者の視点に進化し、基礎控除の引き上げを最重点に位置づけた運動として展開されました。

(3) 社会的地位向上めざして

- ・課税最低限度額引上げ運動のとりくみにより、生協パート懇に結集するパートのなかまはあらためて「税金」問題の本質についての議論を深め、パートの社会的地位向上をはかるためには、生協内の労使関係だけでは限界があることを悟ります。そして、政府税調が出す「答申」の学習や課税最低限のしくみ、賃上げ率との比較表などを独自に学習し、83年の「パート中央行動」（菜の花行動）を皮切りに国会議員と丁々発止のやりとりを進めるまで活動を広げてきました。
- ・また、90年と96年の2回にわたり「パートタイム労働白書」を発行しましたが、とくに96年の「白書」では、生協内だけでなく地域で働くパート労働者にまでアンケートの輪を広げ、幅広い層からの要求や願いもまとめました。このパートタイム白書の発行に当たって記者会見を行いましたが、翌日の全国紙にその内容が掲載されるやいなや、20社近いマスコミや研究所などからの問い合わせが殺到し大いに社会的アピールを行うことができました。

IV パート部会の再開時の要求

(1993年パート部会再開総会決定より)

(1) 賃金の大幅な引き上げと賃金差別の解消をめざして

- ・雇用形態を口実にする賃金差別は、労働者全体に対する低賃金政策と一体のもので、この差別をなくすためには「差別をする側・される側」に引き裂かれている労働者が、その差別を越えて力を一つにしなければならない。そのような「セ・パ一体」をつくりだすために、「セ・パ」の合意を組織しながらたたかうことを明らかにしています。
- ・正規との間の賃金格差を問題にするだけではなく、より基本的な問題として、現実に実施されている劣悪な賃金水準そのものを引き上げる要求を重視すること。労働者全体に押しつけられ

ている低賃金政策を打ち破る要求は、すべての労働者と一致する要求であり、おのずから「セ・パ一体」のたたかいの基礎になる要求としました。

- ・労働者全体の賃金水準を引き上げるためにも、正規労働者との賃金格差を解消するためにも、低賃金構造を打破する要求を重視すること。具体的には、正規労働者との「同率要求」(①パート労働者の時間賃金を正規労働者の賃金に比例する水準に、②定期昇給や一時金についても正規の制度に比例する水準に、それぞれ引き上げること)を基本とし、当面は「正規18歳労働者賃金の時間換算額(時間単価)」を最低限の目標としました。

(2) 雇用の安定と労働諸条件の改善をめざして

- ・パート労働者の労働諸条件は、それ自体が差別的な環境のもとで抑制されているだけでなく、正規労働者の労働条件変更にともなって、相対的に(時には絶対的にも)引き下げられる傾向の中に置かれているということから、以下の要求を追求することをかかげています。
- ・①正規労働者の労働時間短縮などによるパートの「時間単価の相対的低下」や「契約時間の削減」を防ぐため、それに応じる時間単価の引き上げ、あるいは有給休暇・契約時間の拡大などの措置を行なう(できれば制度化する)こと、②私傷病による休職や優先雇用を制度化し、その期間の可能な限り延長すること、③実労働時間が6時間以上の希望者は社会保険に加入させること、④定期健康診断を年1回以上、成人病検診や仕事に応じた特殊検診を随時定期的に行なうこと、⑤健康と安全のための生協職場の作業環境改善、交通事故予防のための運転業務従事者の適性、定員・環境の改善、労災や事故に対する保障を拡充すること、⑥過密労働や「合理化」の強制は健康面からもやめること、などを要求としました。
- ・①契約労働時間は、社会保険加入の要件とされ

る4分の3以上、雇用保険の適用基準である週20時間(一般被保険者の適用を受けるのは週30時間)以上とすること、②所定労働時間外・休日労働や夜間・深夜労働を原則禁止とし、すべての所定時間外労働に割増手当を保障し、常用のパート労働者は「正規」労働者と同様「期間の定めのない」契約とし、希望する者には「正規」労働者への「任用制度」を保障すること、などを要求しています。

- ・①希望者は生協役職員共済会の「P型共済」に生協の半額以上の掛け金負担で加入させること、②制服・休憩室・慶弔見舞い・交通費などについては正規労働者と均等の扱いをすること、③定年を60才以上に延長し、延長前の定年年齢での退職を希望するものには延長前の定年年齢の退職金の水準を保障すること、④生理休暇・産前産後休暇・育児休業・介護休暇など母性保護や労働者が働くために必要な制度については「正規」労働者との均等待遇をすること、などを要求としました。
- ・①正規労働者とパート労働者の人数比率、仕事の分野・分担と内容、人事異動(配置転換・出向・単身赴任・派遣・移籍など)他生協・他事業態からの出向・移籍や派遣労働者を受け入れる場合の事情・労働力政策・労働条件等については、労働組合および当事者との事前協議とすること、②労働条件にかかる問題は基本的に団体交渉によって決定することとし、不況を口実とする既得権の下方修正や、「人事権」「活性化」「効率化」などを口実に人事制度の一方的「改革」をしないこと、③人員不補充、時間給労働者にとっては「部分的な解雇」を意味する契約時間削減、勤務の継続を不可能にする異動や希望退職、解雇などが安易に発生しないよう労・使・本人の「労働諸条件に関する事前協議・合意制」を確立すること(労・使・本人が雇用の継続が困難であると合意したときは、解雇预告手当、退職金および退職手当、就職斡旋、優先雇用(前歴評価)などの条件について協議すること、異動によって2か月以内に退職

せざるをえない者にも適用すること）、などを要求します。

V 2004年度より第5次中計をスタートさせ、パート・非正規課題を運動の柱に

(1) 「最低賃金の抜本的引き上げ」と「均等待遇の実現」を前面にかかげる

2004年度からの「生協労連第5次中期計画」は、「平和で持続可能な社会、協同が息づく社会」と、「産業と地域に開かれ、労働者から期待される労働組合へ」の転換をめざしました。そして、それをつらぬく2つの柱として、「男女共同参画（ジェンダー平等）社会」と「ディーセントワーク（労働する権利が保障され、十分な収入を得、適切な社会的保護のある生産的な労働）」の実現を捉えました。具体的には、「最低賃金の抜本的引き上げ」と「均等待遇の実現」を前面にかかげました。

こうして、この間パート部会としてたたかってきた、パート・非正規の課題はいよいよ、生協労連全体の課題となります。この第5次中期計画は、生協労連の大きな転換点となります。その後、中計にもとづき、「生協労連組織と財政の改革」に抜本的着手する必要から、組織・財政検討委員会の答申をもとに、5次中計の補強方針として「生協労連組織の拡大・強化に全力をあげよう」を第40回定期大会議案（2007.9）として、確認します。そしてこの中計は2年間延長（最終

的には3年間）され、組織拡大を最重点の課題にかかげました。

(2) 組織運営改革をすすめ、まず中央執行委員会の改革に着手

生協労連の組織と運営・運動の中心を担うのは、中央執行委員会です。そのために、まず中央執行委員会の組織と運営改革をおこないました。中央執行委員会は、パート・非正規問題を生協労連の組織と運営・運動の中心に据え、中央執行委員の比率を高めるために地連選出枠は、パート・正規各1としました。それにともない、パート部会は、補助組織として運動と交流をすすめ、パート部会幹事会は、交流と学習を重点に次世代育成の視点を入れ込むこととしました。中央執行委員会とパート部会幹事会の役割を切り分けることから、地連選出の中央執行委員とパート部会幹事は兼任しないこととしました。2012年度の生協労連中央執行委員会の構成は全体で26人。女性・パート11人に対し男性・正規15人で、女性比率42.3%。四役に限ると女性・パート4対正規6、女性比率40%となっています。

VI 第6次中計では、さらに非正規労働者が主体・中心となる運営をめざす

第5次中期計画は、ディーセントワークの実現、男女共同参画（ジェンダー平等）社会の実現という2つの大きな柱を打ち出しましたが、第6

【生協労連第5次中計の重点課題】

- ①8万人の生協労連をめざす 組織拡大は最重点の課題
- ②個人の人権と尊厳を尊重する労働組合（単組）に改革する
- ③生協・企業内の取り組み強化と合わせて、社会に開かれた労働組合をめざす
- ④産業別組織としての機能と役割の強化をすすめる
- ⑤「生協改革」と「生協労働研究」を推進する機能と役割の強化をはかる
- ⑥男女共同参画・パートなど非正規労働者の構成に見合うポジティブアクション
- ⑦産別機能と役割を高めるための、生協労連の組織と運営の改革をすすめる

次中計は、これを基本に5つの基本方向と10の重点課題を提起しました。個人が自立して人間らしく生活できること、非正規労働者が中心、主体となった労働組合活動と運営をめざそうという方向に大きく転換しました。

☆基本方向

1. 核兵器のない、環境にやさしい平和で持続可能な社会を創ろう
2. 貧困と格差をなくし、公正で持続可能な男女共同参画社会を創ろう
3. 一人ひとりの働く権利と尊厳を大切にする労働組合を創ろう
4. 消費者の権利を促進させ、食と流通分野で社会的役割を發揮できる、産業別労働組合を創ろう
5. 組織と財政の見直しをすすめ、10万人の生協労連をめざそう

☆10の重点課題

1. 核兵器の廃絶、憲法改悪を阻止するとともに、「2400作戦」を平和とくらしを守るとりくみ、社会対話のとりくみとしていっそう前進させ、あらゆる分野に憲法が活かされる社会をめざします。
2. 男女平等はディーセントワークの中心課題です。あらゆる分野における差別に反対し、男女平等をめざします。
3. 男・女、正規・非正規が自立して生活できる賃金・労働条件、そして社会制度をめざします。働くものの人権が守られ、男・女、正規・非正規が同じ条件のもとで自立して自分らしく生き働く機会と均等待遇が保障される社会をめざします。
4. 賃金については男女、雇用形態の如何にかかわらず、同一価値労働同一賃金をめざします。当面、均等待遇を実現するために、パート法の抜本改正などのとりくみをすすめていくとともに、企業内（産業別）では仕事を基準とした賃金をめざします。

5. 食の安全・安心の確保と日本の農業を守るとともに、環境にやさしい事業と働き方をめざします。
6. ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の解消、労働時間の短縮はじめとして、働き方と働くかされ方の抜本的な見直し、それらを担保する諸制度の改善をめざします。
7. 私たちが働く生協と会社が、社会的役割發揮ができる、そのためにいい仕事とそれができる環境の実現をめざします。
8. 食と流通に関連する労働者や労働組合、他団体との対話や共同にとりくみ、産業別労働組合としての発展方向を模索します。
9. すべてのなまを視野に入れた組織拡大で10万人の組織をめざすとともに、労働組合の民主的運営、労働組合のあらゆる組織での女性比率のアップをめざします。
10. 国民が主人公の国民本位の政治の実現をめざします。

VII 現在の到達点と課題

(1) 第5中計・第6中計の到達点と課題

2004年当時は、生協労連が掲げたディーセントワークおよび男女共同参画社会という課題は、日本の労働運動のなかで一般的ではありませんでした。しかし、今日、基本的には日本の労働組合運動と政治の共通課題として認識され、着実にその方向に向かって前進してきています。同時に、財界とその意向を受けた政権とのせめぎあいがより鮮明になっています。より具体的な課題や政策でのとりくみを強めていくことがますます重要なっています。

最賃闘争では、全国一律制度と最低賃金の大幅引き上げとあわせ、生協理事会へも「時給1,000円」を要求することをかけ、均等待遇要求では、パート法改正や有期労働を規制する法律の制定などの運動とともに、生協理事会に対しても、一時金の同月数要求や福利厚生制度の均等待遇な

ど、パート非正規を前面に出した運動の構築が求められています。

均等待遇の実現には、同一価値労働同一賃金原則にのっとること、そのために職務評価に挑戦しています。そして、第6次中計で掲げた課題は組織の拡大・強化なしには前進できないことが明確になり、組織拡大に全力をあげてとり込んでいます。一方、新自由主義、規制緩和、構造改革がすすむなかで、その影響が生協の職場（経営）にも重くのしかかってきています。商業、流通、生協という分野（視点）からの産業政策をいっそう強化していくこと、職場、産業のたたかいとともに、地域からのたたかいがますます重要となっています。

非正規労働者数は1,700万人を超える規模まで膨らみ、格差と貧困がひろがりは大きな社会問題となっています。根底にあるのは、正規雇用の縮小と、正規とパートをはじめてとする非正規雇用の格差の拡大です。日本の労働者の賃金は、男性を主たる生計者として、企業に従属性的な「世帯賃金」として支払われ、福利厚生制度も、企業が「世帯主」の生活を保障する制度として発達し、社会保障制度も税制も同様の位置を占めています。しかし、1995年に日経連が「新時代の日本の経営」を出して以降、あからさまに企業は急速に非正規労働者を増大させ、「世帯賃金」の崩壊を推しすすめ、正規雇用ならば一定の企業による「福祉」が得られるものの、非正規雇用あるいは職を失ったとたん、セーフティーネットの網から外れてしまうこととなります。これを解消させるためには、正規・非正規、男・女の差別をなくし、均等待遇の実現と自立できる最低賃金制度の確立とあわせ、社会保障制度・税制という社会システムを「世帯」から「個人単位」へ転換させていくことです。生協労連では「自立化」にむけた委員会を立ち上げ、議論を開始しました。

(2) 今年度はなんとしても10,000人の加入と、7万5千人の生協労連をめざして 生協労連は、2011年度、7万5千人の生協労連

めざし、秋の月間では60単組1,832人、春の月間では83単組2,838人、年間では90単組4,685人と、昨年を大きく上回るなかまをむかえることができました。地連を軸とした拡大がすすむとともに、組織拡大は組織強化と一体のものとの認識が深まりました。総がかり作戦では、当該単組での組織拡大が定着しはじめことに加え、参加者のパワーアップにもつながりました。一方、新加盟・新結成は秋に集中し、春の月間ではゼロとなり、この課題は地連の計画と具体化が何よりも重要なことが浮き彫りになりました。単組では、職場のなかまの声かけが一番の力であること、事業所別雇用形態別組織構成表をつくることで現状把握ができ、対象者が明確になり、具体化にむけ前進しました。組織拡大推進ニュース「かなえ」は32号から79号まで発行、地連ニュースも多彩に発行され、情報が共有化されました。しかし、こうした旺盛なとりくみにもかかわらず、今年も増勢でむかえることはできませんでした。事業の縮小と委託化傾向は、今後もつづくことが予想されます。大学生協ではたらくパートのなかまの多くは未組織であり、地域生協ではたらくアルバイト、ヘルパーも同様です。また、委託化・子会社化も進んでいます。生協職場ではたらくすべての労働者を視野に入れて、ひきつづき組織拡大・組織強化を第一の柱とし旺盛にとりくむことが本当にとめられています。

組織拡大はシンドイ課題です。しかし、ここにこだわらなければ、組織が減少していくこともあきらかです。2012年度も10,000人の組織拡大を目標に掲げました。純増にこだわり、地連を軸に総力をあげて、とりくみます。2年連続の後退にストップをかけ、何としても増勢で新しい年度をむかえることができるよう、奮闘します。

VIII さいごに

生協労連は、2004年度の第5次中計のなかでディーセントワークとジェンダー平等社会の実現めざすことをかけ、10万人生協労連の展望を

つくることをよびかけました。2010年度からスタートさせた、第6次中計（5年間）はその方向性を継続し、さらに発展させ、5つの基本方向と10の重点課題をかかげています。いま、全国の生協職場には7割をこえるパート・非正規のなかもが働いています。組織拡大と組織強化を前面にかかげ、ディーセントワークとジェンダー平等社会の実現にむけ奮闘していく決意です。私事ではありますが、2012年9月の生協労連第45回定期大会において、中央執行委員長に信任されまし

た。2004年の改革について、生協労連は次のステップを踏み出すこととなりました。未熟であり、微力である身でありながら、こういう立場に立ち身が引き締まる思いで毎日を過ごしてしまします。

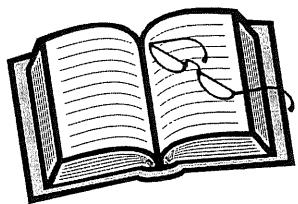
さいごに、3月の基礎研集会で報告をさせていただいたにも関わらず、文書報告が遅れていしまったことをお詫び申し上げ、結びの言葉とします。

（きたぐち あきよ 生協労連）



あすか夢耕社へのインタビューの様子（98頁掲載の明日香村ゼミでの一コマ）

21世紀・経済観を選びなおすとき —E.F.シューマッハーの「仏教経済学」に学ぶ—



TANIGAWA Yoshiko

谷川 佳子

I はじめに

20世紀後半の国際社会でオピニオンリーダーの一人として活躍したE.F.シューマッハーは、エネルギー政策研究の専門家としてオイルショックを予告し、産業の大規模化によって労働者の人間性が失われていくことを警告した。彼は1960年代～70年代当時を「混迷の時代」「宴は終わった」と認識しており、その代表作『スマールイズビューティフル』¹⁾の中の「仏教経済学」という章で、人が人間らしく働き、生産性と人間性を向上させるための労働觀や正しい経済成長への道筋について述べ、将来社会への指針を示した。数ある章の中でもこの「仏教経済学」を本稿のテーマに取り上げたのは、シューマッハーの思想を論じるとき、彼の社会認識や提案した方法、技術などを考察するだけでは不十分であり、その思想の核となっている彼の宗教觀に注目し、それを読み解くことが必須であると考えるからである。

本稿では、彼の活躍した時代から約半世紀を経て、技術的な進歩は遂げたもののいまだに（更なる）混迷の続く21世紀前半という時代を生きるわたしたちが、持続可能でだれもが安心して生きることのできる社会を築くためにシューマッハー

の「仏教経済学」からどのようなヒントを得られるのかを検討したい。

II E.F. シューマッハーと「仏教経済学」

(1) E.F. シューマッハーとは

E.F. シューマッハー (Ernst Friedrich Schumacher, 1911～1977, 以下シューマッハーと呼ぶ) は、持続可能な社会を実現するための現状分析と具体的な提案をその代表作 “Small is Beautiful: A study of economics as if people mattered”²⁾ に著し、1970～80年代に一世を風靡した英国の経済学者である。

第一次大戦前のドイツに生まれ、ドイツの大学を経て英国オックスフォード大学に学び、その後米国コロンビア大学で教鞭をとる。ケインズとも学術的親交を持つ。ナチスの迫害を避けて英国に移住、第二次世界大戦後は英国に帰化し、国営石炭公社の経営顧問も務めた。統計学者、経済学研究者であると同時に、思索家でありジャーナリストであり神の教えの伝道者であり社会運動家でもあった。このように多面的な活動を繰り広げたシューマッハーの思想と行動を理解するうえで重要なと思われるふたつの特徴を挙げておきたい。

a) 中道の人

シューマッハーは、どちらか一方に偏り捉われることのない「中道」を好んだ。第二次大戦中には英國において敵国民として収容され、農場での強制労働体験もしたが、この農業体験がシューマッハーの経済理論の土台を形成する。戦後英國に帰化し社会的地位を得ていく中でも彼は統計を基にした理論家でありながら同時に実践家であり、消費者でありながら同時に生産者であろうとした。自ら考案した経済理論を企業経営者と協働して実践し、あたらしい経済共同体の経営に携わった³⁾。

また彼は自分自身を「楽観的な悲観論者」と呼ぶこともあった。置かれている社会状況の危険性、持続不可能性を熟知しているという点で悲観論者であり、同時にヨキ方角への変化や可能性を感じているという点で楽観論者であると自称した。議論に明け暮れながらも自らの手を汚し労働することを好み、明晰に現状批判をしつつ、建設的にその解決策を提示する。経済活動においても近代的成長と伝統的停滞のどちらかを選ぶのではなく、その中間にある「正しい生活」を見出すことが問題であると考え、「中道」的に考え方行動することを重視した。

b) 神の伝道者

彼の思想の背景には宗教心、人間より高い次元の存在（神仏ともいいうる）への確信がある。「形而上学」という言葉も著作の中で繰り返し使われており、彼を理解する際のキーワードである。

西欧社会で育ち、若き日には無神論者であった彼は、一時期東西の神秘学にも傾倒しながらも、ビルマ人の簡素で充足した生活様式とその基盤となる仏教とに出会い、強く仏教の影響を受けた。その一方で、キリスト教への研鑽をつみ、60歳でローマカトリック教会の信者となった。結果的にローマカトリック教会を選んだが、全ての宗教はどれも人間の歩むべき普遍的な道を示しており、その導き、英知にしたがつ

て人間としての完成を目指すことなしに人間社会の持続的な未来はあり得ないと考えた。1960年代にまとめ上げたその思想を「仏教経済学」と呼び、晩年、キリスト教徒となってからも彼は「仏教経済学」を提唱した。経済学書である“Small is Beautiful”より先に完成していながら第二作となった“A Guide for the Perplexed”（邦訳『混迷の時代を超えて』⁴⁾）は彼自身が「全生涯の結晶」と呼ぶ著作で、それはきわめて宗教的、哲学的な書である。

カトリックキリスト教徒でありながら、「仏教経済学」を提唱し、ヒンズー教徒のマハトマ・ガンジーを師と仰いだシューマッハーにとって、信仰は正しい人間社会を築くための必須要素で、彼はまた経済学や企業経営、生活の中でもそれを正しく伝えることを使命と考えた。

(2) 宗教と人間の結びなおし—「仏教経済学」

シューマッハーは、その著書『スマールイズビュータイフル』によって1970年代以降「市場原理至上主義に対抗するボーダーレス勢力」の指導者となった。彼は仏教の教えに従う社会の人間が、先進的な科学技術や経済システムをもつ社会の人間よりも高い満足感、低い緊張感の中で幸福に生きていることを発見し、そのような経済のありようを「仏教経済学」と名付け、宗教と人間社会とを結びなおそうと努めた。仏教に深い理解と敬意を表しながら最終的にキリスト教徒となったシューマッハーは「さまざまな聖典があり、私は長年キリスト教をはじめ多くの聖典を学び、われわれのすべてに伝えられているのが同じ魂の言葉だということを知った」と述べ、人間にとての宗教というものの価値を論じた。そしてまた「仏教経済学」の研究を、精神や宗教の価値よりも経済成長のほうが重要だと信じている人たちにもすすめたいのは、現在われわれが経験している困難と将来の予測との二つを考えてのことである。（中略）問題は正しい経済成長の道、唯物主義者の無頓着と伝統主義者の沈滯の中道、つ

まり八正道の『正しい生活』を見出すことである』⁵⁾と述べている。シューマッハーは近代の人間が偏重しすぎた物質主義と人間社会が伝統的に重視してきた精神主義とのバランスを取り直そうと試みた。そして持続可能な社会をつくるために彼が取り上げ、モデルとしたのは「仏教」の教義であり、その教えのもとに生きる人々の生活様式と彼らの非暴力的な姿勢と満足感であった。

* * *

1973年に出版された“Small is Beautiful”は、19の小論文、講演原稿などから編纂されたものである。その第一部第4章“Buddhist Economics”（仏教経済学）と名付けた章⁶⁾で以下のように論じている。

シューマッハーは、1955年にビルマ政府からの要請で国連からもサポートを受けて3か月経済顧問としてビルマに滞在した。彼の任務は世界の最先進国の一である英国の経済政策をビルマに教授しその開発を促すことであった。ところが彼はビルマに生きる人々を見て、英国がビルマ人に教えるものは何もないことを発見した。

当時の仏教国ビルマでは、その教義である八正道⁷⁾

1. 正見（しょうけん）一縁起や無常、無我などの仏教の正しい道理を見る。
2. 正思惟（しょうしゆい）一正しい道理を考える。
3. 正語（しょうご）一真実のある正しい言葉をいう。
4. 正業（しょうごう）一正しく清浄な生活をする。
5. 正命（しょうみょう）一身、口、心を清くして、正しい生活をする。
6. 正精進（しょうしょうじん）一悟りにいたる正しい努力を続ける。
7. 正念（しょうねん）一邪念を離れて、正しい道を考える。
8. 正定（しょうじょう）一精神を安定させて迷いのない正しい正常な境地に立つ。

を日常的に実践することが求められていた。中でも彼は「5. 正命」（身=手足の行動、口=言葉、心を清くして、正しい生活をすること、道徳に反するような職業につかず、人間として恥ずかしくない暮らしを規律正しく営むこと）を重要視した経済生活を見出すことを提唱した。

仏教社会では八正道を実行するために、さらに五戒という規範がある⁸⁾。これは、ユダヤ教・キリスト教の十戒ともある部分は共通の戒めである⁹⁾。

1. 不殺生（ふせっしょう）一人間を含めた命ある生きものに危害を加えたり殺したりしないこと。
2. 不偷盜（ふちゅうとう）一盗みを働くないこと。
3. 不邪淫（ふじやいん）一出家者は異性と交わらないこと、配偶者以外とは交じり合わないこと。
4. 不妄語（ふもうご）一嘘をつかないこと。口にしたことを誠実に実行すること。
5. 不飲酒（ふおんじゅ）一酒を飲まないこと。

彼はビルマ人の暮らしぶりを見て、八正道を実践して暮らす人々は「驚くほどわずかな手段でもって十分な満足を得ている」¹⁰⁾という確信を持つにいたった。そして彼らは非暴力的で、人間同士だけでなく、環境への負荷という暴力も最小限にとどめて生きていた。つまり彼はGNPの低い後進国といわれるビルマのほうこそ「幸福先進国、持続可能性先進国」であると気づいたのだった。この発見から彼は、先進工業国でもこれから発展しようとしている国々でも、生産と消費の大規模化を防ぎ、巨大機械化による大量生産よりも中規模技術を活用した人々の労働による生産をすすめ、満足を最大化する「仏教経済学」に従うことを提言したのである。

III 「現代経済学」と「仏教経済学」についての比較考察

(1) 「現代経済学」と「仏教経済学」・その労働観の違い

シューマッハーは「仏教経済学」の中で、「現代経済学（唯物主義、市場原理主義にもとづく経済学）」と「仏教経済学」それぞれを基盤にした社会の労働観の違いについて述べている。次表はその内容を比較したものである。

労働についての考え方の違い

	「現代経済学」にもとづく社会	「仏教経済学」にもとづく社会
目的	最大限の富・財の生産 最大限の消費でモノの豊かさの最大化	最小限の富・財の生産 最小限の消費で人間としての満足の最大化 人の能力向上 自己中心的態度をやめ他者との協調を学ぶ
雇用状態	低め	完全
力点	モノ 多消費 効率	人間 少消費 創造性
意義	雇用主 コスト 必要悪 理想は雇わないで生産する	喜び、人格、活力を高める
労働者	非効用 余暇の犠牲 賃金は代償	
理想は働くことで所得を得る		
生産の形態	機械化、分業、非人間的退屈作業 人間が機械の奴隸となる	適正規模の道具、技術による手仕事 人間的創造的作業
生産物	高速度完成品	素晴らしい製品
ヒトへの影響	神経を摩耗 無慈悲 犯罪的	人間の自由意志の正しい方向付け 人間の野獣的性質を制御 人間性の純化
生態系への影響	暴力的	非暴力的

『スマールイズビューティフル』前出 pp.69-80 より
筆者作成

a) 「現代経済学」—モノ中心の経済学—の労働観

①労働の目的は多消費

現代経済学すなわち物質至上主義、市場原理主義にもとづく社会では、多く消費する人が消費の少ない人より「豊かである」という前提に立つ。労働の目的はなるべく多く財を得て消費することである。労働者も雇用者も同じ価値観で最小限の労働もしくはコストで最大限の財を得ようとする。目的のためには非人間的と思われる仕事でも

強要、受容する。雇用状態は慢性的に低めで失業者をつくることで競争を促す。

②労働は非効用、余暇の犠牲である

労働が「非効用」で「余暇を犠牲にするもの」、「賃金はその代償」であるという考え方方が人間の労働についての認識であるならば、可能な限り働かない状態を維持すること、言い換えれば労働者であることをやめて生きていけることが人間の理想の生活となるわけである。これに対しシューマッハーは、「仕事と余暇は相補って生という一つの過程を作っているのであって、二つを切り離してしまうと、仕事の喜びも余暇の楽しみも失われてしまう」¹¹⁾と指摘する。人間が健康で動ける間「労働」は光、「余暇」は影のようなものである。労働だけで余暇のない生活は人間の心身をむしばむが、健康体でありながら労働のない生活は人間を絶望させ、働くずに庇護された生活も人間の尊厳を奪う。しかし、一度仕事を奪われ絶望が常態化すると、人間が本来持っている「働きたい、役に立ち正当な見返りを得たい」という欲求が失われ、失業保険や生活保護等の不労所得に依存、満足してしまうことも起こりうる。「現代経済学」にもとづく社会の中で、多くの人々が「働けない」「労働を厭い不労所得を求める」が、そのようになる根本的な原因こそをわたしたちは問わなければならない。

③暴力的な生産・労働形態

シューマッハーは「仕事というものを労働者にとって無意味で退屈で、いやになるような、ないしは神経をすり減らすようなものにすることは、犯罪ストレスである。それは人間よりモノに注意を向けることであり、慈悲心を欠くことであり、人間の生活のいちばん遅れた面にやみくもに執着することである」¹²⁾と述べている。「人間のいちばん遅れた面」とは生き残るために手段を択ばない「野獣的性質」や仏教等の宗教が戒める「殺生」「偷盗」「邪淫」「妄語」「飲酒」への衝動である。利己的な物欲を重視すれば、人間や生態系へ

の配慮、すなわち慈悲は軽視される。主体性を奪われ、機械の僕となるような単純作業で神経をすり減らす労働が継続し、ストレスが蓄積されれば、人間は他者への暴力＝犯罪行為、自らへの暴力＝自傷・自殺行為としてそれを表現するようになる。これらは人間性の向上とは正反対の結果である。また、生産のための再生不能な資源の濫用は地球生態系への暴力行為にはかならない。

モノ中心の経済観、労働觀を基盤とする社会は、労働者の尊厳や地球生態系の価値を軽視し、結果として持続可能でなく、誰もが安心して生きることのできない社会となっていく危険性をはらむ。

b) 「仏教経済学」－人間中心の経済学－の労働觀

①労働の目的は少消費

「仏教経済学」での労働の目的は「最小限の消費で最大限の幸福を得ること」¹³⁾ であるため、生産量自体を最小限にすることを目指すが、雇用状態は完全雇用である。「現代経済学」的に考えると総生産量が減れば労働者一人あたりの仕事量が減り収入も減り失業者も出るわけで完全雇用と矛盾することになるが、「仏教経済学」ではそうならない。大型機械化されていなければ全員が雇用され、労働時間はワークシェアリングによって調整される。労働時間が減れば余暇が増え、個人生活が充実する。より少ない消費はより少ない収入で賄える。「知足」を基盤にする「仏教経済学」においては、規模縮小と完全雇用が両立する。

②労働は生きがい、喜びである

労働者が適正規模の技術を使用して適正規模の職場で、主体性と熟練へのたゆまぬ努力とを要求されながら働くとき、労働自体にやりがいと楽しみが生まれる。仕事には最小限の財の生産、人間の能力の向上、他者との協調という三つの意義があり、これらの意義は「仕事なしでは人間らしい生を考えることが全くできないほどに、仕事を人間にとて大切なものにする」¹⁴⁾ と彼は述べて

いる。労働は人間の存在理由、喜びそのものになりうるのである。

このような、働き手である人間を中心に考えた労働のあり方は、放っておけば暴走しがちな人間の欲を制御し、必要最小限の質の高い製品を生産、消費し、それで十分満足するように人間性を高めさせる。

③非暴力的な生産・労働形態

シューマッハーは「簡素と非暴力とが深く関係していることは明らかである。適正規模の消費は、比較的低い消費量で満足感を与える、これによつて人びとは圧迫感や緊張感なしに『すべて悪しきことをせずに、善いことを実践する』という仏教の第一の戒律を守ることができる」「自分の必要をわずかな資源で満たす人々は、これをたくさん使う人たちよりも相争うことがないのは理の当然である」¹⁵⁾ と述べる。野放しにすれば野獣的性質をあらわにする貪欲を制御することができれば、競争心、不満といった緊張も減り、慈悲の心が生じ、環境や他者、自分自身に対する暴力性が減衰する。また地球生態系への負荷も必要最小限にできる。

持続可能で誰もが安心して生きることのできる社会は、「仏教経済学」のような非暴力的な経済観を共有している社会である。

IV 21世紀的「仏教経済学」選び なおしのすすめ

(1) 仏教国ではない日本で「仏教経済学」を実践すること

確かに我が国は6世紀以来1500年近い仏教の歴史を持ち、各地に仏教寺院が存在し、多くの家庭に仏壇のある国だが、日々の生活の中でその教えが学ばれたり実践されたりしておらず、市民の価値観に特に仏教的なものは見られない。わたしたちは、ほとんどが「現代経済学」の影響下で働き、モノ・カネ中心の大量消費生活を送っている。「仏教経済学」を一般化できるバックグラウ

ンドは我が国にはほとんどないといってよいだろう。それどころか便利さ、快適さ、豊かさでは世界有数の我が国では、仏教と縁のない他国よりもその普及は一層難しいかもしれない。しかしながら仏教的生活習慣がない我が国でも、その意義を理解した個人によってミクロレベルから実践できるはずである。

(2) 「現代経済学」暴力性の証：福島第一原発事故

エネルギー政策研究の専門家であったシューマッハーは『スマールイズビューティフル』の第二部第4章で「原子力一救いか呪いか」と題して原子力の危険性を厳しく警告している。経済繁栄を目指した原子力利用について、安全性が確保できず、毒性の廃棄物を数万年にわたり保管せねばならない点に言及し「その罪は、かつて人間がおかしたどんな罪よりも数段重い」¹⁶⁾と述べた。1967年、東京電力福島第一原発が着工された年のことである。44年後、福島第一原発の事故が人間を含む自然生態系に取り返しのつかない危機をもたらした。同様な警告を発する国内の科学者や反対する市民の声を退け、国策として原子力政策を推進してきた我が国は、シューマッハーの予言した最悪のシナリオをなぞってもなお、原発依存を続け、海外へ原発技術を輸出しようとしている。これも我が国が仏教国でないことのあかしと言えよう。

しかし、原発に代わる技術が導入されればよいという問題ではない。原発の問題は「現代経済学」の暴力性の一側面にすぎず、仮に自然エネルギー技術が普及したとしても、多消費を善とする価値観が変わらなければ「人間のいちばん遅れた面」は再び別の形でむきだしになるだろう。

(3) おわりに 一今、改めて21世紀の日本人として「仏教経済学」を選ぶ

我が国でも70年ほど前までは風土に適した簡素な生活様式が社会一般に浸透していたが、もはや崩壊した。たとえば所有地から薪入手できる

山村の家庭でも都市の高層住宅と同様にオール電化が進み、石油床暖房が設置される。薪ストーブ等を導入するのは環境意識の高い、あるいはそれを選好する特別な家庭である。今必要なのは、このように「現代経済学」に傾倒した我が国の現実を踏まえた上で、意識的に「仏教経済学」を基盤にした少消費で満足できる価値観、生活様式を自ら選びなおすことであると筆者は考える。

我が国では社会制度に関しては政治に左右されるが、個人の生活様式は聖域である。たとえ政治が更なる経済成長施策を推し進めようとも、全原発の廃炉作業を先延ばしにしようとも、個人や私企業、教育機関等は「仏教経済学」を基盤にした生活、経営、労働、教育活動を実践に移すことができる。高い利便性に慣れ親しみた市民にとってその不便さ、不快さ、違和感は相当なものと想像され、普及は困難だろう。しかし未来社会に責任を持つことを自認し、自らが持続可能な社会を作るための生きた経済モデルとなることを決意するなら、半世紀前にシューマッハーが提唱した「仏教経済学」を21世紀の現状に適用しその行動を社会に示し、そこから得られる喜びや素晴らしい成果を表現して、共感者、追随者を増やしていくほかはない。

持続可能で誰もが安心して生きることのできる未来社会のために、おののの実践の交流やさらなる提案を期待し、再びシューマッハーの言葉を引いて本稿の結びとしたい。

「問題は正しい経済成長の道、唯物主義者の無頓着と伝統主義者の沈滯の中道、つまり八正道の『正しい生活』を見出すことである。」

注

- 1) 邦訳：小島慶三他訳『スマールイズビューティフル』講談社学術文庫、1986年。
- 2) 原著 "Small is Beautiful: A study of economics as if people mattered" 初版 Blond & Briggs Ltd, 1973.
- 3) シューマッハーは「スコット・バーグー社」において彼の経営理念を実践した。『スマールイズビューティフル』前出、357頁「スコット・バーグー自治体」の項参照。
- 4) E.F. シューマッハー著／小島慶三他訳、佑学社、

1980年。

- 5) 『スマートルイズビューティフル』前出、80頁。
- 6) *Asia: A Handbook* (edited by Guy Wint, Anthony Blond Ltd., 1966) と *Resurgence Magazine*, Vol.1, No. 11, Jan-Feb, 1968 に掲載。
- 7) 武田鏡村『禪の食事』光人社、2004年、15頁。
- 8) 同上、17頁。
- 9) モーセの十戒：6. 殺人をしてはいけない。7. 妄淫をしてはいけない。8. 盗んではいけない。9. 偽証をしてはいけない。10. 隣人の家をむさぼってはいけない ウィキペディア <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A2%E3%83%BC%E3%82%BB%E3%81%AE%E5%8D%81% E6%88%92> 最終アクセス 2012年10月1日。
- 10) 『スマートルイズビューティフル』前出、74頁。
- 11) 同上、71頁。
- 12) 同上、71頁。
- 13) 同上、74頁。
- 14) E.F. シューマッハー著／酒井懋訳『スマートルイズ

ビューティフル再論』講談社学術文庫、2000年、100頁。

- 15) 『スマートルイズビューティフル』前出、76頁。
- 16) 同上、191頁。

参考文献

- [1] E.F. シューマッハー著／小島慶三他訳『スマートルイズビューティフル』講談社学術文庫、1986年。
- [2] E.F. シューマッハー著／酒井懋訳『スマートルイズビューティフル再論』講談社学術文庫、2000年。
- [3] バーバラ・ウッド著／酒井懋訳『わが父シューマッハー—その思想と生涯』御茶の水書房、1989年。
- [4] E.F. シューマッハー著／小島慶三他訳『混沌の時代を超えて』佑学社、1977年。
- [5] E.F. Schumacher, *Small is Beautiful: A study of economics as if people mattered*, Vintage, 1993.

(たにがわ よしこ)



明日香村の案山子（かかし）と棚田（98頁掲載の明日香村ゼミでの一コマ）

森岡孝二編

『貧困社会ニッポンの断層』

桜井書店 2012年4月 税込価格 2,835円



本書は編者森岡孝二氏と氏の指導する基礎経済科学研究所自由大学院大阪第三学科社会人ゼミナールに集う「働きつつ学び研究する」人々の共同研究の成果である。「はしがき」によれば、本書の課題は「貧困問題に焦点を合わせて、亀裂を深める日本社会の断層とそこから露呈する日本経済の深層を考察すること」(3頁)であり、同じく森岡編の前著、『格差社会の構造—グローバル資本主義の断層—』(桜井書店、2007年)の「続編」をなすものである。近年、「これまで見えなかつたか隠されてきた貧困の諸相が露わに」(同上)なるという状況のもとで、時宜にかなつた書の刊行と言えよう。

本書では「貧困問題のいくつかの断層とその共通の根底に焦点をあわせて、現代日本の経済社会を全八章にわたって考察する」(10頁)とされている。以下、順次、コメントを交えて紹介していく(「はしがき」11～12頁における編者による各章紹介も参照)。

編者の執筆になる第1章(企業社会の行き着いた果てに—貧困社会ニッポンの出現—)は本書の総論的位置を占めている。冒頭から「企業社会(論)」が論じられるので、読者は戸惑うかもしれない。なぜ「企業社会」なのか? 本章のタイトルに端的に示されているように、筆者は「貧困社会ニッポン」の出現を「企業社会の行き着いた果て」としてとらえようとするのである。なぜ「行き着いた果て」なのか? 一方で「企業社会」の「成立」時期をめぐる議論と交差して、説明はわかりにくいところもあるが、評者の理解するところ、2つのことが主張されているようと思われる。

筆者によれば、「企業社会」は「家事労働をほとんどせず、サービス残業を含む長時間の残業も拒まず、過労死の不安と背中合わせに、会社人間として猛烈に働く／働くかされる」「男性正社員モデル」(27頁)と不可分であり、共働きがひろがった場合にも、「『男は残業、女はパート』の働き方が一般化し、労働力の編成が、男性を主力とする正規労働者と女性を主力とする非正規労働者に引き裂かれ」(27～8頁)ことになる。そのもとで「働きすぎと貧困、あるいは過労死とワーキングプアが併存する」(50頁)特異な「貧困社会ニッポン」が出現

する。牢固として残る仕事と家庭の「性別役割分業」(女性差別)の構造と互いに支えあう日本の「企業社会」の中核にある男性の働き方=「男性正社員モデル」は、「諸矛盾の根源」(55頁)とまでは言わないまでも、上述の「貧困社会」出現を媒介する決定的な要因であろう。

いまひとつ、筆者は、1970年代後半、ストライキ件数・労働争議参加者数が急減した歴史的事実に注目しこれが「企業社会」成立の指標とされる。そこに「労働組合がストライキ権をほとんど行使できなくなるまでに、労働に対する資本の專制が完成した」(35頁)事態をみる。資本の強欲な蓄積行動によりもたらされる労働条件の悪化や貧困に労働者が抵抗する際の最強のよりもろは労働組合である。国家・政治に資本の規制を要求し、労働基準や社会保障を整備させていく労働・社会運動にも労働組合の力が欠かせない。その力を日本の労働者は奪われたのである。それは労働組合に対する資本の不当な支配介入によりもたらされたものであるが、事態は今では労働組合を資本の協力者に仕立て上げる労使一体化した「日本の労使関係」の確立にまで「行き着いた」。「企業社会」の用語法や定義については種々の見解がありえよう。著者のように、「企業が労働者の職場生活だけでなく家族生活や地域生活をも支配している社会」、「その根幹をなすのは企業の経営機構による強固な職場支配」(35頁)とするならば、今日の「貧困社会ニッポン」はまさしく「企業社会の行き着いた果て」と言ってよかろう。

上述の事態は「貧困社会」を招いた重要な、ある意味で決定的な要因であるとしても、その根底にグローバル化した資本主義に組み込まれた日本資本主義のこの間の強蓄積過程やそれを支援した国家の政策があることは、著者も十分に承知していることであり、本章Ⅲ節でも、1990年代以降から2008年恐慌に至る日本経済と企業行動の軌跡が記述され、その帰結としても「貧困社会」の出現がとらえられている。さらにその基底には、「はしがき」でも指摘されているように(3頁)、『資本論』(第1部第23章)の言う「資本主義的蓄積の敵対的性格

(富の蓄積と貧困の蓄積)」が存在する。

第1章では、「貧困社会」を乗り越える道として、ジエリエット・B・ショア／森岡孝二監訳『プレティユード—新しい豊かさの経済学—』(岩波書店, 2011年)も参照しながら、「労働時間の短縮」(55頁)、さしあたり「サービス残業解消型のワークシェアリング」(58頁)が提唱されている。「労働日の短縮」の意義は、周知のように、マルクスが『資本論』等の理論的著作においても労働運動関連の文書においてもつとに強調したことであるが、著者の主張では前述の「企業社会」の「男性正社員モデル」の克服、性別役割分業の廃棄と結びついており、それがカギということであろう。

紙幅に制約があるなかで1章に開わりすぎたかもしれない。急いで、「はしがき」で予告された各章での「貧困問題のいくつかの断層」(10頁)の考察に移ろう。その前に、読者としては、「貧困社会ニッポン」の出現とその全容が概略でもわかるとありがたい。本書ではその点は「はしがき」(5～10頁)および第1章(主にⅢ節)でデータを利用し数値を通じて示されている。詳細の紹介は省かざるをえないが、「相対的貧困率」、「労働分配率」、賃金、労働時間、非正規雇用などの推移と現状である。なお、1章に関していま1点、I節で確認されている男性正社員を中心とする長時間労働と過労死の実態はそれ自体上述の「断層」の1つとして見逃してはなるまい。この同じコインの裏面が2～3章でとりあげられる非正規雇用労働者の状態なのである。

「貧困社会ニッポン」の出現の一大元凶は今や雇用労働者の3分の1を超えた非正規労働者の増大であり、雇用が不安定で低賃金低収入というその劣悪な状態である。第2章(人材派遣業の膨張・収縮と経営実態—近年の製造派遣を中心に—／高田好章)では、非正規雇用の一翼をなす派遣労働者とそれを生み出す人材派遣業の実態分析を行っている。また、第3章(パートタイム労働市場と女性雇用／中野裕史)では、非正規労働者群において最大の比率を占めるパートタイマー(そのまた多数派は女性)の実態分析を行っている。II節2項では女性パートと前述の「性別役割分業」との関連も分析されている(107～111頁)。

「貧困社会」をもたらしたより直接的な要因であるこの国の社会保障の不備と衰退はそれを財政面から支えるべき国家財政の危機や歪みと表裏一体をなし、その歪みは税制面では応能負担原則と垂直的所得再分配機能の後退に端的に現われている。第4章(法人実効税率引き下げ論の虚構と現実／大邊誠一)では、そうした税制の歪みをもたらす日本経団連の「法人税引き下げ」要求を批判的に検討している。

資本主義社会における貧困の一大要因は失業(と失業

保障の不十分さ)であるが、第5章(グローバル化と中小企業における雇用破壊／小野満)ではこの間の日本における失業の増大につながる中小企業の雇用縮小の事情を特にグローバル化との関連で解明している。

エンゲルスの有名な古典的著作を引き合いに出すまでもなく、住宅(住環境)は労働者階級の状態の重要な側面をなす。第6章(持家社会の居住貧困と住宅ローン問題／高島嘉巳)は住宅ローン問題を中心に現代日本の「居住貧困」(用語については191～3頁)の諸相をその背景要因とともに分析している。

生活保護制度(公的扶助)は国民の生存権を保障する国家の社会保障諸制度のなかではいわば最後のセイフティネットともいすべき重要な制度であり、その機能不全こそが底の抜けた「貧困社会」を生み出す。第7章(生活保護制度の現状とナショナルミニマム／川口民記)はこの制度をめぐる現代日本の状況を分析している。

「貧困社会ニッポン」を乗り越えるためにはどうすべきか。第1章でも論及されたところであるが、第8章(労働CSRと格差・貧困／高橋邦太郎)は企業経営者の経営倫理を問う。「貧困社会」の根底にある雇用と労働の劣化は労働におけるCSRを放擲した経営戦略によるものであり、改めて企業に労働のCSRを果たさせることの意義を主張している。

以上、「貧困社会ニッポン」のいくつかの重要な側面と関わる事象や問題が各執筆者の従前の研究の蓄積をふまえて丹念に分析され考察され、それぞれ読みごたえある力作である。ただ、それぞれの問題を通じて「貧困社会」の実相やその根底にあるものをえぐりだすという点では率直に言って物足りなさの残るところも散見される。もっともこれは評者も体験した共同著作の難しさでもある。そのほか細部に気になるところもないわけではないが、それはここでは置こう。厳しい条件下でゼミに集い研究を続けている執筆者各位のさらなる研鑽を期待するとともに、このたび、その研究成果を共同作品にまとめあげた編者の労を多としたい。

本書はたんなる現代日本の貧困問題の分析ではなく、現代日本の経済・社会の分析という枠組みにもこだわっているようにみえる。今の時代ではとりわけ前者の視点を欠いた後者の分析はありえない。とはいえ、現代日本の経済・社会を「貧困社会ニッポン」として概括し、その出現の過程と規定要因、全体像や構造などをさらに深く解明する作業はこの分野の研究者に共通の課題として残されている。

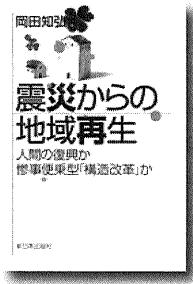
(付記) 本稿は2012年8月4日開催の基礎研現代資本主義研究会における評者の報告をベースにしたもので、当日のほかの報告や議論からも示唆を得ている。

(浪江 岩 所友 元立命館大学教員)

岡田知弘著

『震災からの地域再生 —人間の復興か惨事便乗型「構造改革」か—』

新日本出版社 2012年5月 税込価格 1,680円



現地調査に裏付けられた政策提言

本書は、3.11 東日本大震災と福島原発事故の発生以来（またそれ以前からも）、獅子奮迅の活躍を続けてきた地域経済学者・岡田知弘氏の最近の災害復興問題に関する政策提言をまとめた論集である。「岡田ウォッチャー」としてはすでにお馴染み深い内容であるが、初出の掲載誌が多岐にわたっていることもある。一般読者がそれら全てに眼を通すことは難しい。その意味で本書は時宣を得た出版であり、著者の意図を余すところなく伝える最新の「岡田本」ともいえるものだ。

まず、定番めいた全体構成の紹介から始めよう。本書は3部から構成されている。第1部は、東日本大震災と原発災害の復興のあり方に関する書き下し論文を含めた総論。第2部は、戦前の東北振興事業および阪神・淡路大震災や中越大地震との比較にもとづく復興政策の同時代史的考察。第3部が人間の復興を基軸とする地域再生視点からの復興政策論である。いわば、東日本大震災と原発災害からの復興のあり方を考えるうえでの基本視点を、地域経済学の実践的知見を通して提起しようとする意欲的な政策論集だといえるだろう。

本書の最大の特色は、各論稿が豊富な現地調査に裏付けられた政策提言に連なっていることだ。それも自らのこれまでの旺盛なフィールドワーク研究の蓄積の上に、最近では自治体問題研究所や自治労連との共同調査など組織的研究活動による成果が加わり、研究の厚みが一層増している。評者の経験からいって、常にその場で具体的な政策提言と行動提起が求められる実践型研究は、研究者の身体的・研究的能力を消耗させずにはおかないほど過酷な研究分野だ。だから活躍する舞台や出番が増えたほど論旨が陳腐化し、やがて燃え尽きていく研究者も数多くみられるが、本書がその弊害を免れているのはさすがという他はない。

おそらくその背景には、京都大学という恵まれた研究環境、全国自治体の首長や労働組合との多彩な交流にもとづく豊富な情報資源、調査活動や講演活動などを通じての現地企業者や地域リーダーとの人間的結びつきな

ど、実践活動と研究活動の“好循環”構造を維持する豊かな研究土壤が存在するのであろう。「岡田ウォッチャー」としては、氏がこのような好条件を生かして今後ますます活躍してほしいと思う。

特筆される福田徳三の歴史的発掘

本題に入ろう。本書を貫く災害復興理念（復興コンセプト）は“人間の復興”である。この復興理念を最初に提起したのは、関東大震災の被災地調査に参加した福田徳三（経済学・社会政策学、東京商大教授、1874～1930年）だが、本書が福田の歴史的存在を発掘し、その復興理念を東日本大震災における復興政策の基本に位置づけたことは特筆に値する。なぜなら評者が属する都市計画の分野では、後藤新平の名は遙く知られているものの（東日本大震災以降はそれ以前にも増して「後藤新平ブーム」が起こった）、福田徳三の名を知る者は皆無といつてもよいからである。そこでは福田学説を継承する復興理念の展開もなければ、具体的な復興政策・復興計画として提起されることもない。依然として後藤新平に連なる「物的復興」政策が支配しているだけだ。

たしかに阪神・淡路大震災において、貝原兵庫県知事や下河辺元国土次官などが標榜する「創造的復興」に対して“生活の再建・人間の復興”を唱えた研究者や運動団体が少なからず存在していたことは事実である。かくいう評者もその一員であったが、その政策理念は主として戦後憲法第25条の生存権理念に依拠するものであり、残念ながら戦前の福田徳三にまで遡って論究する視点はなかった。しかしまから思えば、阪神・淡路大震災の復興理念・復興政策のあり方を福田の主張との比較において展開していれば、後藤新平一色に染まった災害復興論に一矢を報いることも可能であったかもしれない。

福田の“人間の復興”という理念は下記の一節に凝縮されている。

「私は復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは、大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する。今日の人間は、生存

する為に、生活し、営業し労働しなくてはならぬ。即ち生存機会の復興は、生活、営業及労働機会（此れを総称して営生の機会という）の復興を意味する。道路や建物は、この営生の機会を維持し擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても、本体たり実質たる営生の機会が復興せられなければ何にもならないのである。」

（『復興経済の原理及若干問題』同文館、1924年）

本書はこの一節を引用して、“人間の復興”という考え方方が時代を超えた普遍的思想であり、東日本大震災の復興における基本思想として据えなければならない絶対的原理だと強調する。まさにその通りだと思う。出身校の一橋大学でも最近になって付属図書館で福田の歴史的顕彰が進められており、2008年度には『福田徳三とその時代—日本における経済学の黎明—』の企画展示が開催された。展示解説には「福田徳三」という人物が一橋大学の歴史や日本の経済学史を語る上で欠かすことのできない人物であること、大正から昭和初期にかけての我が国で最も名を知られた知識人のひとりであること、その死に際して同窓会が「一橋学園の産出せる最善最美の逸材」との賛辞を呈したことなどが紹介されている。また“人間の復興”との関係で言えば、「福田は1903（明治36）年4月に社会政策学会に参加。1912（大正元）年5月の同会地方講演会で『生存権の理論』という講演を行った。そこから歩を進めて1916（大正5）年に発表されたのが、アントン・メンガー（Anton Menger, 1841～1906年）の生存権の理論に依拠した「生存権の社会政策」である。この中で福田は社会政策の目的を生存権の確保に求めた」との記述がある（一橋大学付属図書館ホームページ）。

物足りない自治体復興政策の分析

特定の研究分野の1研究者に対して、災害復興問題のような総合的課題の全容解明を求めるなどとうてい不可能であることは、評者も十分に承知している。また、本書が地域経済学というアプローチから目配りの利いた復興問題・復興政策を論じていることで、その役割を十分に果たしていることも理解している。しかしその上であえて指摘するとすれば、本書の視点が主として国の復興政策に関するマクロ分析と地域・コミュニティレベルの復興に関するミクロ分析に注がれていて、その中に位置する自治体の復興政策への分析がいささか物足りないことが気になる。

たとえば第3部では、目下推進されようとしている新自由主義的諸政策と災害復興との関連を中心にマクロな批判的分析が展開されており、TPPや道州制など各種の「構造改革」政策が被災地にどのような否定的影響を

与えるかが詳しく解明されている。グローバル経済化のもとでの一国の経済政策や開発政策などに関するマクロ分析は、経済学者の特性が最も發揮される領域であって本書においても最も切れ味の鋭い部分となっている。

しかし批判ばかりでオルタナティブを示すことができなければ、政策論は成り立たない。まして現在のような国政レベルの政権交代の可能性が全く見通せない現状の下では、原理的批判ばかりではなく新自由主義的国策と自治体政策との間に横たわる諸矛盾の解明がなければ、自治体関係者はもとより地域住民に対しても説得力のある政策提言を打ち出すことができない。この点に関して、本書が意識的に追及しているアプローチが“先進事例”的の発掘である。

本書のなかには、岡田氏自らが調査・発掘した自治体や地域・コミュニティの先進的復興事例が数多く出てくる。“人間の復興”を掲げて地域再生に取り組んでいる各地の先進事例を発掘・検証し、その教訓をもとに新自由主義的復興政策と対抗関係にある地域主体の復興論・復興政策を構築していくことの意図がそこにみられる。だが問題は、それらの先進事例が「特殊解」にとどまる事例なのか、それとも「一般解」につながる発展的な芽を含んでいる事例なのかが判然としない。理由は、その先進事例がきわめて広大な被災地のなかでどのような位置を占める自治体であるのかが客観的に整理されていないためだ。

今回の東日本大震災は、東北地方と北関東地方一帯にわたって甚大な被害をもたらした超広域大災害であり、しかも原発災害という未曾有の人災をともなっている。したがって津波災害を主とする岩手県・宮城県の復興課題と原発災害に直面する福島県の復興問題は、全く性格を異にするといってよい。また福島県においても、これから長期間の避難を余儀なくされるであろう原発周辺地域自治体とその他地域では、「仮の町」構想に象徴されるように復興問題を同一視することはできない。つまり東日本大震災からの地域再生を論じるには、個々の地域での先進事例の紹介に加えて、被災地全体の見取り図（災害の性質と規模、自治体のスタンスや能力、進行中の復興計画の問題点など）の作成が求められるのである。

もとよりこのような膨大な作業は、個々の研究者や特定の研究分野だけでは不可能である以上、分野を超えた国家的協力体制の構築が必要となる。本来であれば、日本学術会議や國の責任において取り組むべき研究課題であろうが、それが本格的にスタートするまでの間は各種研究組織の自主的な取組から始める他はない。基礎研あたりが近傍の研究団体に呼び掛け、「隗より始めよ」を実践してはいかがであろうか。

（広原盛明 元龍谷大学・京都府立大学）

書評

奥田宏司著

『現代国際通貨体制』

日本経済評論社 2012年2月 税込価格 5,670円



I 奥田氏の国際通貨論研究の特徴

1971年8月のニクソン・ショックの下での金ドル交換停止によって、国際通貨ドルは金との結び付きを失った。従来、ドルが国際通貨として機能する根拠を金ドル交換に求める見解が支配的であったが、1970年代以降、「金と交換されなくなった不換通貨ドルが、なぜ圧倒的な国際通貨として機能しているのか」をめぐって活発に論争が行われることになった。日本の国際通貨論研究、特にドル体制研究はこの「不換通貨ドルの国際通貨の流通根拠」をめぐる論争の中で大きく発展してきた。

本書の筆者である奥田宏司氏は日本のドル体制研究の代表的な論者一人であり、1980年代からこれまで精力的に著書を出版してきた。6冊目の著書にあたる本書は350頁にも及ぶ大著である。筆者の研究は国際通貨論研究者たちに常に注目されており、上川孝夫氏（『世界経済評論』2012年7・8月号）と紹井博則氏（『経済』2012年8月号）による優れた書評がすでに発表されている。

奥田氏の国際通貨論研究の特徴は、本書の「はしがき」の最初に言及されているように、次の二点に整理できる。第一は、豊富なデータを提示しながら、1970年代以降、金と交換されない不換通貨ドルが圧倒的な基軸通貨として機能してきたことを理論的・実証的に明らかにしたことである。具体的には、為替媒介通貨機能、基準通貨機能、介入通貨機能、準備通貨機能等の国際通貨の諸機能の視点から、ドル、ユーロ（マルク）、円等の主要国通貨の国際通貨としての地位を明らかにしてきたのである。

第二は、ドル体制下の国際信用連鎖の拡大に焦点を当てた国際通貨論分析を提示していることである。1970年代以降、ドルを中心とする短期並びに中長期から成る国際信用連鎖が拡大してきた。筆者は先進主要国の国際収支統計についての詳細な検討を通じてこれらを明らかにしてきた。単に国際通貨の諸機能を明らかにするだけにとどまらない奥田氏の国際通貨論研究の特徴がここに表れている。

II 本書の構成

本書は2000年代の国際通貨体制を問題対象としている。第1部「ドル体制」、第2部「ユーロ体制」、第3部「東アジアの通貨・為替制度」という三部構成となっている。

まず第1部は2000年代のアメリカの経常収支赤字ファイナンス問題を中心とするドル体制についての分析である。第1章は1960年代以降のアメリカの国際収支を年代毎に詳細に検討することによって、ドル体制の変遷を明らかにしている。第2章はアメリカの経常収支赤字の「自動的ファイナンス」論の批判的検討である。アメリカの経常収支赤字の多くの部分は、ドルが基軸通貨であるため自国通貨（ドル）による「自動的ファイナンス」（＝「債務決済」）が可能であると考えられている。筆者はグローバルな貯蓄投資（IS）バランス論に依拠しながら経常収支赤字の「自動的ファイナンス」を主張する見解を批判的に検討することによって、アメリカの経常収支赤字は必ずしもサステイナブル（持続可能）ではなく、場合によってドル危機を引き起こす可能性もあることを明らかにしている。第3章と第4章は、第2章の内容を踏まえて、アメリカの対外債権と対外債務の概念上の区分、とりわけアメリカの経常取引と資本取引における通貨建て区分を詳細に検討することによって、2000年代におけるアメリカの国際収支構造の全体像を浮き彫りにしている。そこでは次の二つのことが明らかにされている。第一は、主要先進諸国が経常収支ファイナンスの自国通貨（ユーロ、円、ポンドなど）建て決済を行っているのに対して、ドル建ての「債務決済」を担うことでアメリカの経常収支赤字の「自動的ファイナンス」を可能にしているのはその他地域（中国や産油諸国）であることである。第二は、主要先進諸国の対米投資のかなり部分がドルそのものを原資でもって行われるよりも、むしろドル以外の主要国通貨（ユーロや円）をドルに転換して行われていたことである。これらの「債務決済」に関する分析は本書の最大のオリジナリティであり、非常に興味深い点である。

次に第2部はユーロの基軸通貨化とユーロ体制の成立についての分析である。第5章は、基準通貨、介入通貨、準備通貨、為替媒介通貨の国際通貨諸機能の視点から、ユーロがヨーロッパのほぼ全域（イギリスとロシアを除く）においてすでに基軸通貨としての地位を獲得し、同地域においてユーロ建ての国際信用連鎖が形成されことによって、ユーロ体制が形成されてきていることを明らかにしている。第6章はユーロ体制の根幹にかかるユーロの決済機構（TARGET）についての検討である。第5章と第6章で最も興味深いのは、ユーロ圏内のユーロ建ての国際収支不均衡がTARGET Balancesの累積となって現れ、その累積には制限がないことから、その国際収支不均衡がユーロ圏域内で温存されることを指摘していることである。例えばユーロ建ての「総合収支」が赤字であれば当該国（ギリシャ、ポルトガル、アイルランドなど）のTARGET Balancesの対外債務は増加する。これに対応してユーロ建ての「総合収支」が黒字となる国が現れることになるが、この場合当該国（例えばドイツ）のTARGET Balancesの対外債権は増加し続けることになる。このようなTARGET Balancesのユーロ建ての対外債権・債務が累積していくプロセスは、それ自体「総合収支」黒字国から「総合収支」赤字国への「自動的な」国際信用供与を意味する。つまり、ユーロの決済機構であるTARGETには、ユーロ建ての「総合収支」赤字の「自動的ファイナンス」がビルトインされているのである（167頁）。第7章は、ヨーロッパを中心とするユーロ建て貿易の広がり、特に中東ヨーロッパ諸国においてユーロが第三国間貿易通貨として利用されていることを実証的に明らかにしている。さらに第8章では、ロンドン市場におけるユーロとドル以外の諸通貨の間の短資移動の進展を実証的に検証している。ドルとユーロ、ドル以外の諸通貨の間の短資移動と裁定が一定の規模に達しているが、ユーロとドル以外の諸通貨のそれはいまだ未熟であり、このことからユーロ体制の形成は完成していないと結論付けられる。

そして第3部はドル体制下の東アジアの通貨・為替制度の現状についての分析である。第9章はアジア通貨危機以降の東アジアの国際通貨情勢の歴史的経緯についての整理である。1990年代以降のアジアNIEsの対外資本取引の自由化とアジア通貨危機の発生、日本によるアジア通貨基金構想と円の国際化の提唱、さらに2005年の人民元の改革といった出来事を整理している。第10章は、2007年と2010年における東アジアの外国為替市場における東アジア諸通貨の取引状況を把握することによって、東アジアの通貨・為替制度の現状を把握している。最近、人民元と東アジア通貨間の為替相場変動の連

動性の高まりをもって、同地域を「人民元圏」としてドル体制から自立化しつつあるという見解が主張されている。これに対して、筆者は東アジアの「人民元圏」を論じるために、まずは東アジアの通貨・為替制度の現状を正確に把握することが必要であることを強調している。東アジアの外国為替市場の取引状況を見れば、人民元の国際化が進展しているものの、いまだマイナーな通貨のままである。筆者の分析によれば、東アジアの通貨・為替制度の軸は人民元ではなくシンガポール・ドルであることが明らかにされている。2006年以降、ASEAN諸国では人民元ではなく、シンガポール・ドルを軸とした緩やかな為替相場圏が登場してきている。シンガポール・ドルを軸とした為替相場圏に人民元が加わることで事実上の東アジア域内為替相場圏（日本は含まれず）が形成されてきたのである。これは非常に興味深い指摘である。さらに東アジアのドル体制からの自立化の今後の現実的な道筋としては、「ゆるやかな為替相場圏」に東アジア各国が「柔軟性」をもって加わることで「共通通貨バスケット制」を構築していくことだと主張している（333頁）。

III 本書のオリジナリティ

奥田氏の分析アプローチの特徴の一つとして、国際収支統計や各国の外国為替市場の取引状況などの統計データを駆使しながら、1970年代以降の国際通貨体制の全体像を年代毎に明らかにしてきたことがあげられる。例えば、筆者が重視するドル体制下の国際信用連鎖の拡大を把握するためには、こうした統計データの分析が不可欠である。しかし、1990年代以降、国際金融の分野においてデリバティブ取引や証券化の増大を背景としてオーバーバランス化が進展し、さらに金融監督の範囲以外で活動する高レバレッジ機関（ヘッジファンドなど）がプレゼンスを急速に高めることによって、統計データで国際信用連鎖の拡大を正確に把握するのが非常に困難になってしまっている。このような制約にも関わらず、筆者は様々な統計データを可能な限り収集し、それに基づいて分析しようとしてきた。このような筆者のアプローチは本書でもいかんなく發揮されており、その分析をより説得力なものとしている。

すでに前節でも言及したが、本書のオリジナリティは次の三点にまとめられる。

第一は、基軸通貨国であるアメリカが持つ「債務決済」特権の構造を通貨建て構成別・地域別に解明することで、アメリカの経常収支赤字の「自動的ファイナンス」を根拠としてアメリカの経常収支赤字がサスティナブルだとする見解を批判したことである。主流派経済学

では、アメリカの場合、グロスの対外債権によって外国から受け取る収益がグロスの対外債務によって外国へ支払う収益よりも大きい（アメリカの「法外な特権」）ため、ネットの対外純資産を大幅に悪化させることなく、経常収支赤字を持続することができるとする見解が注目を集めてきた。筆者の批判はこうした主流派経済学の見解にも一石を投じることになるだろう。

第二は、ユーロ圏が赤字の「自動的ファイナンス」構造を手に入れつつあることを明らかにしたことである。筆者が指摘するように、ユーロがヨーロッパのほぼ全域において基軸通貨化することによって、ユーロ建ての国際信用連鎖が形成されることになった。そしてTARGETというユーロ決済機構の下、ユーロ建ての「総合収支」赤字の「自動的ファイナンス」がビルトインされ、この結果、ユーロ圏域内における国際収支不均衡が温存されることになった。これは、現在のギリシャ危機に端を発するユーロ危機を考える際にも重要な指摘である。

第三は、東アジアは依然としてドル圏であるが、2000年代半ば以降、シンガポール・ドルを軸とした緩やかな為替相場圏が事实上現れることによって、同地域の過度のドル依存の体制に変化が見えつつあることを実証的に明らかにしたことである。最近、東アジアの人民元圏化や人民元の基軸通貨化の到来を強力に主張する研究が注目されている。東アジア通貨・為替制度において人民元が大きな役割を今後果たしていく可能性は高いであろう。しかし、筆者が指摘するように、東アジアの通貨・為替制度の将来を正しく展望するためには、まずその現状を正しく把握しなければならない。この筆者の研究アプローチによって、東アジアにおいてシンガポール・ドルを軸とした緩やかな為替相場圏が形成されている事実が明らかになったのである。

IV 若干の問題提起

最後に、本書に対して若干の問題提起を行っておこう。

第一は、アメリカの「債務決済」特権を経常収支赤字ファイナンスの問題との関連でもっぱら論じていることについてである（例えば、第2章「経常赤字の『自動的ファイナンス』論への批判的検討」）。1990年代後半以降、ネットの国際マネーフローを遥かに超える規模でグロスの国際マネーフローが拡大していることを考えれば、アメリカの「債務決済」特権の問題を、ネットの経常収支ファイナンスレベルだけでなく、アメリカのグロスの対外債権とグロスの対外債務との関連で全面的に分析すべきだったのではないだろうか。

筆者は、2000年代、アメリカのドル建てのグロスの対外債権とグロスの対外債務の両建ての国際資本取引の拡大が米中心の国際マネーフローを拡大させていることを指摘している（79頁）。これは2000年代のドル建ての国際信用連鎖の拡大を考えるにあたって重要な視点である。ネットでは相殺されてしまうアメリカのグロスの対外債権とグロスの対外債務の構造を「債務決済」特権との関連で論じることで、筆者の基軸通貨による『自動的ファイナンス』論への批判はより説得的なものになると思われる。

第二は、2000年代における国際信用連鎖の拡大と金融不安定性との関連についての分析の必要性である。本書では、アメリカのグロスの対外債権とグロスの対外債務の両建ての国際資本取引の拡大がドルの国際信用連鎖を拡大させる一方、ユーロがほぼヨーロッパ全域で基軸通貨化することでユーロの国際信用連鎖も拡大してきたことが明らかにされている。このドル建て及びユーロ建ての国際信用連鎖の拡大は、2000年代の米欧でのバブル発生・崩壊に見られる金融不安定性の高まりと深い関連があると考えられる。筆者の国際通貨論分析の特徴の一つである国際信用連鎖の拡大という概念の有効性を示すためにも、2000年代における国際信用連鎖の拡大と金融不安定性との関連の解明は不可欠だろう。

第三は、2000年代のドル・ユーロから成る複数基軸通貨体制の下での国際信用連鎖の拡大についての分析の必要性である。筆者が明らかにしたように、2000年代、ユーロの基軸通貨化によってドル建てだけでなくユーロ建ての国際信用連鎖も拡大してきた。はたして、両通貨の国際信用連鎖の拡大は相互に関連しているのか、それとも関連していないのか。この複数基軸通貨体制の下での国際信用連鎖の拡大の相互関連についての分析は、現在の金融危機がアメリカとヨーロッパと同時に発生し、それが深刻化していることを解明するための有効な視点だと考えられる。

最後に私事であるが、奥田氏の研究をめぐる思い出について述べさせて頂くことをお許し願いたい。奥田氏の著書に初めて接したのは、評者が大学の学部生であった1990年代初頭であった。当時、ゼミで報告する際、筆者の初期の著書である『多国籍銀行とユーロカレンシー市場』（1988年）と『途上国債務危機とIMF、世界銀行』（1989年）はゼミ生たちの必読書であった。その後、評者は研究者の道を志してからも、奥田氏の研究を常に追いかけ、大いに刺激を受けてきた。今後も奥田氏は国際通貨体制に関する研究をさらに深められるだろう。本書の続編となる著書を期待したい。

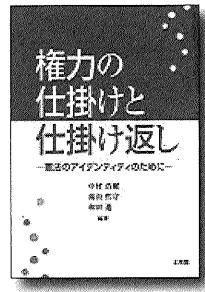
（徳永潤二 和光大学）

書評

中村浩爾・湯山哲守・和田進編

『権力の仕掛けと仕掛け返し —憲法のアイデンティティのために—』

文理閣 2011年7月 税込価格 1,995円



本書は、川口是没後20年を機に、追悼論文集として、「川口先生を囲む憲法と教育研究会」(以下、川口研)によって刊行されたものである。川口研の出版は4度目になる。今回の執筆者は川口研の会員だけではないが、全員、川口是先生に直接・間接に教えを受け、現在では各分野の第一線で活躍している。それぞれの論考は、憲法学はもとより法社会学、法哲学、教育学、市民運動、労働運動と多岐にわたり、緻密で重厚である。このような論考の書評は、とうてい評者の力の及ぶところではないが、川口先生に教えを受けた一人としてあえて引き受けた次第である。紹介にとどまることをお許し願いたい。

I 本書の構成

まえがき

- 第I部 1. 広渡清吾 「変革の戦略としての市民社会論」
2. 中村浩爾 「司法改革の実相——裁判員制度と法教育を中心には——」

- 第II部 3. 和田 進 「今こそ、憲法第9条の原点を見つめ、語ろう」
4. 湯山哲守 「NHK番組改編と『表現の自由』——『知る権利』を黙殺した最高裁判決を質す——」
5. 松井幸夫 「憲法25条論の課題——『立法裁量の海』に漂う25条のために——」

- 第III部 6. 山本健慈 「『地方国立大学モデル形成』への挑戦と『職業としての学長』への模索」
7. 寺間誠治 「限界きたす企業別組合と『新しい労働運動』——権力への『仕掛け返し』としての組織改革戦略——」

「川口 是遺稿」

「解題」(中村浩爾)

記念講演「臨教審と高等教育のあり方」川口是
あとがき

II 内容紹介

本書に貫通している思想は、「権力への仕掛け返し」である。それは、常に社会の弱者の側に立ち、権力にお

もねることのなかった川口是の生き方そのものもある。本稿では、権力による「日本のアイデンティティ」論に対抗し、「憲法のアイデンティティ」を武器とした民主的陣営の「仕掛け返し」という視点から、各章を紹介することにしたい。

第I部 広渡論文は、市民社会論の意義を分析し、「市民社会概念の戦略性という視点から」、「資本主義的構成体に基づかれ、それに対する反省的意識として形成される市民社会の理念が、政治的実践の指針として機能する」という構図を導き出す。つまり、現代市民社会論が、社会主義的オルタナティヴと対立するだけではなく、「市民社会」の理念によって社会の現実を批判的に認識し、変革を目指す一つの戦略としての役割を果たせるのではないかと論じている。戦後民主主義法学との関連の上で、東西の市民社会論を縦横に論じるこの論考は、市民社会論の雄である氏の面目躍如たるものである。中村論文では、裁判員制度と法教育を素材に、司法改革、さらには構造改革全体のイデオロギー批判を行っている。裁判員制度は陪審制度と似て非なるものであり、その本質が強制的動員にあることを指摘し、その補完物としての法教育が「法化社会に対応するための制度」であること、法化の是非、その負の側面、法による道徳の強制と道徳教育との関連などを、憲法18条(苦役からの自由)、憲法9条の諸問題に言及し論じられる。

第II部 和田論文では、筆者は、憲法学の立場から、「新防衛大綱」(2010.12.17、閣議決定)により憲法9条と安保・自衛隊体制との非和解的矛盾が最終段階に突入したとみる。「自衛隊の防衛力の増強」に関する世論調査(94~06年)の変化は、国民の意識が「弱者」の立場での「紛争巻き込まれ拒否意識」から、「強者」の立場での「紛争巻き込まれ拒否意識」へと「変質」したことを示し、「新防衛大綱」における「動的防衛力論」と接点を危惧している。この認識の下、「仕掛け返し」の根本に憲法9条の「軍事力否定の理念」を据えなければならないと論じている。湯山論文は、2001年1月30日に放映されたNHKの「問われる戦時性暴力」(「ETV2001シリーズ 戦争をどう裁くか」)が与党政治家の関与に

よって改ざんされた事件を取り上げている。この事件は、憲法21条（表現の自由）、放送法1条2項（表現の自由の確保）、同3条（放送番組への干渉の禁止）を巡って争われた。最終審において、高裁での損害賠償判決を再高裁が覆して被告であるNHKを免責し、「国民・視聴者の知る権利」の侵害を擁護した不当性を、豊富な資料で裏付ける。「NHKを監視激励する視聴者コミュニティ」共同代表のひとりとして、会長選出や経営委員選出に、国民・視聴者の声が反映されるシステムの構築を提案する。物理学者である筆者が事件の推移を丁寧に追ったこの論考は、資料としても貴重であると思われる。松井論文では、一連の司法（最高裁）判断が、憲法25条（生存権）の第1項「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を、国の国民に対する具体的義務や国民の具体的権利を定めたものではなく立法裁量にゆだねられているとする不当性について指摘する。立法や行政は、これらの最高裁判決に依拠し、生存権保障を「プログラム規定」として「立法裁量の海」に漂わせてきた。しかし、下級審の中には、堀木訴訟などに見られるように、25条には直接言及しなくとも、25条の領域での立法裁量を狭める役割を果たす判例もある。憲法学者として現実の裁判にかかわってきた筆者は、これらの下級審を含む判例を中心に、憲法25条を具体的な権利として認めさせうる裁判における立論を追求している。

第三部 山本論文は、和歌山大学学長としての自らの体験から地方国立大学の現状と未来像を描いている。特に、和歌山大学は、大学評価において下位から2番目と報道された「2004-2007年大学ランキング」騒動を経験し、教育の充実のみならず、評価制度が求めるものへの対応策も迫られている。ここでの「仕掛け返し」の特徴は、研究や地域との協力の在り方などの具体的な施策とともに、大学教育におけるもっとも根本的な理念、つまり、求められる人間像を描き出したことといえる。財界や政府が求める「自己責任国際競争モデル」に対置するものとして「友愛地球共生モデル」を挙げ、なおかつ、両者の共存を追求する教育を提案しているところに、現役学長としての実践的な提案がある。**寺間論文**では、資本の戦略の中で労働法制の相次ぐ改悪と労働者の不安定雇用の増大、正社員の異常な長時間・過密労働の実態と労働者の闘いの現実を見据えながら、国際的視野で労働運動論を展開する。氏は、執筆者の中で唯一大学教員ではなく労働運動家(全労連政策総合局長一執筆時)である。多くの労働運動に携わり、ナショナルセンターの幹部として日本の労働運動の一角を牽引してきた経験から、労使が一体となって企業のために労働者と組合員の運命を左右する「単一の巨大な企業別組合」の在り方に批判の目を向ける。そして、「新しい労働運動」の形

態として、複数の労働組合の並存、ローカルユニオンの拡大、複数ナショナルセンターの並存などを欧米や韓国を例に提起する。財界とその意を受けた政府への「仕掛け」に対する「仕掛け返し」として、従来のイデオロギー的対立ではない「労働運動の再生」が緊急に求められていると指摘する。この「新しい労働運動」には、憲法28条（労働者の団結権）による労働者や労働組合の連帯を重視するのはもちろん、労働者個人を尊重する視点の強化が必要なことを、同13条（個人の尊重）の点からも提起している。

川口是遺稿

この記念講演は、九州地区大学・高専教職員組合連合会第34回職懇（1987.8.21-23）で行われた。この直前、1987年8月19日に衆院文教委員会で大学審議会法案が強行採決され、集会は怒りのただ中にあり、講演も当然それを反映したものになっている。

講演では、まず、臨教審の意図しているものが分析され、「日本的なもの」への回帰（愛国心=君が代・日の丸）という教育の右傾化と、「個人の尊厳」という名の教育の多様化（自由化）は、国際競争力という点で必然的に結びつくことを指摘し、教育機関の多様化による差別・選別、一般教育の縮小、ハイタレントの養成、高等教育機関における産・軍・官・学協同方式、大学自治の破壊、教員任期制の導入、税金による財界のための労働者再教育等々、教育への「仕掛け」がつぶさに語られる。これらの「仕掛け」に対する「仕掛け返し」は、臨教審の挑戦をかわすことなく、地味ではあっても、的確な「現状分析と実態把握」とそれに基づく「教育・研究の目標とそれを支える体制づくり」であり、「勤労国民の要求と教育の関わり・団結・連帯」こそが、それらを実現する確実な道であるとしめくくられている。

この講演から25年が経ったが、指摘されている内容は、我々が現在直面している問題であり、危惧されていたことがあまりにも的確なことに驚く。そして、我々の「仕掛け返し」が功を奏したのは余りにも僅かであることに。

III 最後に

上記のように本書は、緻密な論理によって現状を分析し、真摯にその「仕掛け返し」を提案している。実体を持たない言葉によるイメージが氾濫し、論理的な思考が衰退しつつある今、このような書が発行された意義はきわめて大きいといえよう。

若干の希望を述べれば、権力の仕掛けの一つであるマスメディアと負のポピュリズムに対する言及が欲しい。マスメディアによる世論操作はすさまじく、小泉劇場を演出し、二大政党制を喧伝し、それに失敗するや、なん

の反省もなく橋下ブームを作り出し、さらに第三極構想という名でポピュリズムを煽り立てている。それらの分析をも含めた「権力への仕掛け返し」論が続編として出版されることを強く願っている。

ちなみに、誌面の都合で川口是先生の紹介は割愛したが、詳しくは、本書「解題」および没後一年目に発行さ

れた『長いものより一寸長く——川口是・憲法の考え方——』（川口は憲法論集発行委員会編、文理閣、1993年）を参照していただければ幸いである。

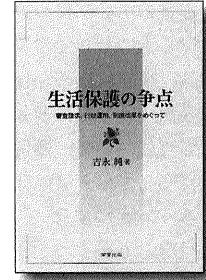
(田中幸世 所員 大阪経済法科大学アジア研究所客員研究員)

書評

吉永純著

『生活保護の争点 —審査請求、行政運用、制度改革をめぐって—』

高蔵出版 2011年4月 税込価格5,775円



タレントの親の生活保護受給が一般的な話題となり、マスコミにも生活保護の話題が取り上げられるようになってきた。本書のあとがき（367頁）でふれられている1991年に出版された『誰も知らなかった生活保護法』（法律文化社刊）のタイトルが示すとおり、生活保護制度は世間からも、研究者や行政関係者ですらも不知の存在であったことを改めて思い起こさせてくれるが、それから20年、較差と貧困が今日の日本社会を表現する言葉として、人々に受け入れられてしまうような事態を、當時どれだけの人が予測したのだろうか。

本書はそうした時代変化に対応する、1996年度から2005年度の生活保護審査請求裁決書の収集分析の結果を基礎に、生活保護裁判で争点となった点も含めて論点を整理している。ただし、裁決書の収集分析と一言で済ますことのできない膨大な労力と困難を伴う研究であったであろうと想像される。

なぜならば、裁判所の判決は判例集などで比較的容易に入手できるが、裁決書を入手するためには、各都道府県に対して開示請求しなければならない。実際に吉永氏が全都道府県に対して開示請求を行い、全面非開示の決定を行った一県を除く46都道府県から1,930の裁決書入手し分析されている。これに加えて、吉永氏がその創設から中心となってかかわっておられる全国生活保護裁判連絡会の活動を通じて収集された生活保護争訟のデータをも網羅的に分析しており、研究書ではあるが、その内容は実際的でまさに「実務書として活用可能」である。

付言すると、吉永氏は、私が勤務する地方自治体の先輩職員として、はるか先を行く偉大に存在であった。単

に生活保護ケースワーカーとしてだけではなく、所属する労働組合の役員としても、現場の研究会の指導者としても常に多くのことを教えていただいた方である。こうした吉永氏の長年にわたる実践、研究、運動の成果がこの一冊に凝縮されているといつても過言ではない。

本書は以下の3部構成になっている。

第1部 生活保護審査請求の課題

第2部 生活保護における争点

第3部 生活保護制度の改革

第1部は、上述のように吉永氏が収集された裁決書の収集過程やその後の実務担当者へのヒアリングを通じて生活保護における審査請求制度の現状分析と審査請求制度の改革提案となっている。

第2部は、内容別に分類し、「保護の申請」、「資産の保有」、「稼働能力の活用」、「扶養、他法活用、世帯単位」、「路上からの保護、通院移送費、他人介護料と特別基準など」、「保護の基準」、「費用返還」、「保護の廃止」の各項目について実際の裁決と国の通知、裁判例の整理を行った上で、改善策を具体的に述べられている。まさに本書の中心をなすもので、現場実務担当者をも納得させる内容が明快に述べられている。

第3部は、自治体関係者や法律家団体などから出されている生活保護改革案の紹介とコメントで構成されている。

第1部について、収集した裁決のデータとしての属性の分析で述べられていることで一番驚いたのは、審査請

求の地域間格差である。対象期間に1件も審査請求がない都道府県がある一方、322件もの請求がある都道府県があることである。その最多の裁決を出しているところに「認容」の採決が一件もないのも驚きである。人口や保護率との関係で評価は必要だろうが、全国一律の制度でありながら、背景にあるものは何であろうかと考えさせられた。しかし、吉永氏の関心はそういった事実の背景には向かうことなく制度設計に論は進められていく。

本書の第2部については、現在も生活保護の現場に身を置くものとして学ぶべき点が多くあった。生活保護の相談、申請段階から保護の廃止に至るまで、生活保護法の立法趣旨や国の通知との異なる運用が慣行として行われて点について、問題点や改善内容を述べている。この点に関していえば、代表的なものは申請権の取り扱いであろう。かつては、「氷際作戦」とも評され、いかに申請受付しないかなどという取り扱いがあった。しかし、本書での整理も明快ではあるが、その背景には吉永氏を中心とした全国生活保護裁判連絡会等の調査活動の中で改善が図られてきたものである。

一方、生活保護法の趣旨からしても改善の必要が大いにある分野もある。その例が自動車保有をめぐってである。生活保護における資産は生活においての必要性と処分価値とで判断される。したがって貴金属は処分対象だが、実際に生活に活用されている冷蔵庫などは処分価値に關係なく保有できる。

しかしながら、自動車については事業用などの一部を除き処分価値の有無に關係なく保有が認められない。そのことで争いになった例を整理し、ドイツの例も引きながら保有要件の緩和を提言している。

ただ、疑問を呈さざるを得ない提言もある。費用返還についてである。「不正受給」に対する吉永氏の見解は、費用返還事案の増加があたかも「生活保護不正受給増加」を証明しているかの一部マスコミなどの論調に対して、費用返還、特に生活保護法第78条適用の事案を分析し、いわゆる「不正受給」は少数であると分析する(268頁の図)。それにつづけて、「(不正受給)件数や金額が少ないから不正受給を問題にするなと主張しているのではない。むしろ生活保護制度への信頼を維持するために悪質な不正受給に対しては厳正に対処すべきだと考えている」(本書298頁)と述べている。

私も当然ながら現にある犯罪行為を看過する立場はない。しかしながら、貧困と犯罪の関係についてはここで述べるまでもなく近しい関係にあったといえる。問題は真の不正受給を特定し厳罰に処すといったことにつながるような論理展開には違和感を覚えるのである。むしろ国の立場は「適正化」政策の根拠に少数の「真に悪質

なケース」排除や「真に保護を必要とするケース」に対する適切な保護を強調してきた。その結果が、生活保護制度を人々から遠ざけたことは否めない。そのことをふまえるならば、不正受給という現象にある背景も含めた検討が必要だと考える。

本書の終章は、21世紀の生活保護—生活保護改革試案となっている。「社会保険が細くなっているなかで、(経済的な事実を要件としている生活保護が)セーフティネットにおけるこの優位性は明らか」であるとの認識の下に、①制度へのアクセス、②入り口での排除の根絶、③補足性原理の要件緩和、④保護をスプリングボードにしていくための給付、⑤そのための行政水準の確保を改革の論点に挙げている。

ここへ来て、私には疑問が浮かび上がる。まず、章のタイトルは21世紀の生活保護とあるが、文字通りならば、今世紀末まで90年間くらいを見越した改革提案であるはずだが、どうかという点である。

過去20年間においても多くの人々の予想を超えた社会の変化があった。しかし、それはコントロール不可能な要因ばかりではなく、明確な政策選択の必然の結果であるとことから目をそむけるわけには行かない。本書でも検討されているワーキングプアと呼ばれる人々が社会の注目を集めるようになったのも、個々人の働き方の自由選択ではなく労働市場における規制緩和の帰結である。もちろん当面の対応として、生活保護における稼働能力要件の緩和は必要であるとしても、社会そのものをどうしていくかということを切り離して、社会から弾き飛ばされた人々をどう受け止めるかということにのみ着目しても問題解決の展望が開けるとは思えない。

私は、現場の実践者として緊急対応としての生活保護制度活用に全く異議はないが、その先に「全ての人々が貧困状態に陥ることなく、その能力と人格を全面発達させ、安心して幸せに生活できる社会(福祉社会)」をどのように実現するかが、問われていると考える。閉塞感に満ちた現実から出発するも21世紀の中期から後期にかけて福祉社会の実現へのプロセスを明らかにする必要がある。そのために、本書で精緻に分析された諸論点の内いくつかは、そのプロセスの検討において重要な示唆を与えていた。

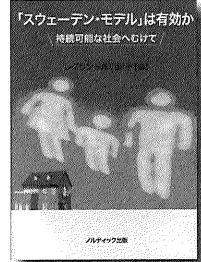
生意気なことを述べたが、生活保護を関する実務書、解説書が書店に並ぶ今日においても、本書が、その内容の豊かさ、正確さにおいて他の追随を許さないことは間違いない。生活保護実務に携わる全てのものが座右に備えたい一冊である。

(橋本慶一 所員 ケースワーカー)

レグランド塚口淑子編

『スウェーデン・モデル』は有効か —持続可能な社会へむけて—

ノルディック出版 2012年2月 税込価格2,500円



講演会などでノルウェーの人々の暮らしや福祉、女性の地位について紹介すると、「ここは日本で北欧ではない」とか「ノルウェーのやり方を日本に導入するのは無理」という感想がしばしば出される。これがアメリカの話であれば、グローバル・スタンダードとして問題なく受け入れられるにちがいない。なぜなら、日本のマスメディアの報道、批判的精神を涵養しない管理的な教育、軍事を土台とした政治・経済界から大学教育や文化にいたるまで、「アメリカン・スタンダード」に覆いつくされた感のある日本の現実（その象徴が小泉純一郎元首相のエルビス・プレスリーの真似）が反映するからである。他方で、かつてレーガン＝サッチャーの新自由主義のもとで、「福祉は人間を怠け者にする」「福祉を充実させると経済は傾き、国が滅ぶ」とされて福祉国家批判がなされてきたことからすると、高水準の福祉と経済の発展を両立させている北欧諸国への最近の注目ぶりは（『週刊東洋経済』2008年1月12日号、「北欧」はここまでやる”など）、大きな変化があったかのようにも受け取られる。

本書の編者は、①福祉大国から学ぶため日本からスウェーデンに出かけた1980年まで、②「ジャパン・アズ・ナンバーワン」を学びにスウェーデンから日本に学びに来た1980～95年、③ふたたびスウェーデン社会への関心が高くなっている現在、の3つに区分している。そうして、日本がモデルにしてきたアメリカの経済は行き詰まり、ヨーロッパも深刻なユーロの危機に見舞われているなかで、スウェーデンが「福祉力」「国家財政力」「環境力」「経済競争力」などで脚光を浴びているとし、「発達した個人主義と強い国家が統合すると、経済効率が上がり、家族関係はモラルや伝統に束縛されたものではなく、男女両性は平等で、出生率は高く女性の就労率も高い」と述べている（9頁）。

これまで「スウェーデン・モデル」の特徴を表すキーワードとしては、積極的労働市場政策、労働者の高い組織率、団交による決定、普遍的な福祉、全員が就業、インフレ及び失業率の抑制、労使協調路線、同一労働・同一賃金などがあったが、本書は、今まであまり注目され

なかった「ソーシャル・エンジニアリング」に着目している。社会全体を対象とするマクロレベルでの生活水準の向上を促進させるための方法のことで、それぞれの分野で専門知識を身につけた「ソーシャル・エンジニア」たちが、市民生活を向上させるために使命感に燃え仕事に情熱を傾けてきたとする。加えて、幅広く社会に信頼感が存在していることに言及し、「社会に対する信頼感」があるから市民は自分が好ましいと思う人生を実現させるために税金を払うのを厭わないと言及している（10頁）。

*

第1章「スウェーデン・モデルのルーツをたどる」（レグランド塚口淑子）は、1919～39年が「ソーシャル・エンジニアリングの時代」であり、国家が貧困、失業、結核などをなくすために医療制度や高齢者ケア教育制度の改革を率先して行い、女性が参政権を持つなど男女間の平等が進んだとしている（30頁）。また、この理念なしにスウェーデン・モデルが生まれたか疑わしい「国民の家」の概念について、もともとは貧しい層を対象として1890年代に普及した地域社会の図書館を指していたが、1928年に社民党のハンソンが、個人と家族、民族主義や社会主義、階級意識を超えて統合する理念として提唱したとする。そして、労使協調路線の枠組法であった1938年の「サルトショーパーツ協定」を紹介し、摩擦を避けるスウェーデン式の実利主義と見ることが出来ると述べる（34頁）。

第2章「スウェーデンの経済と経済政策～経済・福祉・環境の共生」（丸尾直美）は、スウェーデンが福祉政策だけでなく経済政策でも先駆的実験を行って世界の経済政策に貢献（53頁）、「よりよい福祉が生産に寄与する」＝効率福祉論（81頁）という視点から、1930年代と1993年の不況対策と1960年代からの積極的労働市場政策を紹介している。なかでも女性の就業率の引き上げは経済成長にとって効果が大きいとして、北欧4国は、高い女性就業率と合計特殊出生率を両立させているので注目を集めているが（70頁），日本は不完全な両立支援しかできていないので、女性の就業率もそれほど上

がらず、合計特殊出生率も低い状態であり「最悪である」としている（75頁）。

第3章「スウェーデンの社会保障～理念・仕組み・財政」（丸尾直美）では、1970年代の北欧でノーマライゼーションという福祉政策の新しい理念のもと、「サービス・ハウジング」という街なかの介護サービス付き集合住宅ができ、1980～90年代の「複合施設化」の時代に、サービス・ハウジングにディセンターやグループホームなどが組み込まれた小規模施設の複合体が発展し、施設のアメニティが向上した（100頁）。他方で、施設を在宅化するだけではなく、住み慣れた自宅で介護を受けてノーマルな生活が一生出来るように支援するとされ、まち自体も、障がい者と健常者の混在を想定してユニバーサル・デザインで造られたとする。

第4章「環境問題への対応は『フォアキャスト』か、『バックキャスト』か」（小澤徳太郎）は、日本の「環境問題」への対応は1960年代以来「公害」への対処の域を出ていないとし、現行の経済システムをそのままにして「一人ひとりが出来るところから始める」日本の取り組みとは異なって、「社会全体のエネルギー消費量を削減できるかどうかにかかっている」とする（148頁）。「環境問題の根本的な原因は経済活動にある」という認識は、日本ではまだ十分に共有されていないが、スウェーデンでは「エコロジカルに持続可能な社会の構築」が目指され、人間を大切にする「福祉国家」から、人間と環境の両方を大切にする「緑の福祉国家」へ転換がはかられていると述べる（158頁）。

第5章「ワーク・ファミリー・バランスからみるスウェーデン・モデルの理念」（篠田武司）は、スウェーデン・モデルは政労使の協調主義のような諸制度・政策だけを指すのではなく、それを支えた「平等主義」や人々の「自律」という理念にこそ特徴あるとし、ワーク・ライフ・バランス政策のなかにも、すべての人々が等しく「選択の可能性の分配」に参加できること、こうした「選択の幅の拡大」が人々の自律を促すものであるという理念が生きており、この理念を支えているのが「ソーシャル・シティズンシップ」の新たな概念であるとする（199頁）。

第6章「子育て家族のワーク・ファミリー・バランス～ジェンダーと子どもの視点からみたスウェーデンの実践」（高橋美恵子）は、1974年にスウェーデンが世界ではじめて父親も育児休業の対象と定めたこと（現在の「両親休業法」、主な財源は雇用者が負担する社会保障拠出金）、子どもが8歳に達するまで労働時間をフルタイムの所定労働時間の75%まで短縮する権利が保障された就労形態の「パートタイム労働」にふれ、パートタイムは就労上の身分ではなく、短い時間勤務する「パート

タイムの正社員」なのだとする（230頁）。

第7章「スウェーデン家族の変遷～変わるべきパートナーと親子の関係」（善積京子）は、1960年代初めの専業主婦論争で「男も女も仕事・家庭・地域に対して同等な権利と義務と可能性を持つこと」が男女平等のコンセプトになったとし（252頁）、昔のスウェーデンの状況が今の日本の状況と似ており、今日のスウェーデン社会が人々の改革の努力によって達成してきたことを考えるなら「日本社会だって変えることが出来る」と展望する。

第8章「高齢者ケアの過去・現在・未来」（西下彰俊）では、ホームヘルプサービスも介護の付いた特別住宅の利用もゆるやかに減少しており、現在の財政状況の中でコミュニケーションによる公的ケアが限界に達しているとし、①「高齢者ケアの脱施設化」が進み在宅ケア化が進行、②在宅ケアサービスの利用ができない要介護高齢者に関し「介護の家族化」が進行する結果、スウェーデンで「老老介護」が増えていると述べている（293頁）。

第9章「高福祉社会は家族を解体させる」を検証する（みゆきボワチャ）は、「住んでみたスウェーデン」という編で、子どもが熱を出したとき、給与の80%で年間120日休める「一時看護休業保険」（12歳まで）を紹介し、「この制度がスウェーデンで子育てと仕事の両立を可能にする最大のカギ」と述べている（329頁）。スウェーデン・モデルが解体したのは、「人間同士の強いられたネガティブな絆」であり、生活者の視点から見ると、逆に家族の絆は強まっているとする（341頁）。

第10章「数字でみるスウェーデン社会とジェンダー」（福島利夫）は、スウェーデンでは政府統計法（2001年）が「個人に関する政府統計は…性別に区分されなければならない」として、ジェンダー平等を実現するため、「女性と男性の状態をもっと目に見えるようにすると、統計は目下進行中の新しい変革と平等社会の創設に貢献できる」という“独自の役割”を統計に与えていると述べ、人権論と運動論からの位置づけがされており、清新な視点だとしている（350頁）。

*

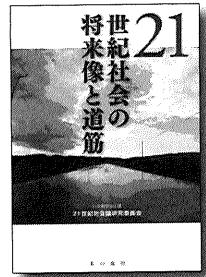
以上のように、スウェーデンは福祉や環境を重視しているが経済や市場を軽視しているわけではないのであり、日本がスウェーデンから学ぶべき点（=理念）はまだ多く、本書が「インスピレーションの源」（17頁）となるにちがいない。ちなみに、韓国語への翻訳も決まっているなど、持続可能な社会に変わったスウェーデンから学ぶべき点を明らかにした本書は注目されている。なお、目次に掲げられたタイトルと各章の表題がことなっていたり著者の名前が違っていたりするなど、校正ミスが散見されるので増刷の際の訂正を願う。

（上掛利博 所友 京都府立大学）

日本科学者会議・21世紀社会論研究委員会編

『21世紀社会の将来像と道筋』

本の泉社 2011年10月 税込価格 1,890円



I はじめに

本書の「まえがき」でも指摘されてように、現在世界は混沌としており、閉塞感に覆われている。数えきれない程の問題に直面し、「改革」が叫ばれるものの、いざ改革が行われる暁には、感覚に訴えるだけの日向見的な施策がとられるだけで、「社会の将来像と道筋」が見えてこない状態が続いている。

また、社会の隅々にまで競争政策が導入され、社会全体を含む様々なレベルの組織において、1割にも満たない「認められた者」とその他多数の「負担とされている者」（企業で言えば人件「費」としか見なされていない者、社会で言えば社会保障「費」の対象としか見なされていない者）とに分断が生じており、後者のその他大勢は疎外感を感じる一方で、前者の「勝者」も孤立無援の状況となっている。特に若い世代は、このような社会が変わってほしいとの期待は持っていても、「どうせ社会は自分達とは違う世界に生きる少数の勝者が動かしているだけ」という思いをも同時に持ち、わざわざ何事かを為そうと思う雰囲気ではない。

本書は、このような状況に対して、「60代半ばをとうに過ぎた学者達」がこれから社会を切り開いていく責務を負っている若者に、「為せば成る、為さねば成らぬ、何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」と、これまで蓄えた知恵を出しながら長期的な「社会の将来像と道筋」を提案する書である。

II 本書の内容

内容は大きく第1部と第2部とに分かれており、前半第1部は海洋学者の松川康夫氏による「総論」である。後半第2部は「各論」で、哲学者北村実氏による世界秩序のビジョン、経済学者鶴田満彦氏による経済システムのビジョン、法学者伊藤宏之氏による民主主義のビジョン、工学者塩谷光氏による技術のビジョンの4つが描かれており、様々な分野の学者が互いに知恵を出し合うという日本科学者会議の真骨頂という構成になっている。

内容をもう少し詳しく見てみよう。第1部「総論」は「21世紀社会の設計」と題されており、1980年代以降広まっている新自由主義のスローガンを、①小さな政府②規制緩和③貿易自由化④市場原理・成果主義⑤官から民へ⑥直間比率見直し・消費税率引き上げの6つにまとめ、このような政策が実行されてきた結果、①企業倫理の低下②所得格差拡大と庶民の貧困化③貧困化の増幅④地域社会の崩壊⑤社会的病理の拡大の5つが生じていると指摘する。

だが、歴史の流れを長期的に見てみると、自由・平等・友愛を掲げた1789年のフランス革命以降、現代に至る200年余の歴史の主流は自由な資本主義の修正あるいは廃止であり、新自由主義は「歴史の逆流」に過ぎない現象だと指摘される。そして、日本国憲法、国連憲章、世界人権宣言などに見られるように、人類が確認した普遍的目標は、民主・福祉・平和・環境の4つに定式化できるとされ、それぞれの項目の達成の診断と課題・処方箋が詳述される。具体的には、社会の様々なレベルの組織における自由と民主主義（統制の排除）、ワークシェアリングと労働時間短縮と均等待遇、国連憲章における連合国特権の廃止や北東アジア平和友好協力条約、「物を大事に永く使う」自然調和型の地域自立社会などが、提唱されている。そして、このような社会を達成するための工程表も「無謀のそしりを覚悟で」付けられている。読者の方には、より具体的な政策提言として、参考されることを期待したい。

第2部「各論」では、まず1つ目に「平和・公正・平等の世界秩序の確立をめざして」と題された、世界秩序のビジョンが描かれている。グローバリゼーションの進行は、個別の国民国家では対応しきれない数々の重大な問題を創出している。従来から指摘されてきたように、平和の維持と自然環境の保全といった問題に加えて、近年では国際金融市场で暴利を貪る金融取引への規制や課税（トービン税）も大きな課題となっている。このような現況を鑑みると、現在の国連の限界と歴史性も明らかであり、カントが『永遠平和のために』で提唱した「自由な諸国家の連合制度」である世界連邦が「21世紀前

半の緊急にして最大の課題」だと指摘される。

2つ目は、「21世紀における経済システムの変革」と題され、経済システムのビジョンが描かれている。経済システムは他の社会システムと同様に歴史性をもつてゐるため、まず前半では経済システムの変遷が検討される。特に第二次世界大戦以後の現代資本主義に目的を絞ってみると、1960年代までは、国家が経済過程へ恒常的に介入するとともに国内の社会保障の充実が図られる「国家独占資本主義」ないし「福祉国家資本主義」であったが、1970年代に、変動相場制への移行や石油危機、ICT革命を要因とした産業構造・労働様式・金融・国際関係の変化があり、「グローバル資本主義」に転換し、現在に至っていると指摘される。しかし、2008年世界恐慌や地球環境の制約に代表される困難や矛盾に直面している現在、「維持可能で公正な経済システム」に变革すべきだとされ、①金融再規制、②再生可能エネルギーへの転換（脱原発を含む）、③企業を（公開されたルールに基づき）社会の誰もが参加・介入できる「社会の公器」とすることの3点が提案されている。

3つ目は、「社会契約論の有効性——國民主権の活性化のために」と題され、民主主義のあり方について述べられている。立憲主義の基礎は社会契約論であるが、それは個人が人権の相互保障のために社会形成の契約をする「第一階梯」と、人権規定の履行権力を代表者に信託する「第二階梯」とから構成されている。ここで、代表者=政府が信託違反をするような事態が起った際には、当然個人が司法に訴え、正す必要が出てくるが、このような裁判闘争の例として自衛隊イラク派兵差止訴訟が具体的に検討されている。この裁判の高裁判決では、国民が有権者としてたとえ多数派をとれなくとも声を上げ続ける不斷の努力をすることを促している点が重要である。また、戦前・戦後を通じて、上田誠吉・岡林辰雄両弁護士によって人民大衆の権利保障のための裁判闘争が行われてきた。この大きな遺産を引き継ぎ、統治契約の遵守を求め「生活事実」における人権の躊躇を正す国民運動が求められていると主張されている。

トリの4つ目は、「21世紀の技術を問う」と題され、これから技術のあり方のビジョンが描かれている。まず前半に、技術が20世紀に、特別剰余価値を獲得すべく企業が大量生産によって市場に一方的に商品を安く送り込むための「企業の生産のための技術」であったものが、顧客をはじめとする社会との結びつき・相互作用が重要視される段階へと進歩したとまとめられる。この到達点を踏まえて、後半では21世紀の技術のあり方が次のように提示される。すなわち、企業の成長を持続することを目的とした浪費型の技術ではなく、社会全体が政治的にも経済的にも文化的にも豊かで、安心してものを

長く大切に使いながら暮らすことを目的とした技術を目標とすることである。そして科学も、そのような「国民のための、社会全体のための」ものとして、発展されるべきであると提案される。

III 本書の意義と読者の課題

では、本書の意義は何であろうか？ それはまず第一に、近未来の「将来像と道筋」すなわちビジョンを示している点である。日本ではこの20年、経済・政治共に旧来のシステムが機能しなくなつて混迷の度を深めている。そこで小泉政権が登場して新自由主義的なビジョンが示され、大々的に「改革」が行われ、それに対して国民からも（当初は）大きな支持が与えられた。しかし、その美辞麗句で飾られたビジョンの遂行がもたらしたのは、経済と社会の破壊でしかなかったことを、現時点では多くの国民が痛感している。そこで対案が求められて、民主党政権を生み出すこととなったのだが、ビジョンを描いたマニフェストは、3年以上の政権運営の中でほとんど実行されることなく、それなのにマニフェストに書かれていることに関しては「政治生命をかけて」実行され、公式な謝罪だけなされるという、目も当てられない状況となって完全崩壊した。すなわち、まさに今日本では、新自由主義でもなく、民主党が掲げた「甘い見通し」でもなく、近未来の将来像とその具体的な（実現可能な）道筋が求められているのだ。本書はこの状況に対する、様々な分野の科学者からの提案である。

また、意義の二点目は、上述の通り、様々な分野の学者が互いに知恵を出し合って一つの書としてまとめているところである。政治の分野からは、新自由主義や「甘い見通し」が「将来像と道筋」として提案されてきた。企業からは、「新時代の『日本の経営』」をはじめとする提案がなされてきている。対して、本書は分野横断的な科学者からの重要な提案である。

そして意義の三点目は、「60代半ばをとうに過ぎた老人」からの、これから社会改革の実行を任される若者への知恵という点である。すると、若者からの反応も当然求められるわけであり、それによってはじめて「対話」が成立すると考える。ということで、最後に一応20代の「若者」である評者の感想を書いて、結びとしたい。

まず現在30代以下の若い世代が直面しているのは、自分達とは全く別の目的で動く社会である。働く現場では「用具」として使われ、政治の現場では都市と地方で最大5倍を超える「一票の格差」が存在している。建前としては「経済成長」や「民主主義」が謳われているものの、経済や政治が自分達の福祉の向上を目指している

とは感じることのできない、まさに「疎外」が広がっている。それで、特に若い世代の間では、企業にも積極的に貢献はしない（最低限の仕事しかしたくない）、政治にも期待はしないという空気が広がっているのであるが、その奥には「したかったのにできない」という本音も隠れている。

新自由主義や現在急速に力をつけつつある独裁型の政治は、勝者に対する破格の高給や、内容的には単なる破壊であっても目に見える「変革」をアメとして、この隠れた本音を利用し、支持を得てきた。しかし、これらの最も弱い点は、その美辞麗句に内容が伴わないところにあり、働く現場の崩壊や貧困社会化などといった誰の目にも明らかな結果的な失敗を帰結してきた点にある。つまり、科学性の欠如である。この見かけ倒しを見抜くには、本書でも指摘されているように、個々の国民が賢くなる以外にない。同時に、科学者は見かけ倒しを暴露していくかなくてはならない。

評者は、本書が描いたビジョンに大筋で賛成である。

また人民の権利保障のために尽力してきた先達の努力をも知ることができた。次に必要だと思われるのは、本書で描かれているビジョンの適切な標語であろう。新自由主義や独裁型の政治は、標語づくりが非常にうまい。それゆえ、たとえ「絵に描いた餅」であっても、そのとつきやすさから支持を獲得してきた。かつては「社会主義」や「福祉国家」などという標語が存在し、基礎研も「ゆとり社会の創造」という標語をつくってきたが、本書のような将来像は何と表現できるだろうか？

多くの読者が本書を手に取ってみて、それぞれの経験や考えをもとに、近未来の目指すべき将来像について考えられることを期待したい。そして疎外の状況がなくなる社会が、国民の手によって切り開かれていくことを願う。一般的には低いと言われる若者の意識も、本当のところは高いのだから、このことは決して不可能ではないはずである。

（森本壮亮 所員 京都大学大学院）

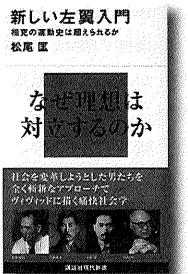
書評

松尾匡著

『新しい左翼入門

—相克の運動史は超えられるか—』

講談社現代新書 2012年7月 税込価格 840円



I 「二つの道」を軸として

現代社会において「左翼」という単語をタイトルに含むことの無謀さは、松尾氏自身がこの書のあとがきの中で述べられているとおりである。同一の箇所で「左翼」という言葉をタイトルに含むことは販売サイドの決断であったということも述べられているが、その決断が正しかったかどうかは評者にはうかがい知ることはできない。ただし「左翼」という言葉を使用したことで、毎月膨大な数が発売されている新書においても人の目をひきつける効果を持っていることはおそらくしかなのである。

この本はタイトルが示すように、いわゆる左派に属した人々および集団の戦前から戦後におよぶ歴史を描くこと、およびその歴史に学び、今後の左派活動（あるいは市民活動）のあり方へ一定の指針を示すことを目的として書かれたものであると思われる。しかしこの本は單な

る左翼入門ではなく、「新しい」という言葉をわざわざ冠している。ではいったい何をもって新しいといっているのか。それはこの本のなかでとりあげられている、左派活動に携わった集団を、そのあり方によって「嘉顕の道」「銑次の道」という二つの道に分類しながら、この二つの道をそれぞれの集団の対抗の軸として分類しながら描き出していることにあると考えられる。ここで「嘉顕の道」と「銑次の道」という聞きなれない言葉が出てきたが、これは松尾氏が大河ドラマの登場人物の思考、および行動パターンになぞらえて、以下に述べる二つの思想を表したものとして名づけたものである。

「嘉顕の道」とは、「あるべきもの」と思われる理想を「エリート」が見出し、「大衆」をその思想でもって尊くことで社会を変革しようとするあり方であり、「銑次の道」はそれをとは対照的に、抑圧され不満を抱えた「大衆」に内在し、それらの人々の要求をくみ取りつつ、人々の自立、個性を尊重しながら社会を変革していくこう

とするあり方である。この二つの道を基準として日本の左翼活動に参加した諸集団、諸人物について描き出している。

この二つの道のあり方はそれぞれが利点も、そして欠点も持っている。しかし本書においては、日本の左翼活動の実際の歴史に規定されて（松尾氏は日本の左翼活動を失敗したものとしてとらえていると思われる）、強調されているのはこの二つの道がもつ欠点の側面である。「嘉顕の道」は無知な一般大衆から遊離した指導的エリートによる、実際の人々の生活意識を無視した理想の押し付け、結果としての大衆からの孤立、さらに孤立の原因を自己のあり方に求めず大衆の無知蒙昧のせいにしてしまうという自己反省の欠落、という好ましからぬ帰結を導いてきた。これに対して「銑次の道」は大衆に内在しているためこれらの欠点を一見すると免れているのであるが、しかし大衆の利害に容易に流されてしまうこと、自分の属する集団の利益を絶対的に優先するものであるという考えに陥りやすく、閉鎖的小集団を形成しがちであること、その小集団の中においては小ボスが誕生しやすく、その小ボスが小集団の内部で自己の意見を集団全体の意見であると容易にすり替えてしまい、結果として集団の構成員の個性を抑圧してしまうこと、という欠点がある。松尾氏は戦前においてのキリスト教社会主義対アナルコ・サンジカリズムの対立から本書をはじめ、戦後における共産党対社会党左派の対立などを、これらの集団がどちらかの道に属しており、思想および実践のあり方としての二つの道の対立であったこと、そしてどちらの道にたっていたとしても結局のところ、上で述べたようなそれぞれの道が持つ欠点を逃れることはできず支持を失い衰退していったとしている。

II 「二つの道」を越えるために

左翼活動の歴史に対して上述のような認識を示したうえで、松尾氏はこの二つの道の相克を乗り越える氏自身の考えを本書の第三部において示している。第三部を構成する二つの章に氏の考えが明瞭に現れていると思われる所以、それを紹介しておこう。第三部を構成する一つ目の章である第九章は「市民の自主的事業の拡大」という社会変革路線」と銘打たれている。この章では行動をおこす主体がその結果に対して責任をとれる程度の規模の「市民の自主的事業」から始めていくべきだとする。これは、ある活動に対してその活動を提唱したものがその結果に対して責任をとらなくてもよいということになれば、その活動の責任者が不要なりスクテイクをとりがちであるという、経験に対する観察から導かれたものであり、このような過剰なリスクテイクによってその活動に参加

した他の人々が甚大な被害をこうむることを防ぐための方策である。この章で提唱されている活動は市民の中に内在して行なわれるものとされているので、「二つの道」の区分に従うと「銑次の道」にたっており、そのことによって「嘉顕の道」が持つ多くの欠点を免れることが可能である。しかし先に述べたように「銑次の道」も固有の欠点を有していることは確かであり、これを防ぐために松尾氏は事業の各段階において「嘉顕の道」および「銑次の道」を交代で採用することを提案している。

この第9章に続くのは本書の最終章でもある第10章であるが、この章のタイトルは「『個人』はどのように作られ、世の中を変えるのか」というものである。ここで個人という言葉が使用されているが、松尾氏にとって明瞭であることは、世の中にあるすべての実践は、最終的に個人を目標としなければならないこと、つまり理想や理念、制度といったものはあくまでも個人のために存在するのであって、その逆ではないということである。この考えに基いて社会の主体は個人なのであり、個人を重視した社会をつくっていくためにはどのような実践をすれば良いのかという松尾氏の案がここで述べられている。個人の重要視ということが松尾氏にとっては何よりも重要なことであり、このことが、松尾氏が「銑次の道」が有する多くの欠陥を認識しつつも、これを「嘉顕の道」よりは好むことの根拠なのであろう。また個人の重視ということは近年盛んになっているアソシエーション論とも共通するものである。

以上手短ではあるがこの書を評者なりに簡単にまとめた。この本に関しては「嘉顕の道」「銑次の道」という二つの道はそれ自体が妥当なものであるかどうか、あるいはこの書でとりあげられているそれぞれの人々、集団の規定は妥当であるのかどうかなどの諸論点があると思われるが、ここでは松尾氏が今後の左派ないし市民活動のあり方について展望を示された第三部について簡単に論じることにしたい。

第三部において示されていたのは前段で述べたように松尾氏が考える社会変革の方策であり、とくに「嘉顕の道」と「銑次の道」の相克を乗り越えるという点から示されたものである。大仰な言い方をするのであればこの二つを弁証法的に発展させる方策といえるであろうか。松尾氏が強調された個人の発展が重要であるという点に関して異論はないのであるが、しかし松尾氏が第9章で示したこととは事業の発展段階に応じての二つの道の「交代」であるというように、この二つの道の統合および発展という点に関してはいまだ達成されていないと思われる。無論この二つの道の対立の克服は簡単ではない。それは左翼活動の歴史の中において、おそらくどちらの道をとった人であっても、自分の依拠するものとは異なる

たもう一つの道の一定の必要性を認識しながらも、結局のところは自己の中に取り入れることができなかつたという事実からも明らかであろう。このことからしてもその統合ということは困難を極めることは明白である。また評者自身も統合の明確な形をここで示す能力があるわけではない。しかし「二つの道」の統合の手がかりはマルクスの中に（特に初期マルクスの論説の中に）あるのではないかということをここでは指摘しておきたい。

III 二つの道の統合的発展に向けて

本書の中で述べられている「嘉顕の道」は、政治的思想と、哲学者と哲学者の思考活動という違いが存在するとはいえ、その内容においては『フォイエルバッハに関するテーゼ』においてとりあつかわれたものと類似したものをもっているように思われる。特にテーゼ3が関わってくると思われるのでやや長くなるが引用しておこう。

「環境と教育の変化に関する唯物論的教説は、環境が人間によって変えられ、そして教育者自身が教育されねばならぬことを忘れている。それゆえこの教育は社会を二つの部分—そのうちの一方の部分は社会を超えたところにある—に分けざるをえない。」（『マルクス・エンゲルス全集』第3巻 4-5頁、大月書店）

この部分の意味は、教育者自身が教育されるためには教育者自身が教育される側の人々が立っている場所と同じ場所に身をおかねばならないということであり、要するに教育主体と教育客体の区別を撤廃しなければならないということを示している。ここでは教育者とよばれているものの、これは学校の教師などの職業区分としての教育者に限った話ではない。実際「嘉顕の道」を選んだ人々も「普通の人々」を教え導くものとして自己を規定したという意味でまさに「教育者」であった。社会を変革する実践のありようとして、変革者を変革の対象としての社会から切り離し、超越的な客観性をもった社会の外部に存在する主体として特権化し、客観的法則を認識しうる「エリート」と「普通の人々」の二つに区分するという方法はここにおいて明確に否定されているのである。変革対象と切り離された超越的な客体として自己を規定する立場は「観照的立場」と呼ばれるものであるが、ここでの説明から明らかなように、この「観照的立場」に陥っていたものが「嘉顕の道」ではなかったか。またマルクス自身が、この「観照的立場」を乗り越えるための「実践」として、主体を対象から切り離すではなく主体を対象のなかに送り返すことを求めているが、これによると「嘉顕の道」はいかにして克服されるべきであるか。

自らが客観的法則を認識することが可能であり、普通の人々を先導する主体であるという特權的意識を捨てることが必須であることは当然であるが、何より求められることは自らの思想に対する絶えざる問い合わせであろう。自らの思考それ自身が思考の対象である「客体世界」によって規定されること、かつ自らも対象世界に包摂されていることを認識することが必要である。これによって自己と客体世界の切り離しが克服されるが、このことは自らも普通の人々と異なることはないという認識へとつながり、「嘉顕の道」をとるものが暗に陥っていた普通の人々への「見下し」、その表れの一つが普通の人々が重視する個々の利害といったものを低俗なものと切り捨てる態度である、を克服することへとつながるだろう。

しかしこのことは対象への主体の埋没ではないことも強調されるべきである。対象から主体への絶えざる問い合わせは、自らの存立基盤への絶えざる問い合わせではあっても、対象を無批判的に受け入れるわけではない。この点は「銃次の道」の克服という課題からして強調されるべきである。「銃次の道」の欠点の一つは、対象（つまり社会諸集団）に内在するという道を選び、人々とともににあるということを選ぶことでその利害を無批判的に受け入れてしまうというものであった。これは主体の対象への無批判的な埋没に他ならない。対象への無批判的埋没という状況においては、主体は実質的に存在していないといつても良いのであり、実質的に主体性を持つものとしての個人は喪失されている。先に述べたことはこの点の克服にもつながるであろう。

以上で評者が述べてきたことを要約するならば、自らを超越的な存在であるとして対象から切り離すことなく、自らの存在を対象との関わりのなかで不斷に反省しながらも、対象に包摂されることなく「客観」的な主体であること、言い換えると自らもまた対象の一部であるということを認識しつつもなおも客体である必要があるということである。これこそが個人の確立であると思われるが、このような個人の確立が「嘉顕の道」と「銃次の道」の統合と克服につながるのではないであろうか。ただしここで評者が述べたことそれ自体も「個人」の確立の必要性を上から説いているという点で「嘉顕の道」に属するものであるということにも注意が必要であり、このようにこの道の克服は険しいものなのである。

近年アソシエーション論が隆盛を見せているが、特に学会においては「嘉顕の道」の悪い部分へと陥りやすい傾向があることは否めないのであろう。そのため「嘉顕の道」と「銃次の道」という二つのあり方、およびその長所と短所を明瞭に描き出した上で、それを導きの糸として左翼集団の陥った誤りを簡潔に描き出した本書は、第

3部における松尾氏の提案を受け入れるかどうかはさておいたとしても、アソシエーション論にたずさわる人々にとって大いなる示唆を与えるものであることは疑いの

ないところである。

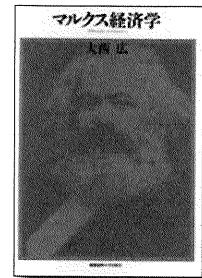
(田添篤史 所員 京都大学非常勤)

書評

大西広著

『マルクス経済学』

慶應義塾大学出版会 2012年4月 税込価格 2,520円



I

本書は筆者の「京都大学時代31年間の学習・研究を総括し、今後慶應義塾大学でマルクス経済学を講義するためにまとめたもの」である(ii頁)。本書の本文は、以下の5つの章から構成される。

第1章 マルクスの人間論

第2章 商品生産社会としての資本主義

第3章 工業社会としての資本主義

第4章 資本主義の発展と死滅

第5章 資本主義的生産に先行する諸形態

この構成が示すように、マルクス経済学の「原論」テキストとしての本書の大きな特徴は、資本主義分析(狭義の経済学)にとどまらず、方法論を含めた歴史唯物論(広義の経済学)の体系的展開を志向している点にある。資本主義経済を対象としている第2章から第4章においても、著者の主たる関心は、歴史唯物論の観点からの資本主義の解明に向けられている。そのため、本書には、伝統的なマルクス経済学の「原論」テキストでは必ずとりあげられる、流通・回転論、生産価格論、利子論(金融論)、地代論などについてのまとめた記述は見られない。しかし、論じられている内容について言えば、それはたんなる『資本論』(あるいはそれに立脚するマルクス経済学の通説)の焼き直しではなく、独自の論争的な主張に満ちている。本書は「中級マルクス経済学」の教科書たることを意図して書かれたものであるが(iii頁)、読者はそこに、「大西理論」と呼ぶべき独自の体系を見いだすことができるであろう。

II

本書のいずれの章も興味深い議論を多く含んでいるが、ここでは、本書の中心的部分をなすと思われる、

「資本主義の発展と死滅」を論じた第4章における著者の議論を紹介・論評することによって、評者の役割を果たすことにしたい。この章における著者の主張は、以下の通りである。

産業革命により機械が出現すると、初期時点に存在する資本ストック(=各種の機械の台数)、人口増加率、生産技術などを与件として、「社会計画者」または「代表的個人」の時間を通じた効用の総和を最大化する蓄積経路が確定する。この蓄積経路は、「社会全体」にとって何が必要なことか(132頁)を表す、客観的に最適な蓄積経路である。この蓄積経路では、時間の経過とともに、一人あたりの資本ストックと消費水準はいずれも増加するが、それらの増加率は低下する。技術進歩がない場合には、十分に時間が経過すると、経済は、一人あたりの資本ストック・消費水準が一定に保たれ、資本蓄積率がゼロに等しい定常状態に漸近的に到達する。労働の効率を高める技術進歩がある場合には、定常状態における一人あたりの消費水準と資本ストックは技術進歩率に等しい率で上昇を続ける。ただし、この場合にも、労働をその生産性を考慮した「効率」単位で測る場合には、労働一単位あたりの消費水準と資本ストックは、やはり一定となる。

資本主義体制の歴史的な「正当性」は、現実経済の蓄積経路を、上の最適な蓄積経路に近づける(あるいは少なくとも、そこから大きく乖離しないようにする)という「全社会的な任務」の遂行にある(119, 132頁)。資本が労働と分配の過程を支配し、労働する人々の各時点の消費水準を上述の蓄積を可能とする水準に抑えるという関係が、人類史の歴史的一局面としての資本主義的搾取である。この搾取は、生産手段の所有の不均等から生じる、不労所得の取得としての搾取とは区別される。資本主義的搾取は、経済が定常状態に到達し、資本蓄積

(それに伴う消費の抑制) の客観的必要性がなくなるときに、はじめて消滅する。ただし、この意味での搾取がなくなつても、「民族間には時間選好の格差が歴然と存在」しているため、時間選好率の低い民族が時間選好率の高い民族を雇用し、あるいは資本を貸して利子をとるという関係は残る可能性がある。「この問題は資本主義の超克という課題だけでは解決できない」(148 頁)。

産業革命直後の段階では、私的な市場関係は、現実の蓄積経路を上の最適な蓄積経路に近づけるには不十分である。このため、国家の直接的強制を通じて、労働者を資本に従属させ、その消費水準を抑えることが必要となる。こうして、資本主義の初期段階では、個々の国の具体的な状況によって程度を異にするとはい、國家が資本蓄積の機能の大きな部分を担う「国家資本主義」が支配的となる必然性が存在する。ソ連の「社会主义」や改革開放以前の中国の「社会主义」もまた、そのような国家資本主義の体制であった。しかし、いったん労働の資本への従属が確立すると、資本蓄積は、国家の直接的強制に頼ることなく、私的資本によって、形式的には自由な市場取引を通じて実現できるようになる。それゆえ、資本主義がある程度発展すると、国家資本主義から私的資本主義への移行が課題となる。この課題は、支配権力の交代の有無に対応して、旧ソ連の場合のように、政治革命と生産力の一時的な低下を伴って、あるいは、中国の場合のように、同一の政党の統治下で、混乱を伴うことなく連続的に達成される。

経済が長期定常均衡に接近し、資本蓄積率が低下するに伴って、生産における資本（機械）の意義は低下し、代わって、発達した人間の「個性と創造性の生産力」が決定的な役割を担い始める（145 頁）。しかし、資本蓄積の継続を前提として構築された資本主義の社会制度を、「ゼロ成長」に対応するものに改造することは、簡単ではない。このためには、人々の意識の変革と、蓄積を継続しようとする「抵抗勢力」を抑え込む「強力な運動」が必要となる。これは、永続的な資本蓄積をかかる人々と、定常均衡にふさわしい「人間中心の経済」をめざす人々との「階級闘争」である（138 頁）。社会主义、共産主義は、この闘争を経て、それ以上の資本蓄積が不要なゼロ成長の経済として到来する。

これらの議論を正確に理解するためには、著者の用語法や概念規定が、伝統的なマルクス経済学のそれとはかなり異なっていることに注意する必要がある。特に注意すべき点として、著者にとって、「資本」と「機械」はほとんど同義であり、また「資本主義的搾取」と「資本蓄積」はほとんど同義である。資本家とは、蓄積の遂行という機能を人格的に担う者であり、この機能は、利潤（あるいは利子・地代）の取得を常に伴っているとは

限らない。長期定常均衡では、補填を上回る蓄積は行われないが、資本ストックの純限界生産力（限界生産力 - 減耗率）は正であり、したがって、資本利子に対応する所得は存在する。しかし、この均衡では、全ての所得は消費されるのであるから、著者の言う意味での資本主義的搾取は存在しない。

III

「資本主義の発展と死滅」についての著者の議論の核心をなすのは、資本主義の歴史的正当性は最適蓄積経路の（近似的な）実現にあるという命題である。この命題が成り立つためには、最適蓄積経路は、客観的諸条件に対して、唯一確定のものでなければならぬ。最適経路を規定する諸条件の中には、初期時点の資本ストックや生産技術（さらには生産性の上昇率・労働人口の増加率）などと並んで、「社会計画者」の時間選好率、すなわち現在の欲求充足と将来の欲求充足の相対的な優先度が含まれる。一般に、時間選好率が高い（現在の欲求充足を優先する度合いが高い）ほど、均衡における資本ストックと消費の水準は低いが、定常均衡の近傍に到達するに要する時間は短くてすむ（110 頁）。したがって、時間選好率は、生産技術に関するパラメータと並んで、最適経路のクリティカルな規定要因である。

著者は、資本主義の初期段階では、「一般民衆」の時間選好率は「社会計画者」のそれよりも低いと想定している。これは著者の理論にとって不可欠な想定である。実際、もし両者の時間選好率が常に一致するならば、蓄積を強制する機構としての資本主義は必要ない。しかし、「社会計画者」の時間選好率に基づいて決定される蓄積経路を実現することは、いかなる根拠で歴史的な「正当性」をもつのだろうか。そのような蓄積経路は、なぜ、民衆自身の時間選好率を（分権的な市場を通じて）反映する蓄積経路に対して、優先権をもつんだろうか。この点について著者は何も語っていない。

「社会計画者」の時間選好率は「一般民衆」のそれよりも優先されるべきであるというのは、価値中立的な命題ではなく、ある種のパターナリズムを含意する規範的命題である。したがって、その当否を論じることは、規範論の領域に属する。とはいえ、このように「社会計画者」に蓄積率の優先的決定権を認めるという規範的立場をとることは、史的唯物論が完全に価値中立的な（あるいは価値規範の上に立つ）理論であるという著者のもう一つの基本的主張と整合的ではない。

さらに、著者の規範的立場を認める場合にも、なお次のより根本的な問題が残る。それは、「社会計画者」とはいったい誰か、その時間選好率はどのように決まるのか、分析者はその水準をどのようにして知ることができ

るかという問題である。著者も認めるように、時間選好率は「主観的な」パラメータである（108頁）。したがって、「社会計画者」が誰であれ、〈客観的に正しい時間選好率〉などというものはない。著者は「社会計画者」を、各時点で蓄積の決定権を握る人々と同一視し、その時間選好率を、現実の蓄積経路が最適蓄積経路の近傍にあるという前提に基づいて計算している。この方法では、「資本主義は最適蓄積経路を近似的に実現する」という命題は、現実の分析によって実証されるべき仮説としてではなく、アприオリな公理として取り扱われることになる。したがってそれは、「起きたことは全て必然である」という歴史観に立つことを意味する。

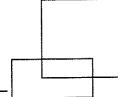
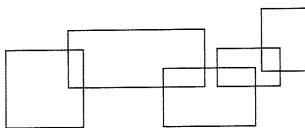
もっとも、著者は必ずしもあらゆる事象は必然であると考えているわけではない。そのことは、著者が「鄧小平改革の知恵」を高く評価していることからも明らかである（165頁）。著者の理解では、歴史の発展法則は、長期的に、大きな趨勢として貫徹するのであって、短期的にはそこからのさまざまな乖離が生じうる。とすれば、権力者が、歴史的に正当な蓄積率よりもさらに高い蓄積率を追求し、社会に（より賢明な政策の下では回避が可能であったという意味で）無用の犠牲をもたらすと

いう事態も、起こりうるであろう。しかし、いったん現実の蓄積経路が最適蓄積経路から乖離する可能性を認めてしまえば、最適経路を特定することは不可能になる。なぜなら、かりに歴史の発展法則を体現する「社会計画者」があたかもヘーゲルの絶対理念のような意味で「存在」するとしても、外部の観察者には、その時間選好率を知るための手がかりが存在しないからである。

IV

これらの疑問にもかかわらず、長期定常均衡への到達（蓄積の停止）こそが資本主義の終焉であるという、従来の通念を覆す著者の主張は、成長率の長期的低落という資本主義の歴史的趨勢を理解するうえで、きわめて重要な提起であると思われる。本書は、「資本主義の発展と死滅」を論じるというマルクス経済学の年来の立場にあくまでこだわり、しかも、これをたんなる断言や題目にとどめず、理論的な論証を与えようと試みている点において、類書にない特徴をもっている。本書が広く読まれ、その諸命題について活発な議論が開始されることを期待したい。

（森岡真史 所員 立命館大学）



庶民の日常から歴史を観ると

YOSHIDA Syoji
吉田省二

1989（平成1）年の秋、基礎研の集会が宇治市の産業会館で開かれ、私も参加できた。山口正之先生や森岡孝二先生の講演を拝聴し、経済科学通信を一冊購入して、そこにはさまれていた「基礎研の案内」をみて、退職後はここに入れて貰おうと考えた。翌年の四月、河原町の芝山ビルの事務所を訪ね、自由大学院入会の手続きを行い、第五学科「社会構成体ゼミ」を紹介して頂いた。

5月連休明けの例会に、初めて出席したとき数人の方々が居られ、その中でセーターを着て白皙で当たりの柔らかな感じの方が、「藤岡です」といって自己紹介をされた。私は、大学の先生といえば立命館の細野武男先生や、武藤守一先生たちの印象が強く、幾分緊張しながら訪ねたものだったが安堵し、その後滋賀県民主教育研究所の、小嶋先生から名刺を頂いた。この日行なわれたセミナーのテーマなどは記憶に無いが、次回のテキストに堀尾輝久著教育学入門が決められ以来今日まで、私には中学校教員としての狭い関心領域から、より広い世界へ誘われることになった。頭に浮かぶ二三冊のテキストの著者を上げれば、ウォラースtein、シューマッハ、竹内章郎「弱者の哲学」など。最近は経済学の古典に帰りスミスの国富論を読んでいる。これらの学習を通して思い浮かぶことは、在職中の授業の中身の不確かさな

どであり、取り返しのつかぬ反省を迫られることも度々である。

藤岡先生の国際交流活動の中で、ガンディー（1869～1948）の活動を紹介されたことがある。ガンディーと言えば私達にとっては、1930年代後半期の頃、インドの独立運動の指導者として、イギリスの支配に対して非暴力・無抵抗の抵抗・断食と言った言葉の端々が、父や兄たちの話し合いの様子と共に思い浮かぶ。

ガンディーは私達の祖父達と同世代人であり、第一次大戦後の時期のインドでは、独立運動の広がりと共に、非暴力的抵抗運動の連鎖反応として、「小作料不払い」を主な抵抗形態とする農民の組織、「エーカー（団結）」と称する反地主的組織が結成（21年）されている。この時期に日本の農村では、祖父達の世代が小作農としての、自らの立場に思い至るけれども、彼らが、自らを解放するための手立てを、見出すことができたであろうか。ハンナ・アレントの「人間の条件」を学びながらそんなことも考えた。アレントが、人間の条件として挙げた「労働・仕事・活動と言論」の三点から、当時の農村生活を振り返ってみることがある。

農と歴史、観光を堪能した明日香村ゼミ

松田文雄（所員）

10月14日、藤岡惇先生をはじめ人間発達ゼミに所属する6名は、ひごろゼミを開催している基礎研のオフィスを飛び出し、奈良県の明日香村で野外ゼミをおこなった。

きっかけは、ゼミメンバーの一人が財団法人明日香村地域振興公社、通称「あすか夢耕社」が取り組む「あすか棚田オーナー制度」に参加していて、かねてより明日香の棚田を見学しようという提案していたことである。明日香村には石舞台古墳をはじめとする歴史的な遺跡が美しい自然と棚田に囲まれて存在し、日本の「原風景」ともいえるすばらしい景観を残している。だが、高齢化や過疎化がすすむなかで、耕作放棄地となってしまう棚田も生まれ、この景観が失われる可能性も出てきた。そこで、この棚田の維持のための負担を地元の人々だけに負わせるのではなく、都市部の人間もその一部を負担するとともに、農の素晴らしさも共有しようというのが「あすか棚田オーナー制度」である。

具体的には年会費40,000円を支払うと、一区画100平米の田んぼが割り当てられ、農家の指導のもとで苗づくりから収穫までの体験を楽しめ、新米40キロ（最低保障）がもらえる。また、年会費30,000円を支払うと、区画の割り当てはないけれど、稲刈りや脱穀、スキづくりなどの作業を楽しめ、新米30キロがもらえるという仕組みだ。

私達は、棚田が連なる明日香村稻渕集落を訪れ、「あすか夢耕社」理事長の小倉さんにお話を伺った。

小倉さんのお話によれば、明日香村の人口は1970年には7500人だったが、現在は6000人にまで減少している。

小倉さんたちが「棚田オーナー制度」をたちあげるきっかけとなったのが、1995年に高知県梼原町で開催された「第1回全国棚田サミット」に参加したことだった。

現在、棚田では農薬や化学肥料の使用を控えて美味しいコメをつくっており、農協では30kg6000円でしか売れないコメが、12,000円と倍の値段で売れているという。稲作以外では、イチゴ、シクラメン、大根、白菜などを栽培している。特にイチゴは、「あすかルビー」のブランドで販売されて、大変儲かっていて、年収1000万円以上になっている農家もあるということだった。農業をとりまく環境は厳しいとはいえ、地域で知恵を出し合えば、新たな活路が見出せるのではないかと改めて感じた。

小倉さんのお話を伺ったあと、私達は棚田のなかの道をゆっくりと散歩した。ちょうど、棚田のなかでは恒例の「案山子（かかし）コンテスト」がおこなわれていた。今年のテーマ「帰ろかな」にそって、さまざまな工夫を凝らしてつくった案山子が棚田のなかをめぐる道沿いに46体設置されていた。「帰ろかな」というテーマは、人間発達ゼミで日頃議論している「自然への高次回帰」にも通じるものがあるようにも感じた。

道中、亀石、鬼の俎（まないた）、鬼の雪隠（せっちん）などの歴史遺跡も見学した。秋晴れにも恵まれ、農と歴史、観光を堪能した一日であった。

2012年10月22日

※66頁と73頁に写真がありますので、あわせて御覧ください。（編集局）

基礎経済科学研究所 理事長再任挨拶

中谷武雄

第35回研究大会の総会で理事長に再任されました。2011年に理事長、編集局長が交代し、新たな体制で出発しての1年間でした。研究大会のテーマ「震災と現代経済、その復興と未来社会の展望」という課題意識を共有し、『経済科学通信』の編集・発行、関連する特集や個別論文の掲載、「震災・原発問題福島シンポジウム」の開催（2012年3月24－25日：コラッセ福島、経済理論学会他との共催）、「人間発達の震災復興」（仮）プロジェクトの発足など、緊急で重要な課題に焦点を当てて、研究所の活動が展開されてきていると言えるでしょう。さらに、自由大学院ゼミが継続的に持続され、また現代資本主義研究会を定期的に開催してきた結果として、（以前からの継続とはいえ）『アダム・スミス『法学講義Aノート』Police編を読む』、『貧困社会ニッポンの断層』、『変貌するアジアと日本の選択』（昭和堂）の3冊のゼミ活動の成果を出版することができました。

第35回研究大会は、「福祉国家と非営利・協同組織：雇用と社会報奨の問題をめぐって」と「文化による地域、社会の再生に向けて：文化経済学と文化政策学の到達点」の2つの共通セッションを通じて、新しい社会や地域の持続可能な創造的発展に向けて、その主体や担い手の形成も含めて、人間発達の経済学による地域や社会の将来展望が大いに議論されました。その成果の一端が今号に収録されています。震災・原発災害からの復興問題も視野に入れて、理論と実践、現場と研究会を繋いで、参加者を増やしていくみたいです。

当面は、3月に迫った春季研究交流集会「2013年国際シンポジウム in フクシマ：核と人類は共存できるか－3・11から2年、あらためて人間の安全な発達保障を考える－」の成功に向けて、全力で準備を進めることができることでしょう。そして次回研究大会は、伊藤誠先生においでいただき、ベーシックインカム論など、社会保障や福祉国家論を中心に議論します（9月14－15日、京都府立大学）。皆さん、ふるってご参加ください。詳細は順次、HPに掲載されます。ぜひ一度ご参照ください。

2012年度役員一覧

2012年9月15日に開催された研究所総会におきまして、2012年度基礎経済科学研究所理事長、事務局長、理事および会計監査が選任されましたので、下記のとおりご報告いたします。

〈理事〉（敬称略、50音順。氏名の下の括弧は各担当）

池田清（兵庫地域、震災プロジェクト）、井貝浩、岩橋昭廣、井内尚樹（常任理事）、植田和弘、梅原英治、大西広（副理事長、常任理事）、岡田知弘、小沢修司（副理事長、常任理事、共同研究）、角田修一（副理事長、常任理事、編集局長）、北川健次（自由大学院）、後藤宣代、阪本将英（東京支部）、桜井善行、佐々木雅幸、高田好章（副理事長、常任理事、情報、事務局担当理事）、田中幸世（常任理事、編集局、自由大学院）、十名直喜（愛知地域）、中谷武雄（理事長）、中野裕史（事務局長）、中村浩爾（常任理事、自由大学院校長）、福島利夫（東京支部）、藤岡惇（常任理事、編集局）、細居俊明（高知支部）、増田和夫（常任理事、労働者研究者研究推進）、増田晃一（香川支部）、松本朗（常任理事、編集局）、三谷進、宮田和保（北海道支部）、森岡孝二、森岡真史、山西万三、和田幸子

〈会計監査〉

小野満、田中宏

編集後記

▼『通信』の編集にかかわって2年目に入ったかと思います。この間、多忙を理由に満足に作業を手伝えずに誠に心苦しい思いでござしてきました。こうして『通信』を皆様の手元にお届けできるのは、実質的に編集作業を行っている他の編集局員がいるからです。私自身大変感謝しております。

▼さて、本号は今年9月に京都橋大学での第35回研究大会の内容を中心に編んであります。本号の内容を見ると非営利協同組織の多様性が読み取れます。同時に、問題の対象領域が雇用問題から文化、都市創造にまで広がっていることもわかります。このようにみていくと、現代社会が抱える問題の根深さや広範さを思い知らされます。資本の論理とは異なった次元で現代の社会問題を解決するための答えを示すことができるかどうか。ここに非営利協同組織に突きつけられたミッションがあるように思います。

▼資本主義経済に対するオータナティブとして登場してきたはずの非営利協同組織が市場原理の渦の中に巻き込まれ、その使命を見失ってしまう例をよく見かけます。非営利協同組織の「民主的な性格」のためか、それとも組織ガバナンスが未成熟のためか、組織が「私物化」されることも大きな問題だと言えます。法外な退職金が支払われるなどの形で表面化する例があるようですが、組織

内に埋没して表面化しない問題も多々あるはずです。自ら本務としてつとめている学校法人も例外とは言えず、自戒の念を持つつ、大学と関わる必要を痛感しています。

▼編集後記をまとめているこのとき、年の瀬衆議院選挙の結果が出ました。野田首相の使命は、結局のところ「民主党をつぶす」ことだったようです。「自民党をぶっつぶす」と吠えて首相になり長期政権を担当し、市場原理主義を徹底的に展開した小泉氏とはだいぶ違うようです。実は野田首相がやってきたことは自民党路線への逆戻りで、今度の選挙はその流れが加速されただけだったのではと考えると来年もあまり明るい年ではなさそうです。だからこそ、オータナティブとしての非営利協同組織の存在感が増さなければならないと思います。

▼編集後記をまとめていますと、2013年は『通信』や基礎研とどのように関わるのだろうかなどという思いを巡らせる時間を持つことができます。しかし、現在の本務校に赴任してきて以来年々多忙になる身辺を象徴するかのように、多くの残務を処理しなければならない年の瀬の状況へとすぐに引き戻されてしまいます。落ち着いて、じっくりと自らの思惟を巡らせる時間、環境を取り戻すためにはどうしたらよいか。当面の命題はここにあります。

(松本朗)

129号特集の誌面批評を募ります（編集局）

- ・通信129号特集「労働組合運動強化の課題」の内容に関して、内外からいくつか感想や意見が寄せられています。通信編集局では、129号特集について、すでに誌面批評をお願いしているものもありますが、読者から広く誌面批評を受け付けることにいたしました。
- ・分量は本誌の1ページ以内に収まる範囲で、締め切りは2013年2月14日です。読者のみなさんの積極的なご意見やご感想をお寄せください。なお、掲載の可否は編集局の責任で判断します。
- ・上記特集に関連するものとして、124号（2010年12月）小特集「労働組合運動の新たな発展のために」中村浩爾、寺間誠治、中篤聰3氏の論稿、127号（2011年12月）大西広氏の論文、があります。

老年者控除廃止と医療保険制度改革

国保料（税）「旧ただし書方式」の検証

牧昌子著

A5判並製

定価2100円（税込）

廃止された老年者控除の歴史的意味を検証するとともに、廃止後に実施された高齢者の医療制度改革に対するその影響を明らかにし、所得税における人的控除の廃止・縮減、医療保険制度改革に警鐘を鳴らす。

宗教・唯物論・弁証法の探究

両角英郎著 A5判上製 定価2940円（税込）

マルクス主義哲学の立場から、ソ連・東欧の社会主義崩壊を思想的に総括し、現代における変革の課題、宗教の役割について考察。

仕事のストレス、メンタルヘルスと雇用管理

労働経済学からのアプローチ

山岡順太郎著 A5判上製 定価2730円（税込）

深刻化する労働者のメンタルヘルス問題の背景にはなにがあるのか。社会経済的要因を明らかにし、改善のための政策を提言する。

会計学の基本問題

会計観の株主（資本主）中心から企業本位への変遷

酒井治郎著 A5判上製 定価2940円（税込）

エンティティ観に立つ企業体理論（制度理論）の立場から、これまでの会計主体論争を整理し、財務諸表上の表示内容の変遷を明らかにする。

『法学講義Aノート』

アダム・スミスPolice編を読む

中村浩爾・基礎経済科学研究所編 A5判並製 定価2100円（税込）

アダム・スミスの主著『国富論』の基礎となつた『法学講義Aノート』Police編の初めての翻訳書。

概説 社会経済学

角田修一著 A5判並製 定価2835円（税込）

アメリカ・ラディカル派経済学の成果を積極的に取り入れ、「資本一般」の範囲を超えるより具体的な内容を開拓したテキスト。

革新の再生のために

成熟社会再論

碓井敏正著 四六判上製 定価1680円（税込）

閉塞の時代において革新が再生するために何が必要か。規範哲学の研究者が人権や民主主義の新たな傾向や組織論を踏まえ世に問う話題の書。

ボクらの村にも戦争があつた

学校日誌でみる昭和の戦争時代

田中仁著 A5判上製 定価2520円（税込）

満州事変から敗戦に至る時期、学童・生徒らがいかにして戦争に動員されていったのか。京都府の小・中学校に残された学校日誌が明らかにする「ボクらの村の戦争記録」

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

- 種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰 45枚以内
研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
- 原 稿
- ・編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送の場合は、返却不要なメディアに保存して、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しません。
 - ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
 - ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。
- 掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。
- 論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

経済科学通信 第130号 2012年12月31日発行

- 編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL http://www.kisoken.org
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局
- 編集局長 角田 修一
副編集局長 山西 万三 松本 朗
編集局員 大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史
森本 壮亮 佐々木 雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史
中谷 武雄 藤岡 悅 木下 英雄 田添 篤史
印刷所 モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301 (代)
- 購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

変貌するアジアと日本の選択

——グローバル化経済のうねりを越えて 和田幸子編著 二七三〇円
グローバル化の進展によるアジアの激変。そこで起る現実を知り、
日本とアジアの新たな関係を構築する。

時代はまるで資本論

——貧困と発達を問う全10講 基礎経済科学研究所編 二五二〇円
新しい「貧困」にどう対処するか。『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

緑の産業革命

——資源・エネルギー節約型成長への転換 ドイツのエコロジー的構造転換政策の紹介と日米中印の「緑の産業革命」を概観。

ケインズは資本主義を救えるか

——危機に瀕する世界経済 世界経済を社会哲学・経済政策的見地から検討し、資本主義の向かう先を追究。

アメリカの労働組合運動

——保守化傾向に抗する組合の活性化 チャールズ・ウェザーズ著／前田尚作訳 三九九〇円

アダム・スミスの道徳哲学

——公平な観察者 D.D.ラフィル著／生越利昭・松本哲人訳 一九四〇円

国際平和と「日本の道」

——東アジア共同体と憲法九条 望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 一五二〇円

経済統計学

——基礎理論の理解と習得 大西広・藤山英樹著 二四五円

新刊

——グローバル化経済のうねりを越えて 和田幸子編著 二七三〇円
グローバル化の進展によるアジアの激変。そこで起る現実を知り、
日本とアジアの新たな関係を構築する。

自由主義と社会主義の規範理論

価値理念のマルクス的分析

●マルクスは正義や自由をどのように論じたか



松井 暁著 A5判・4500円

ローレンス「正義論」以来、自由・平等・正義といった価値を根源的に考察し、「社会のあるべき姿」を探求してきた現代の規範理論。その到達点をもとめて、マルクスの社会主義論を再解釈し、「自由主義の発展としての社会主義」を構想する。

●1%のための経済から、99%のための経済へ

99%のための経済学入門

マネーがわかれれば社会が見える



山田博文著 A5判・1900円

富める者がますます富む「1%のための経済」や、それに付随する経済学を脱し、99%の生活者の幸福のための経済学へ。日本経済のかかる「おかしさ」をやさしい言葉で解きほぐし、誰もが安心して暮らせる社会への道すじを描く。

●脱原発の力はここにある！ —— 飯田哲也氏推薦 —

自然エネルギー革命をはじめよう

地域でつくるみんなの電力

高橋真樹著 46判・1800円

北海道から九州まで、各地の自治体や市民がとりくんでいる自然エネルギー発電の実例をルポ。どうやってお金を集め、自然エネルギーをどう活用し、どう売つていいのか。創造的な活動の中に脱原発への希望の回路が見えてくる。

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 値格税別表示

後藤康夫・森岡孝二・八木紀一郎編

四六判上製・2400円

いま福島で考える 震災・原発問題と 社会科学の責任

経済学系4学会が福島に集い、地元自治体、福島大学、日本学術会議、ドイツ政府エネルギー問題倫理委員会の各関係者などを招き、市民の参加も得て、これからの福島、これからの日本、これから社会科学を考え、討論したシンポジウムの全記録。

保坂直達著

四六判上製・2400円

資本主義とは何か 21世紀への経済地図

H・バーンスタン著／渡辺雅男監訳
資本主義はどこへ向かっているのか？ 資本主義経済の改革は可能か？ ケインズ派経済学者が歴史と理論を再検証して、改革の处方箋を提示する。

森岡孝二編
H・バーンスタン著／渡辺雅男監訳

四六判上製・2800円

食と農の政治経済学

農業・農民の変化とその存在の多様性を歴史的かつ同時代的に読み解き、グローバリゼーション下の農業の現在とこれからを考察する。

森岡孝二編

四六判上製・2700円

貧困社会ニッポンの断層

企業社会の果てに貧困社会になつた日本。拡がる貧困の諸相を問い合わせ、亀裂を深める日本社会の断層と、そこから露呈する日本経済の深層を抉り出す。

竹内真澄著

四六判上製・4200円

物語としての社会科学

「個人の自立」の徹底によって近代主義を超える可能性——人称論を手がかりに現代の世界社会像を構築する清新な社会科学論。

世界的横断と歴史的縦断

工藤 章著

A5判上製・6200円

日独経済関係史序説

日本とドイツの一世纪を超える相互関係の歴史と現状、両国経済（企業と国民経済）の比較。

原薫著

A5判上製・8500円

戦時インフレーション 昭和12～20年の日本経済

経済政策と経済実態からみた戦時体制——日中戦争に始まるアジア・太平洋戦争期の日本経済をインフレ政策に焦点をあてて描き出す。

大谷頼之介著

A5判上製・5200円

マルクスのアソシエーション論 ——未来社会は資本主義のなかに見えている

菊本義治・西山博幸・伊藤国彦・藤原忠毅
斎藤立滋・山口雅生・友野哲彦著

A5判上製・2700円

グローバル化経済の構図と矛盾

経済理論学会編

B5判並製・2000円

季刊 経済理論 第49巻第4号 (2013年1月)

特集○ヨーロッパ資本主義モデルの行方

特集にあたつて
欧洲債務危機下におけるイギリス福祉国家
新たなスウェーデン・モデルの形成

欧洲経済危機とフレキシキユリティ
デンマーク・モデルのストレステスト

第二次世界大戦後ドイツ連邦共和国の福祉制度と経済秩序

ほか

岡本英男
篠田武司
遠山弘徳
若森章孝
福澤直樹